第1編 総則

(略)

第4節 計画の推進

災害による人的・経済的被害を軽減するための備えを一層充実させる必要性から、市及び防災関係機関は、平常時から災害に対する予防対策として、主要交通や通信機能の強化、住宅、教育・医療等の公共施設、ライフライン機能の安全性確保を図り、災害に強いまちづくりを推進する。また、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため、防災関係機関の相互連携や、各種防災活動体制の整備・強化を図る。さらに、被災者支援対策として、障がい者・高齢者等の要配慮者や女性の視点から捉えた避難所の運営等、これら諸対策に関する実践的な防災訓練を多くの市民が参加できる形で実施するなど、防災思想の普及・啓発に努める。

併せて、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進する。

なお、男女双方の視点や、高齢者、障がい者等に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災対策活動や復旧・復興の現場において、女性や高齢者、障がい者等、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努めるものとする。

また、市及び防災関係機関は、国土強靭化基本法における国土強靭化の基本目標である、

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 国民の財産及び公共施設にかかる被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

を踏まえ、防災対策の推進を図る。

(略)

第6節 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

(略)

第4 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

災害防止に関し、能代市、秋田県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公 共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務または業務を処理するもの とする。

第1編 総則

(略)

第4節 計画の推進

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト 対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を推進するとともに 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確 に想定することにより、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図 ることとする。

市及び防災関係機関等は、平時から災害に対する予防対策として、</u>災害による人的・経済的被害を軽減するための備えを一層充実させる必要性から、市及び防災関係機関は、平常時から災害に対する予防対策として、主要交通や通信機能の強化、 災害対応業務のデジタル化による効率化、住宅、教育・医療等の公共施設、ライフライン機能の安全性確保を図<u>るとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施し</u>、災害に強いまちづくりを推進する。また、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため、防災関係機関の相互連携や、各種防災活動体制の整備に努めるとともに、被災者支援対策として、高齢者、<u>障がい者、乳幼児等の災害時要配慮者(以下、「要配慮者」という。)</u>や女性の視点から捉えた避難所の運営等、これら諸対策に関する実践的な防災訓練を多くの市民が参加できる形で実施するなど、防災思想の普及・啓発に努める。また、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

併せて、<u>「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、市は、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、</u>市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動など、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

なお、男女双方の視点や、高齢者、障がい者等に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災対策活動や復旧・復興の現場において、女性や高齢者、障がい者等、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努めるものとする。

また、市及び防災関係機関は、国土強靭化基本法における国土強靭化の基本目標である、

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 国民の財産及び公共施設にかかる被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

を踏まえ、防災対策の推進を図る。<u>その際、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きなが</u>ら,関係者一体となって事前防災に取り組むものとする。

(略)

第6節 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

(略)

第4 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

災害防止に関し、能代市、秋田県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公 共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務または業務を処理するもの とする。

能代市地域防災計画 第 1 編 総則 新旧対照表 (案)

	化气力地域则火計画 另一桶 秘别 利口对照衣(条)			
	IB		新	
1 能代市		1 能代市		
(1) 能代市防災会議及	ひで能代市災害対策本部に関すること	(1) 能代市防災会議及で	が能代市災害対策本部に関すること	
(2) 防災に関する施設	段及び組織の整備と訓練に関すること	(2) 防災に関する施設	及び組織の整備と訓練に関すること	
(3) 防災に関する調査	査・研究に関すること	(3) 防災に関する調査	・研究に関すること	
(4) 防災事業の推進に	こ関すること	(4) 防災事業の推進に	関すること	
(5) 防災に必要な物資	資及び資機材の備蓄、整備、流通対策に関すること	(5) 防災に必要な物資	及び資機材の備蓄、整備、流通対策に関すること	
(6) 防災知識の普及と	: 防災に関する教育及び訓練の実施に関すること	(6) 防災知識の普及と	方災に関する教育及び訓練の実施に関すること	
(7) 市の区域内にある	る公共的団体及び自主防災組織等の結成、育成、指導に関すること	(7) 市の区域内にある	公共的団体及び自主防災組織等の結成、育成、指導に関すること	
(8) 災害による被害の)調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること	(8) 災害による被害の調	周査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること	
(9) 災害の予防、警戒	戈及び防御、被害の拡大防止に関すること	(9) 災害の予防、警戒	及び防御、被害の拡大防止に関すること	
(10) 避難準備情報、過	<u> 避難の勧告・指示</u> の発令、並びに避難誘導に関すること	(10) <u>高齢者等避難、避</u>	<u>維指示、緊急安全確保</u> の発令、並びに避難誘導に関すること	
(11) 被災者の救助、係	R護に関すること	(11) 被災者の救助、保証	隻に関すること	
(12) 災害復旧資材の確	催保に関すること	(12) 災害復旧資材の確保	呆に関すること	
(13) 被災産業に対する	る融資等の対策に関すること	(13) 被災産業に対する層	融資等の対策に関すること	
(14) 被災市施設の応急	急対策に関すること	(14) 被災市施設の応急	対策に関すること	
(15) 被災時における係	保健衛生、文教対策に関すること	(15) 被災時における保健	建衛生、文教対策に関すること	
(16) 災害対策要員の動	め員に関すること	(16) 災害対策要員の動員	員に関すること	
(17) 災害時における交	で通、輸送の確保に関すること	(17) 災害時における交流	通、輸送の確保に関すること	
(18) 被災施設の復旧に関すること		(18) 被災施設の復旧に	関すること	
(19) 市内の関係団体か	ぶ実施する災害応急対策等の調整に関すること	(19) 市内の関係団体が	実施する災害応急対策等の調整に関すること	
(20) 災害時における糸	合水確保に関すること	(20) 災害時における給力	k確保に関すること	
(21) 下水道施設の被害	『調査及び復旧対策に関すること	(21) 下水道施設の被害詞	周査及び復旧対策に関すること	
(22) 県その他の防災関	関係機関との連絡調整、協力に関すること	(22) 県その他の防災関係	系機関との連絡調整、協力に関すること	
(23) 災害救助法が適用	目された災害に関し、知事から委任された救助事務または知事の補助者	(23) 災害救助法が適用	された災害に関し、知事から委任された救助事務または知事の補助者	
としての当該事務の)実施に関すること	としての当該事務の領	実施に関すること	
(24) その他市の分掌に	て係わる防災対策に関すること	(24) その他市の分掌に位	系わる防災対策に関すること	
(略)		(略)		
4 指定地方行政機関		4 指定地方行政機関		
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	
(略)		(略)		
	1 災害状況の調査に関すること		1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること	
	2 災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関		2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に係る融	
	<u>すること</u>		<u> 資に関すること</u>	
東北財務局	3 災害時における金融機関等に対する被災者支援のための	東北財務局	3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること	
秋田財務重務正	<u> </u>	秋田財務重務所	4 公共主大協設 農林水産協設等の災害本党の立合に関する	

	1 及書状況の調査に関すること
	2 災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関
	<u>すること</u>
東北財務局	3 災害時における金融機関等に対する被災者支援のための
秋田財務事務所	金融上の措置の要請に関すること
	4 地方公共団体に対する災害復旧融資に関すること
	5 地方公共団体に対する国有財産の貸付に関すること
(略)	

1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策について の指導及び助成に関すること

- 2 農業災害に係る資金融資に関すること
- 3 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集
- 連絡に関すること

東北農政局

秋田地域センター

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
(略)	
	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること
	2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に係る融
	<u>資に関すること</u>
東北財務局	3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること
秋田財務事務所	4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関する
	<u>ے کے </u>
	5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に
	関すること
(略)	
	1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策について
÷ II. # ₹/. □	の指導及び助成に関すること
東北農政局	2 農業災害に係る資金融資に関すること
<u>秋田県拠点</u>	3 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集
	連絡に関すること

能代市地域防災計画 第1編 総則 新旧対照表 (案)

	IB		新	備考
(略) 東北地方整備局 能代河川国道事務 (略)	1 国の直轄土木施設の災害防止並びに応急対策、災害復旧対策に関すること 2 水防警報等の発表及び伝達に関すること 3 災害の発生が予測される時や、災害発生時において、県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の提供に関すること	(略) 東北地方整備局 能代河川国道事務所 (略)	1 国の直轄土木施設の災害防止並びに応急対策、災害復旧対策に関すること 2 水防警報等の発表及び伝達に関すること 3 <u>気象警報の伝達に関すること</u> 1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用	加
(新設) 仙台管区気象台 秋田地方気象台	(新設) 1 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象業務に必要な観測体制の充実、予報・通信等の施設及び設備の整備に関すること 3 気象、地象、(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達と、これらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること 4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に関すること 5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての、技術的な支援・協力に関すること 6 災害の発生が予測される時や、災害発生時において、県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の提供に関すること 7 県や市町村、その他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること	<u>東北地方測量部</u> 仙台管区気象台 秋田地方気象台	 に関すること 復旧測量等の実施に関すること 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 	
(略)	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関す	(略)	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関す	
東北防衛局	1 災害時における目解隊及び任日末車との連絡調整に関すること 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること (新設)	東北防衛局	1 災害時における目衛隊及び任日末車との連絡調整に関すること 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係 地方公共団体等への連絡に関すること	
		東北地方環境事務所 鹿角自然保護官事務所 秋田自然保護官事務所	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に 関すること 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的 支援の要請及び調整に関すること	

能代市地域防災計画 第 1 編 総則 新旧対照表 (案)

	旧		新	備考
	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に		5 家庭動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や 支援要請等及び救護支援の実施に関すること	
東北地方環境事務所	3 人気的集的正伝、小貝的側的正伝寺に基づく棟笛・指小に関すること	 6 指定公共機関		
鹿角自然保護官事務所 秋田自然保護官事務所	4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	
MADWING 13377	支援の要請及び調整に関すること <u>(新設)</u>	独立行政法人国立病院機構	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害 医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること	
6 指定公共機関		本部北海道東北ブロック事務所	3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収	
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること		集、通報に関すること 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策 計画、災害復旧計画等の支援に関すること	
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所	2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害 医療班の派遣及び輸送手段の確保に関すること 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収 集、通報に関すること 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策 計画、災害復旧計画等の支援に関すること	(略) 東日本電信電話株式会社 宮城事業部 秋田支店 株式会社NTTドコモ 東北支社秋田支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に 関すること 2 災害時における非常通話の運用に関すること 3 気象警報の伝達に関すること	
(略) 東日本電信電話株式会社 宮城事業部 秋田支店 株式会社NTTドコモ 東北支社秋田支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東北支店	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に 関すること 2 災害時における非常通話の運用に関すること 3 気象警報の伝達に関すること	東北支店 KDDI株式会社 東北総支社 <u>ソフトバンク株式会社</u> <u>仙台営業所</u>		
 R 1 又		(略)イオン株式会社株式会社セブン-イレブン・ジャパン株式会社ローソン株式会社ファミリーマート	1 災害時における物資の調達及び供給確保に関すること	
(新設)	_(新設)_	(略)		
(略)				

IB	新
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画
第1節 防災知識の普及啓発	第1節 防災知識の普及啓発
【実施機関:各部局、防災関係機関】	【実施機関:各部局、防災関係機関】
第2 市及び防災関係機関の職員に対する防災教育	第2 市及び防災関係機関の職員に対する防災教育
(略)	(略)
2 対策 (略)	2 対策 (略)
(2)教育の内容 ア 能代市地域防災計画の概要 (ア)市災害対策本部の設置について (イ)非常参集の方法について (ウ)職員の任務分担について (エ)情報連絡について (オ)被害調査及び報告について イ 各種防災関係マニュアルの周知 (ア)災害時動員マニュアル (イ)避難指示・勧告マニュアル (ウ)避難所運営マニュアル (略)	(2)教育の内容 ア 能代市地域防災計画の概要 (ア)市災害対策本部の設置について (イ)非常参集の方法について (ウ)職員の任務分担について (エ)情報連絡について (オ)被害調査及び報告について イ 各種防災関係マニュアルの周知 (ア) <u>災害対策本部設置運営マニュアル(災害時職員動員マニュアル)</u> (イ) <u>避難情報の判断・伝達マニュアル</u> (ウ)避難所運営マニュアル
第4 市民に対する防災知識の普及	第4 市民に対する防災知識の普及
(略) 2 対策 市及び防災関係機関は、以下のとおり防災知識の普及に努める。また、市民は、自ら防災知識の習得に努める。 (略)	(略) 2 対策 市及び防災関係機関は、以下のとおり防災知識の普及に努める。また、市民は、自ら防災知識の習得に努める。 (略)
(2) 普及すべき内容 ア 災害に関する知識 イ 能代市地域防災計画の概要 ウ 自主防災組織と活動状況 エ 過去の災害の紹介、災害教訓の伝承 オ 災害発生時の心得 (ア) 災害情報の取得方法の確保 (イ) 連絡方法の確保(安否情報の提供機関、確認手段) (ウ) 避難の時期、避難する場所、避難ルート及び避難方法の確保 (エ) 非常食料及び身の回り品の備蓄及び貴重品の整理 (オ) 災害の様相に応じてとるべき手段・方法等 (カ) 避難時の避難行動要支援者への支援の必要性 (キ) 指定避難所における要配慮者や女性への配慮の必要性 (ク) 指定避難所におけるプライバシーの配慮の必要性 (新設) カ 災害危険箇所の位置及び種類 キ 特別警報が発表された際の適切な行動	(2) 普及すべき内容 ア 災害に関する知識 イ 能代市地域防災計画の概要 ウ 自主防災組織と活動状況 エ 過去の災害の紹介、災害教訓の伝承 オ 災害発生時の心得 (ア) 災害情報の取得方法の確保 (イ) 連絡方法の確保(安否情報の提供機関、確認手段) (ウ) 避難の時期、避難する場所、避難ルート及び避難方法の確保 (エ) 非常食料及び身の回り品の備蓄及び貴重品の整理 (オ) 災害の様相に応じてとるべき手段・方法等 (カ) 避難時の避難行動要支援者への支援の必要性 (キ) 指定避難所における要配慮者や女性への配慮の必要性 (ク) 指定避難所におけるプライバシーの配慮の必要性 (ク) 思い込み(正常性バイアス)の克服 カ 災害危険箇所の位置及び種類 キ 特別警報が発表された際の適切な行動
(3) 市民自ら行う防災知識の学習・心得	(3) 市民自ら行う防災知識の学習・心得

	IΒ		新	備考
平常時からの取組	1 家具等の固定 2 非常食料等の生活必需物資の備蓄、非常持ち出し品の整理 (新設) 3 自主防災組織への積極的な参加 4 指定緊急避難場所、指定避難所の徒歩による確認 5 浸水地域や土砂災害危険箇所等の災害危険箇所の確認 6 災害発生時における連絡方法(災害伝言ダイヤル171等)や災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い 7 市及び県等が開催する防災講習会や研修会等への積極的な参加 8 災害教訓の伝承	平常時からの取組	1 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の 転倒防止対策 2 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・ 簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急 箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 3 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 4 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え 5 自主防災組織への積極的な参加 6 指定緊急避難場所、指定避難所の徒歩による確認 7 浸水地域や土砂災害危険箇所等の災害危険箇所の確認 8 災害発生時における連絡方法(災害伝言ダイヤル171等)や災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い 9 市及び県等が開催する防災講習会や研修会等への積極的な参加 10 災害教訓の伝承	
(略)		(略)		
献・地域との共生)を十二 継続マネジメント(BC) ともに、防災体制の整備 等、防災活動の推進に努 市は、各企業における 的な評価の実施等により。 また、市は、企業を地 積極的参加を呼びかけ、「	の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢分に認識し、各企業において災害時に重要業務の継続を図る手法(事業M))の構築とその計画(事業継続計画(BCP))の策定に努めると、防災訓練、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直しめるものとする。 防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みに関する積極、企業の防災力の向上を図る。 域コミュニティーの一員として捉え、地域の防災訓練または研修等への	献・地域との共生)を十 に、リスクに応じた、リ 要業務の継続を図る手法 (BCP))の策定に努 や融資枠の確保等による 等、防災活動の推進に努 市は、各企業における 的な評価の実施等により また、かかは、 第8 地域コミュニラ 市は、自治会・町内会 修等の推進を図るととも かつ継続的に実施される とする。	度の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢一分に認識し、各企業において自らの自然災害リスクを把握するととも「スクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重張(事業継続マネジメント(BCM))の構築とその計画(事業継続計画器的とともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直しるのあるものとする。 防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みに関する積極し、企業の防災力の向上を図る。 地域コミュニティーの一員として捉え、地域の防災訓練または研修等への防災のアドバイスを行う。 「アイーにおける防災教育の普及推進な、自主防災組織等の地域コミュニティーにおける防災教育の普及推進な、自主防災組織等の地域コミュニティーにおける防災に関する教育・研究に、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切らよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るもの	
第2節 自主防災約	組織等の育成	第2節 自主防災	組織等の育成	
	【実施機関:総務部、消防本部】		【実施機関:総務部、消防本部】	
	主防災組織 連携し、以下のとおり自主防災組織の結成の促進と育成に努める。		自主防災組織 主連携し、以下のとおり自主防災組織の結成の促進と育成に努める。	
(略)		(略)		

新項

- ア 自主防災組織間の情報交換等を行う等、連絡体制の強化を支援する。
- イ 自主防災組織の参加を含む防災訓練の実施や、防災資機材の操作講習会・応急手当講習会等の実施、秋田県自主防災アドバイザー派遣事業の活用等により、防災技術の向上に努める。
- ウ 県及び消防機関等と協力して、自主防災リーダーの育成に努める。
- エ 助成金の活用等により、自主防災組織の防災資機材や活動拠点等の整備を支援する。
- オ 防災訓練等を通じて、自主防災組織と市、消防機関等との連携体制の整備に努める。(略)

第3節 防災訓練

【実施機関:各部局、防災関係機関】

第1 基本方針

災害発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとるためには、市及び防災関係機関並びに市民等それぞれが、災害発生時に取るべき行動を想定した実践的な訓練を、計画的に実施することが重要である。

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と 市民との間の協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、さらに地域防災計画の検証 等、副次的な効果がある。

そのため、市及び防災関係機関は、自主防災組織、民間団体、ボランティア団体及び市民と、相互に緊密な連携のもと、冬期の災害や複合災害等の様々な災害条件を考慮した実践的な訓練を実施し、訓練実施後には、訓練内容を評価・検証して課題等を整理し、必要に応じて災害活動体制の見直しを図る。また、周辺市町村や協定締結市町村との共同による訓練を実施し、災害時の連携体制の強化に努める。

なお、訓練の実施に当たっては、女性や要配慮者等多様な主体の視点を取り入れるとともに、 十分な配慮を行う。また、訓練において、特定の活動(例えば、指定避難所における食事作り 等)が片方の性に偏る等、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。

第4節 情報連絡体制の整備

【実施機関:各部局、防災関係機関】

第1 基本方針

災害発生時における迅速・的確な情報の収集・分析及び伝達・指示は、市及び防災関係機関における迅速な初動体制の確立や、迅速かつ適切な応急対策を実施するうえで極めて重要である。

そのため、市は、防災関係機関との情報収集・伝達ルートを確立し、情報収集・伝達体制の整備に努める。また、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を実施するために、市及び防災関係機関は、それぞれの機関が提供または伝達できる情報について、訓練等を通じて実態を把握するとともに、情報伝達体制の強化を図る。

第3 情報収集伝達体制の整備

- ア 自主防災組織間の情報交換等を行う等、連絡体制の強化を支援する。
- イ 自主防災組織の参加を含む防災訓練の実施や、防災資機材の操作講習会・応急手当講習会等の実施、秋田県自主防災アドバイザー派遣事業の活用等により、防災技術の向上に努める。
- ウ <u>地域における自助・共助・協働の取り組みにより防災活動を行うリーダーである防災</u> <u>士と連携しその活動を支援するともに、</u>県及び消防機関等と協力して自主防災リーダー の育成に努める。
- エ 助成金の活用等により、自主防災組織の防災資機材や活動拠点等の整備を支援する。
- オ 防災訓練等を通じて、自主防災組織と市、消防機関等との連携体制の整備に努める。

(略)

第3節 防災訓練

【実施機関:各部局、防災関係機関】

第1 基本方針

災害発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとるためには、市及び防災関係機関並びに市民等それぞれが、災害発生時に取るべき行動を想定した実践的な訓練を、計画的に実施することが重要である。

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と 市民との間の協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、さらに地域防災計画の検証 等、副次的な効果がある。

そのため、市及び防災関係機関は、自主防災組織、民間団体、ボランティア団体及び市民と、相互に緊密な連携のもと、冬期の災害や複合災害等の様々な災害条件を考慮した実践的な訓練を実施し、訓練実施後には、訓練内容を評価・検証して課題等を整理し、必要に応じて災害活動体制の見直しを図る。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、周辺市町村や協定締結市町村との共同による実践型の防災訓練を実施し、災害時の連携体制の強化に努める。

なお、訓練の実施に当たっては、女性や要配慮者等多様な主体の視点を取り入れるとともに、 十分な配慮を行う。また、訓練において、特定の活動(例えば、指定避難所における食事作り 等)が片方の性に偏る等、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。

<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備</u>え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第4節 情報連絡体制の整備

【実施機関:各部局、防災関係機関】

第1 基本方針

災害発生時における迅速・的確な情報の収集・分析及び伝達・指示は、市及び防災関係機関における迅速な初動体制の確立や、迅速かつ適切な応急対策を実施するうえで極めて重要である。

そのため、市は、<mark>災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるとともに、</mark>防災関係機関との情報収集・伝達ルートを確立し、情報収集・伝達体制の整備に努める。また、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を実施するために、市及び防災関係機関は、それぞれの機関が提供または伝達できる情報について、訓練等を通じて実態を把握するとともに、情報伝達体制の強化を図る<u>ほか、市は、秋田県情報集約配信システムによりLアラート(災害情報共有システム)へ発信する災害関連情報等の多様化や、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</u>

第3 情報収集伝達体制の整備

旧	新	 備考
2 情報収集・伝達ルートの確立 市は、以下のとおり、情報収集・伝達ルートの確立に努める。 (略) (4) 相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、多様な情報伝達手段の活用等による情報伝達ルートの多重化、情報の収集連絡体制の明確化等体制の確立に努める。 (略) 第5節 安全避難の環境整備 【実施機関:総務部、市民福祉部、消防本部、防災関係機関】	2 情報収集・伝達ルートの確立 市は、以下のとおり、情報収集・伝達ルートの確立に努める。 (略) (4) 相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、県総合防災情報システム、防災行政無線、 Lアラート(災害情報共有システム)、衛星携帯電話、携帯電話メールシステム、ツイックー等のソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達を行うとともに、情報の収集連絡体制の明確化等体制の確立に努める。 (略) 第5節 安全避難の環境整備 【実施機関:総務部、市民福祉部、消防本部、防災関係機関】	итэ · J
第 2 遊難行動	 第2 避難行動	
1 指定緊急避難場所の指定 (略) 、円滑な避難行動が可能となるよう、施設等の形態、配置等に配慮する。公共施設が災害の状況により指定緊急避難場所として開設できない場合も想定されるため、民間施設を指定緊急避難場所として活用できるか検討し、必要に応じて民間施設の管理者と協定を締結する等の体制を整備する。 指定緊急避難場所として指定している公園・緑地等については、防災機能を強化するとともに、避難困難地域をなくすよう、公園・緑地やオープンスペースの確保を図る。	る。公共施設が災害の状況により指定緊急避難場所として開設できない場合も想定されるため、民間施設を指定緊急避難場所として活用できるか検討し、必要に応じて民間施設の管理者と協定を締結する等の体制を整備する。	
5 指定避難所等の備蓄物資及び設備の整備	5 指定避難所等の備蓄物資及び設備の整備	
(1) 備蓄物資及び設備の整備 市は、指定避難所等に必要な次の設備等をあらかじめ整備し、または必要な時、直ちに配備できるよう準備に努める。 ア 食料、生活必需品 イ 非常用電源の配置とその燃料 ウ 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等 エ 毛布、暖房器具、暖房施設等 オ 災害情報入手機器(被災者用テレビ、ラジオ等) カ 空調、洋式トイレ等要配慮者に配慮した設備 キ プライバシーの保護、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮した環境 (新設)	(1) 備蓄物資及び設備の整備 市は、指定避難所等に必要な次の設備等をあらかじめ整備し、または必要な時、直ちに配備できるよう準備に努める。 ア 食料、生活必需品 イ 非常用電源の配置とその燃料 ウ 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等 エ 毛布、暖房器具、暖房施設等 オ 災害情報入手機器(被災者用テレビ、ラジオ等) カ 空調、洋式トイレ等要配慮者に配慮した設備 キ プライバシーの保護、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮した環境 ク 新型コロナウイルスを含む感染症対策に必要な物資(マスク、消毒液、パーティショ	

(略)

6 指定緊急避難場所等の周知

市は、指定緊急避難場所等の表示や一覧の配布、指定緊急避難場所を記載した各種ハザードマップ等の公表・配布、指定避難所の看板の設置等により、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難方法等について、市民への周知徹底を図る。

7 避難情報の判断基準

市長は、発生した災害の規模、または発生が予測される災害を前提に、迅速で安全な市民の避難または避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知する。

なお、避難には「立ち退き避難」と「屋内安全確保」があるが、土砂災害・高潮災害・津 波災害においては「立ち退き避難」が基本となる。災害が発生した場合やさらに災害の発生 が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置 (「屋内安全確保」)をとるものとする。

(1)避難準備情報

「避難準備情報」は、避難勧告または避難指示の決定・通知に先立ち、避難行動要支援者を安全かつ円滑に避難及び避難誘導させるために通知する。

(2) 避難勧告

「避難勧告」は、災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき、当該被災地域また は被災するおそれがある区域の市民や観光客等に対し、指定緊急避難場所または指定避難 所(公共施設等)へ避難を促すために通知する。

(3) 避難指示

「避難指示」は、被害の状況が「避難勧告」通知時より悪化したとき、または危険が切 迫しているときに「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示」に切り替えて通知す る。

(4)屋内での待避等の指示

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶおそれがある場合は、<mark>屋内での待避等</mark>を指示する。

(5) 避難解除

避難の必要がなくなったとき、市長は避難の解除を通知する。

8 発令基準の設定

市は、降水量、河川水位、気象予警報の発表等の客観的な指標に基づき、災害種別ごとに

<u>ン</u>等 (略)

6 指定緊急避難場所等の周知

市は、指定緊急避難場所等の表示や一覧の配布、指定緊急避難場所を記載した各種ハザードマップ等の公表・配布、指定避難所の看板の設置等により、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難方法等について、市民への周知徹底を図る。

<u>看板等には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい表</u>示により市民や観光客への周知徹底を図る。

7 避難情報の判断基準

市長は、発生した災害の規模、または発生が予測される災害を前提に、迅速で安全な市民の避難または避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知する。

避難には「立ち退き避難」と「屋内安全確保」があるが、土砂災害・高潮災害・津波災害においては「立ち退き避難」が基本となる。災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置(「屋内安全確保」)をとるものとする。

なお、国では、避難準備情報の意味するところが住民に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことなどの課題に対応するため、令和3年5月から避難情報の名称を変更し(「避難指示(緊急)、避難勧告→避難指示」、「避難準備・高齢者等避難開始→高齢者等避難」)、運用を開始したことから、県及び市町村は確実に住民や要配慮者利用施設の管理者に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動を確実に実施できるよう必要な取組を講ずるものとする。

さらに、市は、避難に関する情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(1) 高齢者等避難

高齢者等避難は警戒レベル3に該当し、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リ スクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市長から必要 な地域の市民等に対し発令する。

なお、避難指示及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を とりやすい時間帯における「高齢者等避難」の提供に努めるものとする

(2) 避難指示

避難指示は警戒レベル4に該当し、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の市民等が危険な場所から避難するべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する。

(3) 緊急安全確保

緊急安全確保は警戒レベル5に該当し、災害が発生又は切迫している状況、即ち市民等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる市民等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める市民等に対し発令する。

(4) 「屋内安全確保」等の指示

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶおそれがある場合は、<u>「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」</u>を指示する。

(5) 避難解除

避難の必要がなくなったとき、市長は避難の解除を通知する。

8 発令基準の設定

市は、国の「避難情報に関するガイドライン」や県の「避難勧告等の判断・伝達マニュア

新項

避難準備(避難行動要支援者避難)情報、避難勧告、避難指示の具体的な発令基準を設定する。

県は、市に対し、具体的な発令基準の設定に必要な情報の提供等、支援を行う。

9 避難指示・勧告マニュアルの周知

市は、地域防災計画を補完するものとして、避難情報を発令するための判断基準を定めた 避難指示・勧告マニュアルを作成しており、その周知徹底に努める。

(略)

11 避難行動要支援者対策

災害発生時における避難行動要支援者の避難については、安全かつ的確な対応が不可欠であり、市は、避難行動要支援者の状態に応じた避難誘導、災害情報の伝達等における支援体制の整備を図る。

(1) 要配慮者の自助の取組み

避難行動要支援者についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣の他の避難行動要支援者との関わりを積極的に持っておく必要があるため、市は、広報等を通じたその取組の促進、啓発に努めるほか、老人クラブ活動等の円滑な実施に配慮する。

(略)

(新設)

第4 避難生活等

1 要配慮者対策

(1) 避難所生活に関する環境の整備

市は、指定避難所の開設・運営に当たり、民生委員、福祉関係者、自主防災組織等と連携し協力を得ながら、要配慮者に配慮した適切な対応を行うため、次の環境整備に努める。

- ア 指定避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料について、あらかじめ備蓄しておくよう努める。
- イ 一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、高齢者福 祉施設用の指定避難所のほか、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定 し、必要数を確保するよう努める。
- ウ 必要に応じて指定避難所に介助員等を配置する等、要配慮者の日常生活を支援すると ともに、必要な福祉・医療サービスが提供されるよう配慮する。
- エ <u>避難準備情報</u>により早めに避難する避難行動要支援者を受け入れられるよう、必要と 認められる場合の高齢者福祉施設用の指定避難所や福祉避難所の早急な設置や避難誘導 等、体制整備に努める。
- オ 災害時には、避難施設において避難生活を共にする避難者同士の相互扶助の体制づくりに努める。
- カ 指定避難所における避難者への情報伝達に当たり、視聴覚等に障がいがあるものに対する十分な配慮を行うことができるよう、掲示板の配備等、その設備の整備に努める。

ル」を参考に、「避難情報の判断・伝達マニュアル(洪水編)」「避難情報の判断・伝達マニュアル(土砂災害編)」を策定し、避難情報の具体的な発令基準や発令範囲等を設定している。

9 避難情報の判断・伝達マニュアルの周知

市は、<u>災害種別ごとの避難情報の判断・伝達マニュアルの</u>周知徹底に努める。<u>また、最新</u>の情報を反映し、マニュアルの更新に努める。

(略)

11 避難行動要支援者対策

災害発生時における避難行動要支援者の避難については、安全かつ的確な対応が不可欠であり、市は、避難行動要支援者の状態に応じた避難誘導、災害情報の伝達等における支援体制の整備を図る。

(1) 要配慮者の自助の取組み

要配慮者及び避難行動要支援者についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣の他の要配慮者及び避難行動要支援者との関わりを積極的に持っておく必要があるため、市は、広報等を通じたその取組の促進、啓発に努めるほか、老人クラブ活動等の円滑な実施に配慮する。

(略)

12 自宅療養者等に対する情報共有等

県の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、 平常時から、防災担当部局(市の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等 に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。 また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・ 調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供 するよう努めるものとする。

第4 避難生活等

1 要配慮者対策

(1) 避難所生活に関する環境の整備

市は、指定避難所の開設・運営に当たり、民生委員、福祉関係者、自主防災組織等と連携し協力を得ながら、要配慮者に配慮した適切な対応を行うため、次の環境整備に努める。

- ア 指定避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料について、あらかじめ備蓄しておくよう努める。
- イ 一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、高齢者福 祉施設用の指定避難所のほか、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定 し、必要数を確保するよう努める。
- ウ 必要に応じて指定避難所に介助員等を配置する等、要配慮者の日常生活を支援すると ともに、必要な福祉・医療サービスが提供されるよう配慮する。
- エ <u>高齢者等避難</u>により早めに避難する避難行動要支援者を受け入れられるよう、必要と 認められる場合の高齢者福祉施設用の指定避難所や福祉避難所の早急な設置や避難誘導 等、体制整備に努める。
- オ 災害時には、避難施設において避難生活を共にする避難者同士の相互扶助の体制づくりに努める。
- カ 指定避難所における避難者への情報伝達に当たり、視聴覚等に障がいがあるものに対する十分な配慮を行うことができるよう、掲示板の配備等、その設備の整備に努める。

新項

キ 指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等については、高齢者福祉施設用の指 定避難所や、公営住宅及び社会福祉施設等への一時的な収容、移送等を行う必要がある ため、搬送体制の整備に努める。

(略)

5 避難所運営マニュアルの周知

市は、避難所運営における地域防災計画を補完するものとして避難所運営マニュアルを作成しており、これを各指定避難所に備え付ける等、周知徹底に努める。

6 指定避難所における<mark>飼養</mark>動物対策

市は、飼い主の責任である災害発生時の<mark>飼養</mark>動物との同行避難や指定避難所での飼養について、平常時より準備に努めるよう、その啓発に努める。

7 広域一時滞在のための体制整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、遠方の市町村との広域一時 滞在に係る</u>応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定 の締結等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、市は、広域一時滞在に際し、被災者の所在地等の情報について、市と避難先の市町村で共有する仕組みを構築するよう努める。

(新設)

第6節 防災拠点等の整備

【実施機関:総務部、二ツ井地域局】

第4 地域防災拠点等の整備

市は、地域における災害環境を把握のうえ、防災上重要な施設について、計画的な診断、防災点検等を実施し、その結果をもとに防災上必要な補修、改修その他の必要な対策を講ずる。

1 地域防災拠点施設の整備

市は、地域防災拠点施設として、市役所本庁舎及び二ツ井町庁舎を指定する。 市役所本庁舎は、免震構造の新庁舎<u>の建設が予定されており、</u>水害対策として、発電設備 や電算室、市災害対策本部等の重要緒室は3階以上に配置するように計画している。

<u>また、二ツ井町庁舎は、二ツ井地区における</u>災害応急・復旧対策を講ずるための市の現場活動拠点となることから、計画的な診断、防災点検等をもとに防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、災害時の情報の収集・提供のための通信・広報機能、設備等の積極的な整備に努める。

また、現在、施設の移転を検討している「道の駅ふたつい」について地域防災拠点施設と して整備することとし、非常用発電設備、防災倉庫等の設置を検討する。 キ 指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等については、高齢者福祉施設用の指 定避難所や、公営住宅及び社会福祉施設等への一時的な収容、移送等を行う必要がある ため、搬送体制の整備に努める。

(略)

4 避難所運営マニュアルの周知

市は、避難所運営における地域防災計画を補完するものとして避難所運営マニュアルを作成しており、これを各指定避難所に備え付ける等、周知徹底に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

5 指定避難所における家庭動物対策

市は、飼い主の責任である災害発生時の家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について、平常時より準備に努めるよう、その啓発に努める。

6 広域一時滞在のための体制整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、遠方の市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、<u>広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民(以下「広域避難者」という。)</u>の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結等、<u>災害時</u>の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、市は、広域一時滞在に際し、被災者の所在地等の情報について、市と避難先の市町村で共有する仕組みを構築するよう努める。

7 避難所における感染症対策

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

第6節 防災拠点等の整備

【実施機関:総務部、二ツ井地域局】

備考

第4 地域防災拠点等の整備

市は、地域における災害環境を把握のうえ、防災上重要な施設について、計画的な診断、防災点検等を実施し、その結果をもとに防災上必要な補修、改修その他の必要な対策を講ずる。

1 地域防災拠点施設の整備

市は、地域防災拠点施設として、市役所本庁舎及び二ツ井町庁舎<u>、道の駅ふたつい</u>を指定する。

市役所本庁舎は、免震構造<u>及び耐震構造</u>の新庁舎と<u>耐震構造の第一庁舎で構成されており、</u>水害対策として、<u>非常用</u>発電設備や電算室、市災害対策本部等の重要<u>諸</u>室は3階以上に配置している。

道の駅ふたついには非常用発電設備、防災倉庫等を設置するとともに、国土交通省により 「河川防災ステーション」が併設されている。

市役所本庁舎及び二ツ井町庁舎、道の駅ふたついは災害応急・復旧対策を講ずるための市 の活動拠点となることから、計画的な診断、防災点検等をもとに防災上必要な補修、改修そ の他の対策を講ずるほか、災害時の情報の収集・提供のための通信・広報機能、設備等の積 極的な整備に努める。 (略)

4 二次物資集積拠点の整備等

市が自ら調達し、または県に要請した救援物資は、各指定避難所に直接輸送されるほか、 市内の指定避難所を多数開設した場合は、市においても、救援物資の受入れ、仕分け、保管 及び出庫を行い、指定避難所等に輸送する施設(以下本節において「二次物資集積拠点」と いう。)を開設する必要がある。

このため、市は、二次物資集積拠点となる施設を、以下のとおり指定し、必要に応じて整備を推進する。

また、二次物資集積拠点の運営及び二次物資集積拠点から指定避難所への輸送等について、倉庫事業者や運送事業者からの協力が得られるよう、市は、これらの事業者との協定を締結するよう努める。

二次物資集積拠点の候補地

施設の名称	所在地
道の駅ふたつい	能代市二ツ井町小繋字中島109-10
(新設)	_(新設)_
(新設)	_(新設)
(新設)	(新設)

(略)

第9節 水害予防

【実施機関:総務部、環境産業部、都市整備部、消防本部】

第1 基本方針

大雨、集中豪雨、融雪により、河川、ため池等の施設が決壊し、または破損した場合は、市民 の生命、身体、財産等に大きな被害をもたらすことが考えられる。

そのため、市は、能代市水防計画に基づいて水防要員の確保と水防資器材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備促進を図る。また、市民に対しては、洪水・内水ハザードマップの周知徹底、ホームページによる情報提供等を実施し、円滑・迅速な避難の確保に努める。

(新設)

(略)

4 二次物資集積拠点の整備等

市が自ら調達し、または県に要請した救援物資は、各指定避難所に直接輸送されるほか、 市内の指定避難所を多数開設した場合は、市においても、救援物資の受入れ、仕分け、保管 及び出庫を行い、指定避難所等に輸送する施設(以下本節において「二次物資集積拠点」と いう。)を開設する必要がある。

このため、市は、二次物資集積拠点となる施設を、以下のとおり指定し、必要に応じて整備を推進する。

また、二次物資集積拠点の運営及び二次物資集積拠点から指定避難所への輸送等について、倉庫事業者や運送事業者からの協力が得られるよう、市は、これらの事業者との協定を締結するよう努める。なお、これらの二次物資集積拠点は秋田県緊急輸送道路ネットワーク計画において、道の駅ふたついは第2次防災拠点に、それ以外の施設は第3次防災拠点に指定されている。

二次物資集積拠点の候補地

施設の名称	所在地
道の駅ふたつい	能代市二ツ井町小繋字泉51
向能代地域センター	能代市向能代字上野越83
南地域センター	能代市河戸川字南後田134-1
扇渕地域センター	能代市扇田字道地155-1

(略)

第9節 水害予防

【実施機関:総務部、農林水産部、都市整備部、消防本部】

第1 基本方針

大雨、集中豪雨、融雪により、河川、ため池等の施設が決壊し、または破損した場合は、市民の生命、身体、財産等に大きな被害をもたらすことが考えられる。

そのため、市は、能代市水防計画に基づいて水防要員の確保と水防資器材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備促進を図る。また、市民に対しては、洪水・内水ハザードマップの周知徹底、ホームページによる情報提供等を実施し、<u>自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの開示に努めるとともに、</u>円滑・迅速な避難の確保に努める。

また、最近の大規模氾濫被害を踏まえ、一級河川については国と、県管理河川については県と 協働で減災対策協議会を設置し、減災のための目標を共有の上、ソフト・ハード対策を一体的か つ計画的に推進することにより、地域特性に応じた防災・減災対策の強化に努めるものとする。

第2 浸水想定区域の指定

1 洪水浸水想定区域

国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表し関係市町村長に通知する。

【国管理河川における洪水浸水想定区域の公表】 (令和3年10月末現在)

新項 旧	新	備考
	米代川及び藤琴川(直轄管理区間) 平成28年5月31日 【県管理河川における洪水浸水想定区域の公表】 (令和3年10月末現在) 藤琴川 令和元年9月20日 阿仁川 令和2年1月31日 2 高潮浸水想定区域 知事は、水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表し関係市町村長に通知する。 なお、令和3年10月現在、秋田県内には水位周知海岸及び高潮浸水想定区域は指定されていない。	
第 <u>2</u> 河川等水害対策	第 <u>3</u> 河川等水害対策	
(略)	(略)	
(新設)	2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 市は、洪水浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。 (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法 第2編 一般災害対策編 第2章 第4節 情報連絡体制の整備(p. 47)に定めるとおりとする。 (2) 避難場所及び避難方向に関する事項 第2編 一般災害対策編 第2章 第5節 安全避難の環境整備(p. 50)に定めるとおりとする。 (3) 洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項 第2編 一般災害対策編 第2章 第3節 防災訓練(p. 44)に定めるとおりとする。 (4) その他洪水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 5 浸水想定区域における警戒避難体制の整備に定める事項のほか、第2編 一般災害対策編 第2章 第5節 安全避難の環境整備(p. 50)に定めるとおりとする。 (5) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設 「資料編17-1 米代川の浸水想定区域内に所在する要配慮者施設一覧表」に、浸水想定区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設(以下、「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」という。)の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法を示す。	
(略)	(略)	
3 洪水ハザードマップ等の周知・徹底 市は、洪水や内水による浸水被害から市民を避難させるための基準となる洪水ハザードマップや内水ハザードマップの周知徹底に努める。 市が作成している洪水・内水ハザードマップは、以下のとおりである。 (1)洪水ハザードマップ(能代市洪水避難地図):米代川、藤琴川、阿仁川 (2)能代市内水ハザードマップ(悪土川流域) (3)能代市内水ハザードマップ(比井野川流域)	4 洪水ハザードマップ等の作成 市は、上記2の(1)~(5)に掲げる事項を市民、滞在者その他の者に周知させるた め、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用した提供その他必要な措 置を講じる。	
<u>4</u> 浸水想定区域における警戒避難体制の整備	<u>5</u> 浸水想定区域における警戒避難体制の整備	
(1) 避難情報の発表基準 市は、洪水ハザードマップに基づく <u>避難準備情報、避難勧告</u> 及び避難指示の決定・通知 基準、並びに避難行動の開始基準等を定めている。 (略)	(1)避難情報の発表基準 市は、洪水ハザードマップに基づく <u>高齢者等避難及び避難指示</u> の決定・通知基準、並び に避難行動の開始基準等を定めている。 (略)	
(5) 浸水想定区域内の <u>主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要</u>	(5) 浸水想定区域内の <mark>要配慮者利用</mark> 施設の水害対策	

新項 備考 新 するものが利用する施設の水害対策 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、洪水時を想定した避難誘 「資料編17-1 米代川の浸水想定区域内に所在する要配慮者施設一覧表」に、浸水想 導等の訓練の実施、各種災害対策計画の策定、自衛防災組織の設置等に努めなければなら 定区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが ない。 利用する施設(以下、「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」という。)の名称及び所在 地を示す。 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、洪水時を想定した避難誘 導等の訓練の実施、各種災害対策計画の策定、自衛防災組織の設置等に努めなければなら ない。 (略) (略) 第3 ため池対策 第4 ため池対策 1 現況 1 現況 農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にあり、ま 農業用ため池は、その多くは築造された年代が古く、老朽化が進行しているほか、農業従 た、最近の農村は高齢化が進み、更には兼業農家が増加して管理体制が弱体化し、危険とな 事者の高齢化や担い手不足により管理能力が低下しているものも見受けられる。 ったものもある。災害により、これらのため池が決壊した場合は、大きな被害をもたらすお 台風や豪雨等によりため池が決壊した場合には、農業用水供給源としての機能の停止や下 それがある。 流域の住民・住家等に大きな被害が予測されるため、平成25~26年度に実施した一斉点検結 果に基づき、防災重点ため池を中心に、次の対策を実施する。 2 対策 2 対策 (1)農業用ため池施設の管理者は、老朽化したため池については、県営または団体営による (1) 県及び市は、地震や豪雨時における防災重点ため池の決壊を想定したハザードマップを 「ため池等整備事業」を実施して、補強改修に努める。 作成し、地域住民に対して適切な情報提供を図るほか、情報連絡体制の整備を図る。 (2) 県及び市は、異常気象時のため池の決壊を想定したため池ハザードマップを作成すると (2) 防災重点ため池のうち過去に被災したため池に類似するため池については、詳細な調査 ともに、ため池施設管理者等の関係機関相互における情報伝達体制の構築に努める。ま を順次実施し、決壊するおそれがあると判断されたものは、貯水量の制限、監視体制の強 た、市は防災行政無線等の情報連絡システムの整備に努める。 化、防災訓練、災害学習等の減災対策を実施するほか、必要に応じて補修・補強工事の実 (3)農業用ため池施設の管理者は、随時同施設の安全点検を行うとともに、気象情報等に留 施を指導する。 意し、特に災害の発生するおそれがある場合は、直ちに施設の点検を実施し、決壊等の防 (3) 施設の管理者は、定期的に施設の安全点検を行い、出水期に備えた管理施設の点検整備 止に努める。 (4) 老朽化したため池についても、農村地域防災減災事業等の制度を活用し、計画的な補強 ・補修に努める。 農業用ため池施設の管理者は、老朽化したため池については、県営ま たは団体営による「ため池等整備事業」を実施して、補強改修に努める。 第13節 建築物等の災害予防 第13節 建築物等の災害予防 【実施機関:各部局、消防機関、山本地域振興局建設部】 【実施機関:各部局、消防機関、山本地域振興局建設部】 第2 特殊建築物 第2 特殊建築物 (略) (略) 3 特殊建築物の予防対策 3 特殊建築物の予防対策 (1) 特殊建築物の被害を防止するため、建築基準法(昭和25年法律第201号) 第12条に基づ (1) 特殊建築物の被害を防止するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条に基づ く建築物を指定し、保安状況の定期調査報告を求め、安全な維持管理に努める。 き指定された用途で一定規模以上の建築物に対して、保安状況の定期調査報告を求め、安 全な維持管理に努める。 (略) (略) 第4 一般の建築物 第4 一般の建築物 1 現況 1 現況 市街地の大火災を防止するため、市は、都市計画法及び建築基準法等により、防火地域、 市街地の大火災を防止するため、市は、都市計画法及び建築基準法等により、防火地域、 準防火地域等を指定し、市内商業地域並びに近隣商業地域を中心とし、耐火、準耐火、防火 準防火地域等を指定し、市内商業地域並びに近隣商業地域を中心とし、耐火、準耐火、防火 構造等の指導に努めている。 構造等の指導に努めている。

また、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、空家等が放置され管理

また、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が放置され

IΒ	新	備考
管理不全な状態となることを防止し、市民及び地域の安全・安心の確保並びに生活環境の保全を図ることを目的として、市は、「能代市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、 平成26年4月1日から施行している。		
(略)	(略)	
<u>(新設)</u>	<u>第5 その他</u>	
	市は、災害によって被害等を受けた建築物に起因するアスベストの周囲への飛散を防止するため、環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制及び応急措置体制の整備を図る。	
第14節 土砂災害の防止	第14節 土砂災害の防止	
【実施機関:総務部、環境産業部、都市整備部、米代西部森林管理署、山本地域振興局建設部	【実施機関:総務部、環境産業部、都市整備部、米代西部森林管理署、山本地域振興局建設部】	
(略)	(略)	
第 <u>3</u> 地すべり	第 <mark>2</mark> 地すべり	
(略)	(略)	
2 対策 (1) 現在、地すべり危険地区等として指定されている箇所及び指定申請箇所については、防止工事の早期着工を図るため、系統的な調査を行って危険箇所の把握に努め、県による対策事業の実施を促進する。 (略)		
第 <u>4</u> 急傾斜地	第 <u>3</u> 急傾斜地	
(略) 2 対策 (1) 現在工事中の箇所については、早期完成を図るとともに、危険度の高い区域から順次対策事業が実施できるように努める。 (2) 災害危険区域、がけ地付近にすでに建築されている危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業に関する条例・規則」及び「能代市災害危険住宅移転事業推進要綱」に基づき、これらの危険住宅の移転事業を実施する。 (新設)	施設等を保全する箇所の重点的な事業推進に努める。 (2) 災害危険区域、がけ地付近にすでに建築されている危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業に関する条例・規則」及び「能代市災害危険住宅移転事業推進要綱」に基づき、これらの危険住宅の移転事業を実施する。 (3) 市民等への情報提供を図るとともに、警戒・避難体制の確立を支援する。	
第 <u>5</u> 土石流	第 <u>4</u> 土石流 ————————————————————————————————————	
(略) 2 対策 (1) 市は、県と連携して、大雨等によって発生する土石流対策について、次のとおり推進する。	(略) 2 対策 (1)現在工事中の箇所については、早期完成を図るとともに、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所の重点的な事業推進に努める。 ア 土石流危険渓流の砂防指定地の指定及び砂防工事を促進する。 イ 土石流及び危険渓流周辺住民の警戒避難体制を確立する。	

能代市地域防災計画 第2編 一般災害対策 新旧対照表 (案) 新項 (2)農地・農業用施設等の管理者は、市及び県と連携して、農地・農業用施設に係る土石流 (2) 土石流等により溜まった砂防堰堤堆砂敷の土砂や渓流保全工内の土砂について、次の土 対策について、次により推進する。 石流に備え、撤去を進める。 ア 圃場に土砂及び濁水が流入した場合は、試験研究機関等が主体となって速やかに成分 (3) 市民等への情報提供を図るとともに、警戒・避難体制の確立を支援する。 や科学性の調査・分析を行う。 <u>イ</u> 圃場に土砂が堆積した場合は、極力除去する。 ウ 圃場に土砂が流入するおそれがある場合は、水口付近に沈砂区間を設ける等により、 圃場全体への流入防止を図る。 エ 土石流発生後の降雨により濁水が流入するおそれがある場合は、濁水を取水しないよ うに管理の徹底を図る。 オ 揚水機や水門等の取水施設の保守・点検等を行うとともに、状況に応じて監視体制を 強化する。 3 緊急調査 3 緊急調査 深層崩壊や河道閉塞等重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定され 深層崩壊や河道閉塞等重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定され る土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、 る土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法に基づき、国土交通省が緊急調 その他の場合については県が緊急調査を行う。国土交通省または県は、この緊急調査の結果 査を行う。緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する に基づき、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情 情報(土砂災害緊急情報)を市長に通知する。 報)について、関係市町村の長に通知する。 市域で緊急調査が行われた場合、市は、国土交通省から通知された土砂災害緊急情報につ 市域で緊急調査が行われた場合、市は、国土交通省または県から通知された土砂災害緊急 いて、市民に周知する。 情報について、市民に周知する。 (略) (略) 第9 土砂災害警戒情報 第6 土砂災害警戒情報 1 目的 1 目的 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった大雨警報(土砂災害) 災活動や市民等への避難<mark>勧告</mark>等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援することを目 発表中に、市町村長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行える 的とする。また、市民の自主避難の判断等にも利用できるような内容とする。 ように支援することを目的とする。また、市民の自主避難の判断等にも利用できるような内 容とする。 2 基本的な考え方 2 基本的な考え方 土砂災害警戒情報とは、市町村や市民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適 情報の発表は、大雨警報発表後における降雨及び降雨予測を分析・解析し、これらの結果 から土砂災害の発生危険性が高まったと予測される場合とする。 切な防災対応を支援していくために、災対法に基づき大雨警報に伴って都道府県が市町村等 情報の伝達は、発表者(秋田県及び秋田地方気象台)から地域防災計画等で定めた伝達経 へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」及び気象庁が行う 大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説を1つに統合した情報とし 路により行うものとする。なお、指定行政機関及び指定公共機関等への情報伝達に関しては て、秋田県と秋田地方気象台が共同して作成・発表する情報である。 大雨警報の伝達に準ずる。 情報は、市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、また市民の自主避難の判 断等にも利用できるよう、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には秋田地方 気象台が提供する降雨予測を利用する。 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そ のため、秋田地方気象台のデータに加えて秋田県建設部の持つきめこまかな雨量情報を活用 する。 秋田県及び秋田地方気象台は、市町村を始めとする関係機関、市民の防災対応に活用され るよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について連携して広報活動に努めることとす 今後、新たなデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表・解除に用いる指標 ・基準の見直しを適官行う。 3 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表す

るもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を

反映したものではない。

3 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表す るもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を 反映したものではない。

備考

従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、雪崩災害等については発表対象とするものではないことに留意する。

そのため、市長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつ つ、個別の渓流・斜面の状況や気象状況、気象台ホットラインによる今後の気象推移情報、 県の河川砂防情報システムの雨量データ及び補足情報等も合わせて、総合的に判断する必要 がある。

(略)

5 土砂災害警戒情報の伝達及び情報の共有

土砂災害警戒情報が発表された場合は、秋田県総務部総合防災課が市、消防及び防災関係機関へ秋田県総合防災情報システムで伝達する。さらに、降雨量、土砂災害危険度情報をインターネット等により、市及び市民に広く提供する。また、前兆現象の通報については市民及び関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。

(略)

8 市の対応、取り組みに関する事項

(1) 避難勧告等の基準の設定

<u>土砂災害警戒情報の発表に伴う避難勧告等の基準は、第3章の「第10節 避難対策」を</u> 参照とする。

(略)

第8 土砂災害警戒区域等

(略)

2 対策

(1) 土砂災害警戒区域等の周知等

市は、県による土砂災害警戒区域等の指定を受けて、土砂災害ハザードマップを作成するほか、住民説明会の開催、広報紙への掲載、ホームページへの掲載等により土砂災害警戒区域等及び土砂災害時の避難等の周知徹底に努める。また、本節第10の2で示すように、警戒・避難体制の整備に努める。

土砂災害警戒区域等については、「資料編18-1 土砂災害警戒区域等一覧表」に示す。

(2) 土砂災害特別警戒区域における住宅等の立地抑制

ア 県は、居室を有する建築物について、土砂災害に対する構造上の安全建築確認を行っ

イ 県は、住宅宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為について審査を行

従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、雪崩災害等については発表対象とするものではないことに留意する。

(略)

5 土砂災害警戒情報の伝達及び情報の共有

土砂災害警戒情報が発表された場合は、秋田県総務部総合防災課が市、消防及び防災関係機関へ秋田県総合防災情報システムで伝達する。さらに、降雨量、土砂災害危険度情報をインターネット等により、市及び市民に広く提供する。また、前兆現象の通報については市民及び関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。

※土砂災害危険箇所マップ、土砂災害危険度情報(http://sabomap.pref.akita.lg.jp)

(略)

8 市の対応、取り組みに関する事項

(1) 避難情報の基準の設定

市は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を策定し、土砂災害警戒情報が発表された場合は、直ちに避難指示を発令することを基本としつつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報や気象情報等を踏まえた具体的な避難情報の発令基準を設定し、総合的に判断することとしている。

また、避難すべき区域等を避難情報の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報 及び土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まって いる領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、具体的 に設定している。

(略)

第7 土砂災害警戒区域等

(略)

2 基礎調査結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を市長に通知するとともに、公表するものとする。

3 土砂災害警戒区域の指定

<u>県は、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、市長に通知するものとする。</u>

土砂災害警戒区域等については、「資料編18-1 土砂災害警戒区域等一覧表」に示す。

4 警戒避難体制の整備等

新項	新	備考
新項 j。 ウ 県は、著しい損壊のおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。	市は、土砂災害警戒区域の警戒避難体制について、次のとおり定める。また、「避難情報の判断・伝達マニュアル」において、警戒区域ごとに、情報の収集伝達方法や避難場所、警戒避難体制等について整理することとしている。 (1) 土砂災害警戒情報が発表された場合、消防機関と協力し、防災行政無線による放送、防災情報メール及び緊急速報メールの配信、広報車による広報、自治会・町内会等への電話連絡等で市民に伝達する。 土砂災害害時づる情報の収集及び伝達については第2章第4節「情報連絡体制の整備」及び第3章第6節「災害情報の収集とび伝達については第2章第4節「情報連絡体制の整備」及び第3章第6節「気象予警報等の伝達」に定める。 (2) 避難場所に関する事項 第2章第3節「安全難の環境整備」に定める。。 (3) 土砂災害に係る避難場所に関する事項 第2章第3節「防災訓練」に定める。 (4) 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項 ・ 一は、降雨の状況や土砂災害の前述現象の発生等を総合的に勘索し必要があれば避難情報を発令する。 避難、救助その他必要な警戒避難体制については第3章第10節「避難対策」及び第11節「消防・救助救急に変める。避難情報の基準については「避難情報の判断・伝達マニュアル」で定めている。 (5) 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害をおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地「資料編17-2 土砂災害と関する情報等の伝達方法については第2章第4節「情報連絡体制の整備」及び第3章第6節「災害情報の収集・伝達」に定めるほか、「避難情報の判断・伝達マニコアル」において伝達手段等について整理している。 5 土砂災害がザードマップの作成 市は、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項をの他上砂災害警戒区域における日滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用した提供その他必要な措置を講じる。	備考
	6 土砂災害特別警戒区域の指定 県は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれの ある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該区域について以下の措置を講じるも のとする。 (1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可 (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制 (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保 なお、土砂災害により特に大きな被害が生じる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止 等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るも のとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図る ものとする。	
(略)	(略)	

新項	新	備考
_ <u>(新設)</u>	第9 重点的な土砂災害対策	
	<u>県及び市は、次の事項を重点として総合的な土砂災害対策及び山地災害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</u>	
	1 総合的な土砂災害対策	
	2 総合的な山地災害対策 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。	

新項 旧 新 備考 第15節 公共施設の災害対策 第15節 公共施設の災害対策 【実施機関:都市整備部、防災関係機関】 【実施機関:都市整備部、防災関係機関】 第3 下水道施設 第3 下水道施設 (略) (略) 2 対策 市は、以下のとおり、下水道施設に関する災害対策を推進する。 市は、以下のとおり、下水道施設に関する災害対策を推進する。 (1) 管渠 (1)管渠 ア 地質が軟弱または不均一な場所に埋設されている管渠及び老朽化の著しい管渠を重点 ア 腐食のおそれのある箇所について定期点検を実施し、老朽化の著しいものから修繕等 に施設の更新または補修を行い、強度及び耐久性の向上を図る。 を実施する。 イ 新たに布設される管渠にあっては、地盤条件を十分検討したうえで基礎等を設けて強 イ 新たに布設される管渠にあっては、地盤条件を十分検討したうえで基礎等を設けて強 度の向上を図り、また軟弱地盤等の場合は管渠の接合部等に可撓性継手等を使用する等 度の向上を図り、また軟弱地盤等の場合は管渠の接合部等に可撓性継手等を使用する等 の地盤変動に対する耐久力の向上を図る。 の地盤変動に対する耐久力の向上を図る。 (2) ポンプ場、処理場 (2) ポンプ場、処理場 ア 市は、電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための ア 市は、電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための 対策を行う。 対策を行う。 イ ポンプ場及び終末処理場と下水管渠の連結箇所は、破損しやすいため、老朽化した箇 イ ポンプ場及び終末処理場の老朽化対策を計画的に実施する。 所は速やかに補強する。 ウ 浸水が想定されるポンプ場及び終末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、 ウ 浸水が想定されるポンプ場及び終末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、 防水扉設置等の耐水化対策を実施する。 防水扉設置等の耐水化対策を実施する。 (略) (略) 第16節 風害の予防 第16節 風害の予防 【実施機関:各部局、防災関係機関】 【実施機関:各部局、防災関係機関】 第1 基本方針 第1 基本方針 地球温暖化が原因とされる台風の大型化や、秋田県に上陸または影響する台風被害の増加、フ 地球温暖化が原因と考えられる台風の大型化や、秋田県に上陸または影響する台風被害の増 エーン現象による湿度の低下を出火原因とする林野火災の発生、日本海低気圧から延びる寒冷前 加、フェーン現象による湿度の低下による林野火災の被害拡大、さらには寒冷前線や発達した積 線の通過による局地的な突風や竜巻により、本市では、人的被害及び住家等建物被害、並びに農 乱雲の通過による局地的な突風や竜巻被害などにより、本市では人的被害及び住家等建物被害、 作物被害等が発生している。 並びに農作物被害等が発生している。このような台風等の暴風による被害を防止するため、市及 このような台風等の暴風による被害を防止するため、市及び防災関係機関は、気象情報を的確 び防災関係機関は、気象情報を的確に把握して、建物の補強等の措置を講じ、風害の予防を図る に把握して、建物の補強等の措置を講じ、風害の予防を図るとともに、市民等に対しては風害の とともに、市民等に対しては風害の未然防止を図るための啓発活動の推進に努める。 未然防止を図るための啓発活動の推進に努める。 第2 台風等 第2 台風等 (略) (略) 2 風災害の特質 2 風災害の特質 雨を伴わない台風や竜巻等による強風、波浪、高潮等により火災、海難等の災害、港湾、 雨を伴わない台風や竜巻等による強風、波浪、高潮等により火災、海難等の災害、港湾、 海岸施設、農水産物、家屋等の被害が発生する。 海岸施設、農水産物、家屋等の被害が発生する。

	旧	新	備
	風害の分類	風害の分類	
風害の種類	被害の概要	風害の種類 被害の概要	
台 風	秋田県に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して、北東北や北海道に接近、または上陸する台風である。 平成3年9月、日本海沖を通過した台風第19号は、これの典型的な例であり、秋田県の約200キロ沖を通過したにもかかわらず、時速70kmを超える速度と進行方向の東側という条件が重なり、希に見る大きな被害を本市にもたらした。	秋田県に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して 北北部や北海道に接近、または上陸する台風である。 平成3年9月、日本海沖を通過した台風第19号は、これの典 な例であり、秋田県の約200キロ沖を通過したにもかかわらず、 速70kmを超える速度と進行方向の東側という条件が重なり、希 る大きな被害を本市にもたらした。	型的 時
日本海低気圧	日本海を北上しながら急速に発達する低気圧で、特に春と秋に多 く出現し、秋田県に住宅の損壊、停電、船舶の座礁等の被害をもた らす。	日本海を主として東〜北東に進む低気圧のこと。 日本海低気圧	
竜 巻	童巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。直径は数十~数百メートルで、数キロメートルに渡って移動し、被害地域は帯伏になる特徴がある。秋田県では主に海岸沿いに発生して住家の全壊等の被害をもたらす。市内でも発生し、被害が生じたことがある。	童巻は、積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しいで、漏斗状または柱状の雲を伴うことがある。地上では、収束回転性の突風や気圧の急下降が観測され、被害域は帯状・線状ることが多い。市内でも発生し、被害が生じたことがある。	<u>生で</u>
フェーン現象	台風や温帯低気圧の進行位置により、奥羽山脈を越えた東風、または中央アルプス山脈を越えて吹き下ろす南東風等の乾燥した暖かな強風、いわゆる「フェーン現象」は、建物火災や林野火災の発生原因の1つである。	湿った空気が山を越える時に雨を降らせ、その後山を吹き降 て、乾燥し気温が高くなる現象。または、上空の高温位の空気 力学的に山地の風下側に降下することにより乾燥し気温が高く 現象。建物火災や林野火災の被害拡大要因の1つである。	<u>鬼が</u>
塩 風 害	台風や日本海低気圧の接近や上陸に伴い、塩分を含んだ強風や降 雨による農作物、農業施設への被害、さらに電力施設に付着し絶縁 破壊による停電が発生する。	台風や日本海低気圧の接近や上陸に伴い、塩分を含んだ強風 塩 風 害 雨による農作物、農業施設への被害、さらに電力施設に付着し 破壊による停電が発生する。	
第17節 雪害の予	防	第17節 雪害の予防	
【実施機関:各部局、 第 1 基本方針 (略)	山本地域振興局建設部、東北地方整備局能代河川国道事務所、防災関係機 関】	【実施機関:各部局、山本地域振興局建設部、東北地方整備局能代河川国道事務所、防災 第 1 基本方針 (略)	後関係機 関】
(新設)		第2 集中的な大雪への備え	
		国、県及び市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(集中的な大雪」という。)時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排的とした転回路の整備等を行うよう努めるとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び市は、契約方式の検討を行うなどとなる地域の建設業者の健全な存続に努める。	 留を徹 出を目 等、地
		道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラ策定するよう努めるなど、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するため、地域に応じて準備するよう努める。	インを
(略)		(略)	
第5 民生対策		第5 民生対策	
(略)		(略)	

新項 旧 新 備考 (略) (略) (3) 市民への情報提供 (3) 市民への情報提供 ア 降雪前の広報活動 ア 降雪前の広報活動 (ア) 市民への防災知識の普及 (ア) 市民への防災知識の普及 市は、雪害に対する防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、パンフレットや 市は、雪害に対する防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、パンフレットや 広報紙の配布等により、雪害時の備えや雪崩危険箇所の公表等について、日頃から市 広報紙の配布等により、雪害時の備えや雪崩危険箇所の公表等について、日頃から市 民への周知を図る。また、雪崩防災週間(12月1日~7日)に全国で実施される予防 民への周知を図る。また、雪崩防災週間(12月1日~7日)に全国で実施される予防 運動の事例の紹介や、老朽化した建築物の補強工事について事前に指導を行う。 運動の事例の紹介や、老朽化した建築物の補強工事について事前に指導を行う。 (イ) 市民への雪下ろし企業の紹介等 (イ) 市民への雪下ろし企業の紹介等 市は、住家の雪下ろしを実施する業者及び雪下ろし費用の目安について、降雪前に 市は、住家の雪下ろしを実施する業者及び雪下ろし費用の目安について、降雪前に 市民に対しチラシや広報等で提供するよう努める。 市民に対しチラシや広報等で提供するよう努める。 (ウ) 市民への雪捨て場等の情報提供 (ウ) 市民への雪捨て場等の情報提供 市は、広報紙、ホームページ、その他の媒体を活用し、市民等からの排雪を受入れ 市は、広報紙、ホームページ、その他の媒体を活用し、市民等からの排雪を受入れ る雪捨て場や、除雪に関する問い合わせ窓口等の情報を提供する。 る雪捨て場や、除雪に関する問い合わせ窓口等の情報を提供する。 (エ) 除排雪作業時の安全対策の周知 (エ) 除排雪作業時の安全対策の周知 市は、広報紙やポスター、講習会等により安全な除排雪作業の普及を図る。 市は、広報紙やポスター、講習会等により安全な除排雪作業の普及を図る。 (オ) 集中的な大雪が予測される場合の備え (新設) 市民は、集中的な大雪が予測される場合は、一人一人が非常時であることを理解し て、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に 取り組むことが重要である。また、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急 変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び 毛布等を備えておく必要がある。 運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運 転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。 イ 降雪期における広報活動 イ 降雪期における広報活動 (ア) 人命及び建物被害の防止 (ア) 人命及び建物被害の防止 雪崩や落雪による人身事故及び建物被害を防止するため、県、市及び関係機関は、 雪崩や落雪による人身事故及び建物被害を防止するため、県、市及び関係機関は、 以下について、指導や広報を徹底する。 以下について、指導や広報を徹底する。 A 県は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった A 県は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった 場合、「雪下ろし注意情報」を発表する。市は、防災行政無線等を通じて、市民に 場合、「雪下ろし注意情報」を発表する。市は、防災行政無線等を通じて、市民に 注意を喚起する。 B 市は、雪崩危険箇所及び落雪の危険が予想される地域への立ち入り・通行制限を B 市は、雪崩危険箇所及び落雪の危険が予想される地域への立ち入り・通行制限を 行い、保護柵を設けるとともに、必要により警戒要員を配置する。 行い、保護柵を設けるとともに、必要により警戒要員を配置する。 C 市民等は、屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施するとともに、常に非常口を C 市民等は、屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施するとともに、常に非常口を 確保する。(屋根の危険積雪深:70cm以上) 確保する。(屋根の危険積雪深:70cm以上) D 市民等は、屋根からの落雪等で排水溝をせき止めないよう、除排雪に努める。 D 市民等は、屋根からの落雪等で排水溝をせき止めないよう、除排雪に努める。 E 要配慮者世帯の雪下ろしや除排雪については、地域関係者の協力を得て実施す E 要配慮者世帯の雪下ろしや除排雪については、地域関係者の協力を得て実施す る。 <u>F</u> 市は、市民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、市民等が避 (新設) 難するための施設を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。 (イ) 除排雪情報の市民への提供 (イ) 除排雪情報の市民への提供 各道路管理者は、ホームページやチラシ等により、市民が利用できる雪捨て場の現 各道路管理者は、ホームページやチラシ等により、市民が利用できる雪捨て場の現 状や道路の除排雪時期等の情報提供に努める。 状や道路の除排雪時期等の情報提供に努める。 (略) (略) 第7 文教対策 第7 文教対策 (略) (略) 2 対策 2 対策 各実施機関は、以下の対策を推進する。 各実施機関は、以下の対策を推進する。

	IB			新		備考
市 佰 夕	実 施 内 容 実施機関(略名)	. -	市 佰 夕	中 拓 内 宏	字坛继贯(败友)	
事項名		-	事項名	実施内容	実施機関(略名)	
1 連絡	連絡系統を一元化し、迅速、的確に行う。		連絡	系統的に一元化し、迅速・的確に行う。	<u>県教委、市教委</u> 学校・関係団体等	
2 火災予防		2	火災予防	(1) 煙突接触部は不燃材により施工する。	県教委、市教委	
	(2) 火の不始末を防止する。 学校、関係団体			(2) 消火確認の実施を徹底する。	<u>学校</u>	
	(3) 責任者による巡回を励行する。 (3) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7			(3) 責任者による巡回を励行する。	関係団体	
	(4) 水利の確保と消火器材の整備点検をする。			(4) 水源の確保と消火器材の整備点検を行う。		
3 危険防止	(1) 雪囲い等の場合、避難口を閉鎖しないよう留意す 県教委、市教委、	3	危険防止	(1) 冬期間の避難経路確保に留意する。	<u>学校</u>	
	<u>る。</u> 県立学校、学校、			(2) 落雪及び雪崩箇所の表示、警戒(体育館、屋根等	関係団体	
	(2) 避難道路を除排雪する。 関係団体			<u>を含む)を行う。</u>		
	(3) 雪崩箇所の標示、警戒(体育館、屋根等を含む)			(3) 悪天候時における幼児児童生徒に対する休校措置		
	<u>を行う。</u>			<u>を実施する。</u>		
	(4) 悪天候における児童・生徒に対する休校措置を実			(4) 集団下校時には、必要に応じ引率者を配置する。		
	<u>施する。</u>			(5) 水槽等の危険箇所を標示し、周辺への立ち入りを		
	(5)集団登下校には、必要に応じ引率者をつける。			<u>制限する。</u>		
	(6) 水槽等は、標示する。	4	通学路の	道路の除排雪については、市都市整備部、山本地域地域	<u>県教委、</u> 市教委	
	(7) 危険場所の標示と遊びを禁止する。		確保	振興局建設部等と緊密な連絡調整を行う。	学校、集落	
4 通学路の					地域振興局建設部	
確保	局建設部等と 連絡を密にする 。				市都市整備部	
5 学校施設	(1) 屋根の雪下ろしを励行する。特に木造体育館、老 市教委、学校				関係団体	
等の保護		5	学校施設	(1) 木造体育館、老朽校舎の雪下ろしを励行する。	県教委、市教委	
4 71182	(2) 防災施設等を補強する。			(2) 防災施設等を補強する。	学校、集落	
	(3) 水源、消火器の整備点検に努める。		1, 2 11100	(3) 水源の確保、消火器の整備点検に努める。	地域振興局建設部	
	(4) 防火、防災思想の徹底を図る。			(4) 防火、防災思想の徹底を図る。	市関係団体	
6 社会教育		6	社会教育	(1) 防災施設の除 <mark>排</mark> 雪を励行する。	県教委、市教委	
	(2) 防災施設を補強する。			(2) 防災施設を補強する。	市関係団体	
護	(3) 避難口の標示、除雪に努める。		保護	(3) 避難口の標示、除排雪に努める。		
**~	(4) 防災思想の普及、徹底を図る。		71.82	(4) 防災思想の普及、徹底を図る。		
7 社会体育		7	文化財の	(1) 消防関係者との連携を図る。	県教委、市教委	
施設等の保			保護	(2) 常時監視体制を確保する。	市関係団体	
護	イプール側壁にむしろをかけ、その端は、水をたら			(3) 防災施設の除 <mark>排</mark> 雪を励行する。		
	す状態にする。			(4) 文化財保護関係者等との協力体制の充実を図る。		
	ウ 適宜プール内面の氷割りに努める。			(5) 文化財の修理、補強に努める。		
	(2) 防災施設の除排雪を励行する。	8	冬山脊山	(1) 高校生の冬山登山に対する適切な指導、助言をす	県教委、市教委 	
	(3) 防災施設を補強する。		<u>者へ</u> の指	5.	市関係団体	
	(4) 防災思想の普及、徹底を図る。		- 導	(2) 冬山登山の基礎訓練を実施する。	TO DANIELI	
8 文化財の				(3)登山服装を点検する。		
保護	(2) 常時監視体制を確保する。 関係団体			(4)登山届出を励行する。		
	(3) 防災施設の除雪を励行する。	(注) 防災施設	とは、防災上重要な施設をいう。		
	(4) 集落会組織の活動と組織体を強化する。特に、文		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
	化財愛護団体を強化する。					
	(5) 文化財の修理、補強に努める。					
9 冬山登山						
の指導	る。 関係団体					
* 111.71	(2) 冬山登山の基礎訓練を実施する。					
	(3) 登山服装を点検する。					
	(4) 登山届出を励行する。					
(注) 店货 	ととは、防災上重要な施設をいう。					
(ロー) ジョクへの凹形	、C15/ 19/2/12 主文: 5/10以で、 / 0	- 1				1

新項 備考 第8 豪雪地帯対策基本計画の推進 第8 豪雪地帯対策基本計画の推進 (略) (略) 1 交通及び通信の確保 1 交通及び通信の確保 冬期においても安全で円滑な道路交通が確保されるよう、雪害の防止や冬期の除排雪を考 歩道を含めた道路の総合的な除雪体制の充実に努め、雪害の防除や冬期の除雪作業を考慮 慮した道路の整備、防雪施設等の維持保全、道路の管理区分にとらわれない除雪効率化モデ した道路整備を行うとともに、防雪施設等の維持保全を図るほか、道路状況に関する情報提 ル事業の推進等、歩道を含めた道路の総合的な除雪体制の充実に努める。 供システムの充実や冬期交通安全対策を強化し、安全で快適な道路交通の確保に努める。 2 農林水産業、商工業その他の産業の振興 2 農林水産業、商工業その他の産業の振興 農業用ハウス等の施設周りや果樹の樹体の除排雪、間伐等の森林整備を促進する。 本市の積雪特性を踏まえ、森林の多面的機能が十分発揮されるよう、計画的に間伐等の森 林整備を促進するほか、産学官が一体となり、除排雪への対応も担う建設産業人材の確保・ 育成を推進する。 3 生活環境施設の総合的な整備 3 生活環境施設の総合的な整備 雪下ろしの注意を喚起する情報の提供や、広報紙、講習会等による安全対策の普及啓発を 建物の配置や構造検討に当たって地域の降雪量等に十分配慮する等の安全な教育環境の形 成や、医療・介護・福祉の連携によるサポート体制の強化を図るほか、地域コミュニティ機 図る。 能の向上を促し、地域支え合い体制を強化するとともに、多様な主体と連携を図ることによ り、除排雪体制の維持・向上に努める。 4 国土保全施設の総合的な整備 4 国土保全施設の総合的な整備 雪が引きおこす雪崩、融雪出水、土石流、地すべり等の災害を未然に防止するため、危険 雪が引きおこす雪崩、融雪出水、土石流、地すべり等の災害を未然に防止するため、危険 箇所の調査点検を充実強化するとともに、災害防止工事を推進する。 箇所の調査点検を充実強化するとともに、災害防止工事を推進する充実に努めるとともに、 災害発生に際しては、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」等を活用し迅速な 対応に努める。 5 その他の豪雪地帯振興施策の推進 5 その他の雪対策向上施策の推進 雪を活用した交流の促進やボランティアによる除排雪活動等、地域住民の協力を得なが 県は住民に対し、気象情報や、除排雪・防災に関わる研究データ、作業の労力削減や安全 ら、県との緊密な連携関係を築き、市民等と一体となって、本計画の推進に努める。 確保等に資する用具などの情報を提供する。 第18節 農林業災害対策 第18節 農林業災害対策 【実施機関:環境産業部】 【実施機関:農林水産部】 (略) (略) 第4 農林災害対策 第4 農林災害対策 農林業従事者等は、以下のとおり対策を推進する。 農林業従事者等は、以下のとおり対策を推進する。 1 風水害対策 1 風水害対策 (1)水害対策 (1) 水害対策 (略) (略) (新設) (ウ)畜産 A 施設内に浸水があった場合は停滞水やゴミ等を速やかに排除し、水洗・消毒の実 施により、疾病や病害虫の発生予防に努める。 B 冠水等の被害を受けた飼料の家畜への供与を原則中止し、速やかに新たな飼料の 確保に努める。 (ウ)林業 (エ)林業 A 林地や林道の復旧は、災害関連緊急治山事業等の各種復旧事業等により、早期復 A 林地や林道の復旧は、災害関連緊急治山事業等の各種復旧事業等により、早期復 旧を図る。 (2) 風害対策 (2) 風害対策 ア 予防対策 ア 予防対策

項		新	 備考
(ア)水稲		(ア) 水稲	un · J
深水管理により、異常蒸散を防止する。		深水管理により、異常蒸散を防止する。	
(イ)果樹等		(イ)果樹等	
A 風害軽減のため、防風網、防風林等を設置	ける。	A 風害軽減のため、防風網、防風林等を設置する。	
B 支柱の設置及び棚の補強等により倒木、倒	伏を防止する。	B 支柱の設置及び棚の補強等により倒木、倒伏を防止する。	
C 収穫適期における収穫作業の促進を図る。		C 収穫適期における収穫作業の促進を図る。	
(ウ)施設園芸作物		(ウ)施設園芸作物	
A ハウス等の補修、補強を実施する。		A ハウス等の補修、補強を実施する。	
B 防風網を設置する。		B 防風網を設置する。	
(新設)		(工) 畜産	
<u> </u>		A 畜舎の補修・補強を実施する。	
(エ)林業		(才) 林業	
間伐等保育の促進により、風害に強い森林に	蒸 道する	A 間伐等保育の促進により、風害に強い森林に誘導する。	
イ事後対策	-107-47 / 00	イ事後対策	
(ア)水稲		(ア)水稲	
A 早期立て直し、結束により穂発芽の発生防	14 レ	A 早期立て直し、結束により穂発芽の発生防止と登熟促進を図る。	
B 白葉枯病の防除を徹底する。	正と基系促進を囚る。	B 白葉枯病の防除を徹底する。	
日 日来伯州の例所を徹底する。 (イ) 果樹等		ローロ来位別の例所を徹底する。 (イ) 果樹等	
A 倒木、倒伏棚等の早期立て直しを実施する		A 倒木、倒伏棚等の早期立て直しを実施する。	
B カスガイ等による枝裂け部の接着を実施する		B カスガイ等による枝裂け部の接着を実施する。	
C 接着不能枝の早期切り落としと傷害部への	条削室巾を美施する。	C 接着不能枝の早期切り落としと傷害部への薬剤塗布を実施する。	
D 早期に病害虫防除を実施する。	mixing the property of the pro	D 早期に病害虫防除を実施する。	
E 落下した果実は、損傷程度により選別し、	用途に応じて処分する。	E 落下した果実は、損傷程度により選別し、用途に応じて処分する。	
(ウ) その他作物		(ウ) その他作物	
A 倒伏茎葉の立て直しと洗浄を実施する。		A 倒伏茎葉の立て直しと洗浄を実施する。	
B 早期に病害虫防除を実施する。		B 早期に病害虫防除を実施する。	
C 傷害果、傷害茎葉を速やかに摘除する。		C 傷害果、傷害茎葉を速やかに摘除する。	
<u>(新設)</u>		<u>(エ)畜産</u>	
		A 損傷施設に応急措置を講じ、風雨の侵入を防ぐ。	
<u>(工)</u> 林業		<u>(才)</u> 林業	
A 風倒木の放置による病害虫の発生、林地の	崩壊及び倒木の流出等の二次被害を防	A 風倒木の放置による病害虫の発生、林地の崩壊及び倒木の流出等の二次被害を防	
止するため、被害木の早期処理を実施する。		止するため、被害木の早期処理を実施する。	
(mfz)		(mtr)	
(略)		(略)	
第22節 廃棄物処理体制の整備	Ŷij.	第22節 廃棄物処理体制の整備	
【実施機関:総務部、環		【実施機関:総務部、環境産業部、能代山本広域市町村圏組合】	
(略)		(略)	
第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備		第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備	
 1 災害時の廃棄物処理体制の整備		1 災害時の廃棄物処理体制の整備	
(略)		(略)	
(3) 市は、緊急出動対応のための収集運搬車両や機	器等の配置計画や、災害によって発生	(3) 市は、次の事項等を含む市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理実行計画の	
した廃棄物(生活ごみ等、し尿等、がれき等)の一	時保管場所となる仮置場の配置等を含	策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。	
む処理計画を作成し、災害時の早期復旧に向けた体	- 制を整備する。 	① 緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画	
		② 災害によって発生した廃棄物(生活ごみ、し尿、がれき等)の一時保管場所となる	
		仮置場の配置計画	
1			
		③ 有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物の適正処理計画	

新項 IΒ 新 備考 第23節 医療救護体制の整備 第23節 医療救護体制の整備 【実施機関:市民福祉部、消防本部、能代市山本郡医師会】 【実施機関:市民福祉部、消防本部、能代市山本郡医師会】 (略) (略) 第2 応急医療体制の整備 第2 応急医療体制の整備 (略) (略) 2 後方医療体制の整備 2 後方医療体制の整備 (略) (略) (5) 県の災害時の医療体制の概況 (5) 県の災害時の医療体制の概況 県の災害時医療体制の概況は、以下のとおりである。 県の災害時医療体制の概況は、以下のとおりである。 ア 秋田県災害医療対策本部を設置し、医療救護班の編成・派遣、傷病者の搬送・受入、 ア 秋田県災害医療対策本部を設置し、医療救護班の編成・派遣、傷病者の搬送・受入、 指定避難所の健康管理等の災害医療に係る活動の調整等を行い、県内の災害医療を一元 指定避難所の健康管理等の災害医療に係る活動の調整等を行い、県内の災害医療を一元 的に統率する。 的に統率する。 イ 被災二次医療圏ごとに地域災害医療対策本部を設置し、各市町村が実施する災害医療 イ 被災二次医療圏ごとに地域災害医療対策本部を設置し、各市町村が実施する災害医療 に係る活動を支援する。 に係る活動を支援する。 ウ 県(地域)災害医療対策本部に、災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等 ウ 県(地域)災害医療対策本部に、災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等 を行う(地域)災害医療コーディネーターを配置する。 を行う(地域)災害医療コーディネーターを配置する。 エ 県(地域)災害医療対策本部に、災害医療コーディネーターを補佐し、災害医療に関 エ 県(地域)災害医療対策本部に、災害医療コーディネーターを補佐し、災害医療に関 する調整等を行うため、災害医療連絡調整員を配置する。 する調整等を行うため、災害医療連絡調整員を配置する。 オ コーディネーターを補佐し、小児・周産期医療に関する調整等を行う「災害時小児周 (新設) 産期リエゾン」については、県災害医療対策本部への配置に向けて体制整備を進める。 (略) (略) 第24節 要配慮者の安全確保 第24節 要配慮者の安全確保 【実施機関:市民福祉部、企画部、総務部】 【実施機関:市民福祉部、企画部、総務部】 (略) (略) 第3 避難行動要支援者の避難支援計画の作成等 第3 避難行動要支援者の避難支援計画の作成等 2 避難行動要支援者の円滑な避難のための配慮 2 避難行動要支援者の円滑な避難のための配慮 (1) 避難準備情報等の発令・伝達に関する配慮 (1) 高齢者等避難の発令・伝達に関する配慮 避難準備情報として発令される「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、 高齢者等避難として発令される「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者 の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もい の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もい そのため、市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿等を活用して着実な情報伝 そのため、市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿等を活用して着実な情報伝 達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、その情 達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、その情 報伝達について、特に配慮する。 報伝達について、特に配慮する。 ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確 ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確 に伝わるようにする。 に伝わるようにする。 イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。 イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。 ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すよう努める。 ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すよう努める。 (略) (略)

旧	新	備考
第4 外国人、旅行者等の安全確保対策	第4 外国人、旅行者等の安全確保対策	
び県外からの旅行者の災害時の被害を最小限にとどめるための環境づくりに努めるものとする。	国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在日・訪日外国人が増加している。被災地に 生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向 けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれ に応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害 の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する必要がある。市、県及び関係機関は、県 内に居住又は来訪する外国人、並びに旅行者への被害を最小限にとどめるための環境づくりに努 めるものとする。	
(新設)	1 的確な情報伝達のための防災環境づくり 国は、在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等 の環境の整備を図る。市及び県は、訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪 者への情報伝達体制等の整備に努める。また、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報 を適切に提供する際は、在日外国人、訪日外国人及び旅行者に配慮した伝達を行うものとす る。	
(略)	(略)	
2 地域における救援体制 市は、国際交流関係機関、観光施設管理者及び自主防災組織等の協力のもとに、地域ぐる みによる 外国人及び旅行者の安全確保、救援活動 <mark>を支援できる</mark> 体制の整備に努める。	3 地域における救援体制 市は、国際交流関係機関、 <u>秋田県災害多言語支援センター、</u> 観光施設管理者及び自主防災 組織等の <u>地域コミュニティー団体と協力し、</u> 外国人及び旅行者の安全確保、救援活動 <u>の支援</u> 体制の整備に努める。	
第25節 災害ボランティアの受入体制の整備	第25節 災害ボランティアの受入体制の整備	
【実施機関:各部局、市社会福祉協議会】	【実施機関:各部局、市社会福祉協議会】	
(略)	() 图各)	
第3 災害ボランティア活動への支援	第3 災害ボランティア活動への支援	
1 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの習熟 市社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア 活動が円滑に行われるようにするため、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュア ル」を作成している。	1 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの習熟 市社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア 活動が円滑に行われるようにするため、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュア ル」を作成している。	
市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を定期的に実施し、マニュアルの検証・習熟を図り、必要に応じてマニュアルの改訂を行うものとする。	市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を定期的に実施し、マニュアルの検証・習熟を図り、必要に応じてマニュアルの改訂を行うものとする。 ボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに 委託した場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。	
	市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を定期的に実施し、マニュアルの検証・習熟を図り、必要に応じてマニュアルの改訂を行うものとする。 ボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに 委託した場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とするこ	
ニュアルの検証・習熟を図り、必要に応じてマニュアルの改訂を行うものとする。 (略)	市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を定期的に実施し、マニュアルの検証・習熟を図り、必要に応じてマニュアルの改訂を行うものとする。 ボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに 委託した場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。	
ニュアルの検証・習熟を図り、必要に応じてマニュアルの改訂を行うものとする。 (略) 第26節 相互応援体制の整備等 【実施機関:各部局、消防本部、防災関係機関】	市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を定期的に実施し、マニュアルの検証・習熟を図り、必要に応じてマニュアルの改訂を行うものとする。 ボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに 委託した場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。 (略) 第26節 相互応援体制の整備等 【実施機関:各部局、消防本部、防災関係機関】	
ニュアルの検証・習熟を図り、必要に応じてマニュアルの改訂を行うものとする。 (略) 第26節 相互応援体制の整備等	市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を定期的に実施し、マニュアルの検証・習熟を図り、必要に応じてマニュアルの改訂を行うものとする。 ボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに 委託した場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。 (略) 第26節 相互応援体制の整備等	

新項 旧 新 備考 2 対策 2 対策 (略) (略) (3) 応援受入体制の整備 (3) 応援受入体制の整備 市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動できるよう、連絡調整 市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動できるよう、連絡調整 窓口や指揮連絡系統等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図 窓口や指揮連絡系統等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図 る。特に、受援に当たっては、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、防災訓練、情報交換等を実施 し、応援受入体制の強化を図る。 応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染 症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、平常時から協定を締結し た他市町村との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、応援受入体制の強化を図る。 (略) (略) (6) 他市町村災害時の応援活動のための体制整備 (6) 他市町村災害時の応援活動のための体制整備 市は、被災市町村より応援要請を受けた場合に、直ちに要請に応じることのできるよ 市は、被災市町村より応援要請を受けた場合に、直ちに要請に応じることのできるよ う、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について予め定めてお う、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について予め定めてお く。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよ く。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよ う、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体 う、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体 制とする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に 制とする。 当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 (略) (略) 第4 公共機関その他事業者間の相互応援協定等 第4 公共機関その他事業者間の相互応援協定等 1 現況 1 現況 (略) (略) (新設) 第6 受援計画の策定 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他自治体及び防災関係機関等から応援を受 けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割 分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送 体制や人的・物的支援の受入等について定めた総合的な受援計画を策定するものとする。 第27節 緊急輸送の環境整備 第27節 緊急輸送の環境整備 【実施機関:都市整備部、総務部、防災関係機関】 【実施機関:都市整備部、総務部、防災関係機関】 (略) (略) 第2 指定拠点 第2 指定拠点 県は、緊急輸送道路が相互に補完的な役割を果たし、災害時における効率的な緊急輸送及び機 県は、緊急輸送道路が相互に補完的な役割を果たし、災害時における効率的な緊急輸送及び機 能を確保するため、県内道路に関する「緊急輸送道路ネットワーク計画」を作成している。 能を確保するため、県内道路に関する「緊急輸送道路ネットワーク計画」を作成している。 この、緊急輸送道路ネットワーク計画における指定拠点の種類及び市域内の指定拠点は、次の この、緊急輸送道路ネットワーク計画における指定拠点の種類及び市域内の指定拠点は、次の とおりである。 とおりである。 1 指定地方行政機関等 1 地方公共団体 (1) 県庁 (1) 国土交通省 (2) 市役所【能代市役所】 (2) 財務省 (3)農林水産省 (3) 町村役場 (4) 厚生労働省 (4) 地域振興局【山本地域振興振興局】 (5) 防衛省 (5) 下水処理センター 2 警察機関

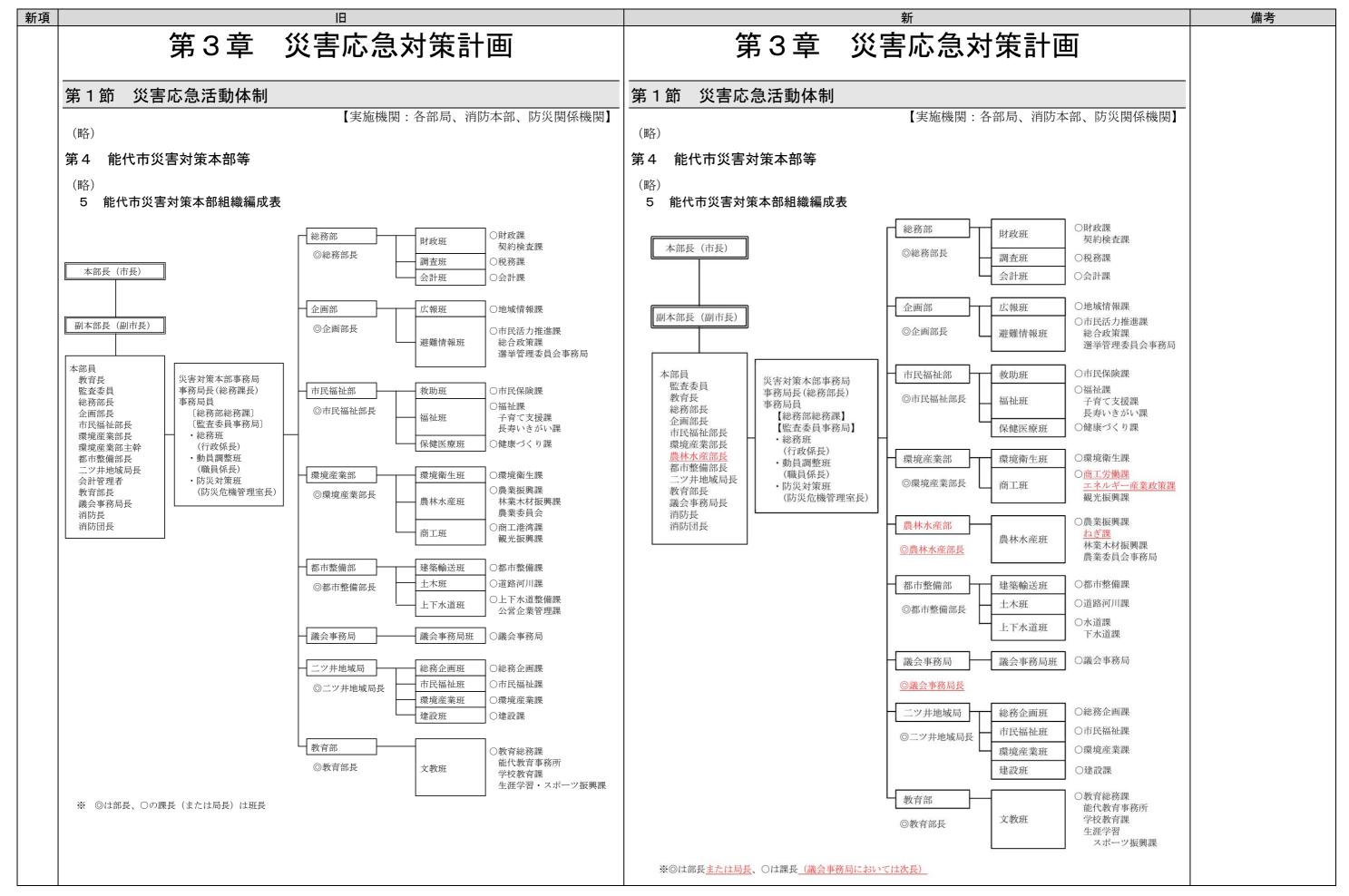
(1) 警察本部

(6) 文部科学省

2 指定公共機関、指定地方公共機関等

新項	新	備考
18 道路、電力、電話、都市ガス、LPガス、鉄道、放送局、医療、運輸、郵便、金融、土地改良、農業 地方公共団体	(2) 警察署【能代警察署】 (3) 各隊 (1) 消防木部【能代山木広城市町村圏組合消防木部】 (2) 消防署【能代消防署、二ツ井消防署】 4 指定地方行政機関等 (1) 国土交通省【能代河川国道事務所、能代国道維持出張所】 (2) 農林木産省 (3) 財務省 (4) 厚生労働省 5 指定公共機関 (1) NEXCO東日本 (2) 東北電力 (3) NTT東日本 (4) NTTドコモ (5) ガス (のしろエネルギーサービス(株)】 (6) 鉄道会社 (7) 放送機関 (8) 日本赤十字支部 (9) 秋田県医師会等 (10) 運送業 (11) バス 5 自衛隊 6 災害医療施設 (1) 医療施設【能代厚生医療センター、地域医療機能支援機構(JCHO)秋田病院、能代山本医師会商院】 (2) 支援医療品支援センター【株式会社パイタルネット能代支店、東邦薬品株式会社能代督業所】 (3) 赤十字血液センター 7 備蓄集積拠点 (1) 空悪 (1) 空悪 (2) 重要港【能代港湾事務所】 (3) 地方港 (4) 秋田駅 (5) 主要駅 能代駅】 (6) 広域防災拠点 (一次物資集積拠点) (7) 広域防災拠点 (「大物資集積拠点) (7) 広域防災拠点 (「大物資集積拠点) (7) 広域防災拠点 (「大物資集積拠点) (7) 広域防災拠点 (東結場所・ベースキャンプ) (5) 広域防災拠点 (東結場所・ベースキャンプ) (6) 広域防災拠点 (東結場所・ベースキャンプ) (7) 広域防災拠点 (東結場所・ベースキャンプ) (9) 広域防災拠点 (東結場所・ベースキャンプ) (10) 近の駅 「道の駅、赤たつい】 (11) 広域避難地 (12) 備蓄倉庫 (山本地域振興局防災備蓄倉庫】 8 ヘリポート (1) ヘリコアター常駐所 9 二次物資集積拠点 [向能代地域センター、南地域センター、扇淵地域センター、道の駅 またつい】	備考
第28節 企業防災の促進	ふたつい】 10 指定避難所【杉ホールひびき、種梅ふるさとの家】 ※【 】内は、市域内の施設 第28節 企業防災の促進	
		-
【実施機関:総務部、防災関係機関】 (略)	【実施機関:総務部、防災関係機関】 (略)	
	`゚゚'' 第2 基本的な考え方	
第2 基本的な考え方 		
(略)	(略)	

新項 新 備考 旧 2 企業の役割 2 企業の役割 (1) 生命の安全確保と安否確認 (1) 生命の安全確保と安否確認 第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会 第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会 社、派遣社員、協力会社等、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。 社、派遣社員、協力会社等、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。企業は、 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図 るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。 (略) (略) (3) 事業の継続 (3) 事業の継続 被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早 被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早 期復旧を可能とするために、事業継続マネジメント(BCM)を構築するとともに事業継 期復旧を可能とするために、事業継続マネジメント(BCM)を構築するとともに事業継 続計画(BCP)を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方 続計画(BCP)を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方 針、手段等を取り決めておくとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震 針、手段等を取り決めておく。 化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復 旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への 対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど 事業継続マネジメント (BCM) の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係 る業務に従事する企業等は、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の 実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。 (略) (略) 第3 企業防災促進のための取組 第3 企業防災促進のための取組 市、県及び防災関係機関は、企業の防災意識の高揚を図るとともに、防災計画等の策定を促進 市、県及び防災関係機関は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図ると するための情報提供や相談体制の整備等の支援等により、企業の防災力向上を図る。 ともに、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備等の支援等や優良企業表 彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上を図る。 2 事業継続マネジメント(BCM)の構築及び事業継続計画(BCP)の策定促進 2 事業継続マネジメント(BCM)の構築及び事業継続計画(BCP)の策定促進 事業継続マネジメント(BCM)や事業継続計画(BCP)に関するセミナーの開催等に (1) 普及啓発活動 より、企業の計画策定を啓発、支援するとともに、被害想定やハザードマップ等、事業継続 計画(BCP)策定のための基礎データを積極的に提供する。また、県、市及び商工会・商 事業継続マネジメント (BCM) や事業継続計画 (BCP) に関するセミナーの開催等 工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及 により、企業の計画策定を啓発、支援する。 を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。 (略) (略) 第29節 大規模停電対策 第29節 大規模停電対策 【実施機関:各部局、防災関係機関、施設管理者】 【実施機関:各部局、防災関係機関、施設管理者】 第2 指定避難所、公共施設等への非常用電源の整備 第2 指定避難所、公共施設等への非常用電源の整備 (略) (略) 2 防災拠点 2 防災拠点 市、県及び防災関係機関は、災害対策本部を始めとする防災活動の拠点となる施設につい 市、県及び防災関係機関は、災害対策本部を始めとする防災活動の拠点となる施設につい て、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図るとともに、72時 て、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図る。 間以上稼働できるよう燃料備蓄等をしておくほか、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等 との協定の締結を進める。また、非常用電源については、浸水や揺れに備えた対策を図る。 (略) (略)



		IB			新	備考
本部に置く は災害の状況		っては、下表のように定める。ただし、特例として、本部長ると認めたときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び	本部に置くは災害の状況		いては、下表のように定める。ただし、特例として、本部長ると認めたときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び	
音区	班	業務内容	部	班	業 務 内 容	
	環境衛生班(環境衛生課長)	1 環境衛生課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 被災地の清掃に関すること 3 被災地におけるごみ処理処分及びし尿処理処分に関すること 4 清掃施設及び火葬場等施設の復旧に関すること 5 被災地の防疫、消毒に関すること 6 衛生、防疫資機材の調達に関すること 7 動物の死体処理に関すること 8 遺体の収容、埋火葬に関すること 9 災害に伴う環境調査に関すること 10 空間放射線量及び放射性物質の調査・測定に関すること 11 その他清掃及び衛生全般に関すること 1 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 農地及び農業用施設の被害調査区で息対策に関すること 4 農林水産業に係る罹災証明に関すること 5 農作物、森林の被害の拡大防止及び病害虫の防除に関すること 6 家畜伝染病の予防対策及び施設等の復旧に関すること 7 農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関すること 8 林産物及び復旧用木材のあっせんに関すること 9 農林水産業関係者の補助及び融資等に関すること 10 応急用米穀(一般用も含む)及び調味料等の調達斡旋	環境産業部(環境産業部長)	環境衛生班 (環境衛生課長) 商工班 (商工 <mark>労働</mark> 課長)	1 環境衛生課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 被災地の清掃に関すること 3 被災地におけるごみ処理処分及びし尿処理処分に関すること 4 清掃施設及び火葬場等施設の復旧に関すること 5 被災地の防疫、消毒に関すること 6 衛生、防疫資機材の調達に関すること 7 動物の死体処理に関すること 8 遺体の収容、埋火葬に関すること 9 災害に伴う環境調査に関すること 10 空間放射線量及び放射性物質の調査・測定に関すること と 11 その他清掃及び衛生全般に関すること 1 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること	
		に関すること	部	班	業 務 内 容	
	商工班(商工港湾課長)	11 その他農林水産業全般に関すること 1 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 商工業に係る被害調査に関すること 3 商工業関係者の補助及び融資等に関すること 4 災害対策に要する資材物資の所有業者の把握及び調達に関すること 5 食料の調達に関すること 6 被災失業者の職業相談に関すること 7 災害時における労働力の確保に関すること 8 港湾施設管理者との連絡調整に関すること 9 その他商工業全般に関すること 10 対策本部事務局及び部内の連絡調整に関すること	農林水産部長)	農業振興課長)	1 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 林業及び水産業に係る被害調査に関すること 4 農林水産業に係る罹災証明に関すること 5 農作物、森林の被害の拡大防止及び病害虫の防除に関すること 6 家畜伝染病の予防対策及び施設等の復旧に関すること 7 農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関すること 8 林産物及び復旧用木材のあっせんに関すること 9 農林水産業関係者の補助及び融資等に関すること 10 応急用米穀 (一般用も含む)及び調味料等の調達斡旋に関すること 11 その他農林水産業全般に関すること	
(略)	1	TO THE TOWNS OF THE TAXABLE PROPERTY OF THE PR	(略)		に関すること	

IΒ	新
第2節 職員の動員体制	第2節 職員の動員体制
【実施機関:各部局】 (略)	【実施機関:各部局】 (略)
第2 職員の動員基準	第2 職員の動員基準
職員の参集は、「緊急連絡網」「職員参集メール」による連絡に基づく参集と、動員基準に基づく自主参集を基本とする。	職員の参集は、「緊急連絡網」「職員参集メール」による連絡に基づく参集と、動員基準に基づく自主参集を基本とする。
1 通常時の動員基準 職員は、動員指示があった場合または以下の動員基準に従い、職員は所属勤務場所 <u>若し</u> くは、指定された施設等に参集する。	1 通常時の動員基準 職員は、動員指示があった場合または以下の動員基準に従い、所属勤務場所 <u>または</u> 指定された施設等に参集する。 <u>なお、災害の発生場所や規模に応じて、各動員区分のうち一部の職員のみを動員することもあることに注意する。</u>
(略)	(略)
第3節 自衛隊の災害派遣要請	第3節 自衛隊の災害派遣要請
(略) (略)	(略)
^{、『『プ} 第5 自衛隊の災害派遣要請手続等	第5 自衛隊の災害派遣要請手続等
 1 派遣要請手続き (1)市長は、自衛隊の災害派遣を要請しようとする場合は、知事に対し災害派遣要請を要求する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により<u>知事に依頼し</u>、事後速やかに文書を提出する。 (2)市長は、通信の途絶等により、知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、直接その旨及び災害の状況を自衛隊へ通知する。なお、この通知をした場合には、通信の復旧後その旨を速やかに知事に通知する。 (3)市長は、事態が緊急避難、人命救助の場合のように急迫し、知事等の要請をするいとまがない場合は、直接、自衛隊に通報し、事後速やかに所定の手続きを行う。 	だし、緊急を要する場合は、電話 <u>FAX</u> 、無線等により <u>要求するものとし</u> 、事後速やかに文書を <u>送達</u> する。
(略)	(略)
第4節 相互応援	第4節 相互応援
【実施機関:総務部、消防本部】 (略)	【実施機関:総務部、消防本部】 (略)
、**□′ 第2 地方自治体等との相互応援	第2 地方自治体等との相互応援
(略)	(略)
2 <u>県・他都市・指定地方公共機関等</u> への要請 (略)	2 <u>県及び県内市町村</u> への要請 (略)
(2) 他市、指定地方公共機関等への要請 ア 協定締結市への要請 (ア) 秋田県内12市への要請 秋田県内12市(秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、男鹿市、湯沢市、大仙市、鹿角市、北秋田市、潟上市、仙北市、にかほ市)への要請については「災害時におけ	(2) 協定締結市町村等への要請 ア 秋田県内12市への要請 秋田県内12市(秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、男鹿市、湯沢市、大仙市、鹿 角市、北秋田市、潟上市、仙北市、にかほ市)への要請については「災害時における相 互援助に関する協定書」(平成18年4月26日)に基づいて、次の事項を明らかにして、

新項	IB	新	着考
	る相互援助に関する協定書」(平成18年4月26日)に基づいて、次の事項を明らかに	各市へ要請を行い、後日速やかに文書を提出する。	
	して、各市へ要請を行い、後日速やかに文書を提出する。	(略)	
	(略)		
	(新設)	3 他都道府県及び市町村への要請	
		<u>(1)協定締結市町村等への要請</u> ア 銀河連邦構成市町4市2町への要請	
		神奈川県相模原市、岩手県大船渡市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町、北海道大樹	
		町 <u>、宮城県角田市</u> への要請については「災害時における相互応援に関する協定書」(平 成28年4月1日)に基づいて、次の事項を明らかにして、各市 <mark>町</mark> へ要請を行い、後日速	
		やかに文書を提出する。	
		応援要請の内容 要請時に明らかにすべき事項	
		1 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な 1 被害の状況 2 応援を要請する物資等の品	
		2 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必 名、数量等	
		要な資機材及び物資の提供 3 応援を要請する職員の職種及 3 水援及び救助活動に必要な車両等の提供 び人員	
		4 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派 4 応援場所及びその経路	
		遺	
		6 児童・生徒の受入 要な事項	
		7 被災者に対する住宅の斡旋 8 地元企業・団体等への被災地支援の呼び掛け	
		9 前各号に掲げるもののほか、特に要請があると認める	
		もの	
	(略)	(略)	
	第5節 気象予警報等の伝達	第5節 気象予警報等の伝達	
	【実施機関:各部局、消防本部、防災関係機関】	【実施機関:各部局、消防本部、防災関係機関】	
	(新設)	第2 警戒レベルを用いた防災情報の提供	
		警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を 5 段階に	
		<u>分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるもので</u> ある。	
		「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参	
		<u>考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直</u> 感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。	
		<u>窓的に理解できるより、火害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより促展する。</u> <u>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合</u>	
		はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。	
	第2 気象注意報、警報等の種類と発表基準	第2 気象に関する特別警報・警報・注意報	
	秋田地方気象台は、気象・地象(地震は、発生した断層運動による地震動に限る)・水象等の		
	観測結果に基づき、特別警報、警報、注意報(大津波警報・津波警報・津波注意報及び噴火警報 を除く)及び台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を発表し、防災関係機関等へ伝達する。	観測結果に基づき、特別警報、警報、注意報(大津波警報・津波警報・津波注意報及び噴火警報 を除く)及び台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を発表し、防災関係機関等へ伝達する。	
	市は、これらの気象情報を、秋田地方気象台、防災関係機関、報道関係機関等の協力を得て、	市は、これらの気象情報を、秋田地方気象台、防災関係機関、報道関係機関等の協力を得て、	

新項

市民に周知するように努める。その際、要配慮者へ分かりやすく伝達するよう努めるものとする。

特に、特別警報は、重大な災害の危険性が著しく高まっており、市民は直ちに命を守る行動を とる必要がある場合に発表される情報であり、気象業務法において、市から市民への周知が義務 づけられていることから、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達するものとする。

また、情報伝達を円滑に行うため、防災気象情報に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図るものとする。

秋田地方気象台から発表される種類及び基準は、次のとおりである。

1 気象注意報及び警報

気象に関する特別警報、警報、注意報は気象業務法により、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのある時には「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある時には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい時には「特別警報」が、<u>県内の市町村ごとに発表される。また、</u>大雨等の特別警報<u>・警報</u>が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合もある。

以下に示す特別警報の種類と発表基準は、重大な災害をもたらすほどの特に異常な現象の レベルを定めたものである。また、警報・注意報の種類と発表基準の数値は、秋田県におけ る過去の災害発生頻度と気象条件との関係に基づき定めたもので<u>あり、気象要素によって災</u> 害発生を予想する際の具体的な目安ではあるが、先行降雨、季節、地域の特性、その他気象 条件等を考慮して行うため、必ずしもこの基準によらない場合がある。

特に、大きな地震等が発生し、地盤が緩み土砂災害等の二次災害の発生が予測される場合は、大雨警報や注意報等の発表基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

(1) 特別警報

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨 <u>による</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (能代市) (50年に一度の値) 48時間降水量: 257mm、3時間降水量: 119mm、土壌雨量指数175 警報基準(土壌雨量指数)97
大雪特別警報	大雪 <u>により</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。 (能代市) 50年に一度の積雪深103cm、既往最深積雪92cm
暴風特別警報	暴風 <u>により</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風 <u>により</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波 <u>により</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の <mark>異常な</mark> 上昇 <u>により</u> 重大な災害が発生するお それが著しく大きい時に発表される。

市民に周知するように努める。その際、要配慮者へ分かりやすく伝達するよう努めるものとする。

特に、特別警報は、重大な災害の危険性が著しく高まっており、市民は直ちに命を守る行動を とる必要がある場合に発表される情報であり、気象業務法において、市から市民への周知<u>の措置</u> が義務づけられていることから、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達するものとする。

また、情報伝達を円滑に行うため、防災気象情報に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図るものとする。

1 種類・発表基準

気象に関する特別警報、警報、注意報は気象業務法により、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのある時には「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある時には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい時には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合もある。

以下に示す特別警報の種類と発表基準は、重大な災害をもたらすほどの特に異常な現象のレベルを定めたものである。また、警報・注意報の種類と発表基準の数値は、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係に基づき定めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安ではあるが、先行降雨、季節、地域の特性、その他気象条件等を考慮して行うため、必ずしもこの基準によらない場合がある。

特に、大きな地震等が発生し、地盤が緩み土砂災害等の二次災害の発生が予測される場合は、大雨警報や注意報等の発表基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

(1) 特別警報

连 哲	神 田
種類	概 要
	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい
	時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別
	警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべ
大雨特別警報	き事項が明記される。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るた</u>
	めの最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
	(能代市) (50年に一度の値)
	48時間降水量: 259mm、3時間降水量: 122mm、土壤雨量指数180
	警報基準(土壤雨量指数)97
	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい
上最快叫数却	時に発表される。
大雪特別警報	(能代市)
	50年に一度の積雪深 <u>100</u> cm、既往最深積雪92cm
早 国 此 川 敬 却	暴風 <u>が特に異常であるため</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きい
暴風特別警報	時に発表される。
	雪を伴う暴風 <u>が特に異常であるため</u> 重大な災害が発生するおそれが著し
10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	 く大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴う
暴風雪特別警報	ことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼び
	かける。
计 泊 柱 川 敬 却	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大き
波浪特別警報	い時に発表される。
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇 <u>が特に異常であるため</u> 重大な災
高潮特別警報	害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。 <u>避難が必要とされる</u>
	警戒レベル4に相当する。

	IB		新
			の基準(大雨特別警報:令和3年3月25日現在、大雪特別警報:令和3年10
		月28日現在)	
(2) 気象警報		(2) 気象警報	
種 類	概 要	種類	概 要
大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表さ		大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表さ
	れる。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨		れる。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨
	警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。		警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	(浸 水 害) <u>雨量基準 平 坦 地:1時間雨量40mm</u>		高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
			(浸水害) <u>表面雨量指数基準 14</u>
	(土砂災害)土壌雨量指数基準 97		(土砂災害) 土壌雨量指数基準 <u>107</u>
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそ		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生
	れがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河		するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害と
	川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。		して、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられ
	雨量基準 平 坦 地:1時間雨量40mm		る。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	<u>平坦地以外:1時間雨量50mm</u> 流域雨量指数基準 藤琴川流域=20、常盤川流域=9、種梅川流域=13		流域雨量指数基準 檜山川流域=10.4、久喜沢川流域=8.4、常盤川流域 =12.4、天内川流域=5.2、種梅川流域=9.8、内川流域=12.8、比井野川流
	加域附重相数差率 藤今川加域 - 20、電盛川加域 - 9、種毎川加域 - 13 指定河川洪水予報による基準 米代川 [二ツ井・向能代]	洪水警報	域=8.4、阿仁川流域=5.7、濁川流域=10.5、竹生川流域=11、悪土川流域
	相尾門川機が「報による盔牛 本刊川[二/开刊的記刊]		=5.2、田代川流域=7.5
			複合基準 米代川流域= (10、58.6) 、檜山川流域= (8、9.3) 、天内川
			流域= $(5, 3.6)$ 、内川流域= $(5, 12)$ 、比井野川流域= $(6, 4.9)$ 、悪
			土川流域= (6、4.6)
			指定河川洪水予報による基準 米代川 [二ツ井・向能代]
	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表さ		大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表さ
大雪警報	れる。		れる。
八百膏稅	降雪の深さ 平野部:12時間の降雪の深さ35cm	八	降雪の深さ 平野部:12時間の降雪の深さ35cm
	山沿い:12時間の降雪の深さ50cm		山沿い:12時間の降雪の深さ50cm
	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表さ		暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表さ
暴 風 警 報	れる。		れる。
	平均風速 陸上: 18m/s		平均風速 陸上: 18m/s
	海上:18m/s		海上:18m/s
	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる		雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる
暴風雪警報	に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる 視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	L A A B B A A A B A B A B A B A B A B A	に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる 視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	平均風速 陸上: 18m/s 雪を伴う		平均風速 陸上: 18m/s 雪を伴う
	海上: 18m/s 雪を伴う		海上: 18m/s 雪を伴う
	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表		高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表
波浪警報		波 浪 警 報	
	有義波高 6.0m		有義波高 6.0m
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するお		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するお
高 潮 警 報	それがあると予想された時に発表される。		それがあると予想された時に発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル</u>
同 例 書 報	潮位 東京湾平均海面(T.P.)上1.5m	同 例 書 報	<u>4に相当する。</u>
			潮位 東京湾平均海面(T.P.)上1.5m
※ 数値は能代市	数値は能代市域の基準(平成22年5月27日現在) ※		の基準(<u>令和3年6月8日現在</u>)

Ī	旧		新	備考
(3) 気象注意	報	(3) 気象注意報		
種類	概 要	種類	概 要	
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 <u>雨量基準 平 坦 地:1時間雨量25mm</u> 平坦地以外:1時間雨量30mm	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自ら</u> の <u>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	
	土砂雨量指数基準値 82 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあ		表面雨量指数基準 7 土砂雨量指数基準値 <u>86</u> 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するお	
洪 水 注 意 報	ると予想された時に発表される。 <u>雨量基準 平 坦 地:1時間雨量25mm</u> <u>平坦地以外:1時間雨量30mm</u> <u>流域雨量指数基準 藤琴川流域=16、常盤川流域=7、種梅川流域=7</u> 指定河川洪水予報による基準 米代川[二ツ井・向能代]		それがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 流域雨量指数基準 檜山川流域=8.3、久喜沢川流域=4.2、常盤川流域=7.4、天内川流域=4.1、種梅川流域=6.8、内川流域=10.2、比井野川流域=5.2、原佐川流域=10.2、比井野川流域=5.2、原佐川流域=10.2、北井野川流域	
供水在息報		洪水注意報	=5.3、阿仁川流域=34.7、濁川流域=8.4、竹生川流域=8.8、悪土川流域=4.1、田代川流域=6 複合基準 米代川流域=(5、30.4)、薩琴川流域=(5、24.7)、檜山川流域=(5、6.8)、久喜沢川流域=(5、4.2)、常盤川流域=(6、5.9)、天内川流域=(5、2.8)、種梅川流域=(5、7.4)、内川流域=(5、10.2)、比井野川流域=(5、4.4)、阿仁川流域=(5、18.7)、悪土川流域=(5、4.1)、田代川流域=(5、4.9)	
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表 される。 平均風速 陸上:12m/s 雪を伴う 海上:12m/s 雪を伴う	風雪注意報	指定河川洪水予報による基準 米代川 [二ツ井・向能代] 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 平均風速 陸上: 12m/s 雪を伴う	
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 潮位 東京湾平均海面(T.P.)上1.0m	高潮注意報	海上:12m/s 雪を伴う 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。	
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災 害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意につ いても雷注意報で呼びかけられる。 落雷等により被害が予想される場合	雷注意報	潮位 東京湾平均海面(T.P.)上1.0m 落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い <u>竜巻等の</u> 突風や「ひょう」 による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への 注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
(略)			落雷等により被害が予想される場合 の基準(<u>令和3年6月8日現在</u>)	
(4) その他気		(4) その他気象		
種類	概 要	種 類	概要	4
(新設)	<u>(新設)</u>	早期注意情報 (警報級の 可能性)	世紀表単位(沿岸と内陸)で、2日光から5日先にかりては日単位で、適 間天気予報の対象地域と同じ発表単位(秋田県)で発表される。大雨に関 して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への	
		土砂災害警戒情報	○構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援する	

	IB	新	備考	
土砂災害警戒情報	県と秋田地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自宅避難の参考となるよう市町村(秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域)ごとに発表される。 詳細は、本節第10を参照とする。	ため、対象となる市町村(秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域特定して警戒を呼び掛ける情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同表される。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる難が必要とされる警戒レベル4に相当する。 詳細は、本節第10を参照とする。	<u>を</u> で発 <u>危険</u> <u>避</u>	
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風にて注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下におい巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった <u>とき</u> に、 <u>沿岸と内陸ので発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常にっている旨を付加した情報が沿岸と内陸の単位で発表される。</u> この情有効期間は、発表から1時間である。	て竜 単位 <u>を示</u> 高 <u>ま</u> 報の	
記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測 (地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組 み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。記録的 短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表され る。	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を (地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量記 み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。3 記録的短時間 大雨情報 2 2 2 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3	・を組 <u>の情</u> 監と 実際 布」	
│	_ 或の基準(<mark>平成22年5月27</mark> 日現在)	(略)		
(略)	X • G (<u>(5)大雨・洪水警報の危険度分布等</u> <u>種類</u>		
(新設)		大雨警報(土砂 災害)の危険度 分布(土砂災害 警戒判定メッシュ情報) 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四 の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布 び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警 (土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険 が高まるかを面的に確認することができる。	<u>下</u> 報 <u>度</u>	
		・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫):避難が必 とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 当。 ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等。	<u> </u>	
		<th ###="" ####="" ###<="" rowspan="2" td=""><td><u>km</u> i <u>雨</u></td></th>	<td><u>km</u> i <u>雨</u></td>	<u>km</u> i <u>雨</u>
		ことができる。		<u>の</u> 機 指 れ
		・「非常に危険」(うす紫): 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		

北ルナルは叶巛計画 笠っ須 机纵中分类 女们分の主(安)

旧	新
	・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
各)	(略)
4 洪水予報	
4	第 4 洪水予報
秋田地方気象台と国土交通省能代河川国道事務所は共同して、水防法第10条に規定されている洪水予報指定河川に指定されている米代川(藤琴川を含む)の洪水予報を発表する	VII VENT AND CENTER OF THE CONTROL O
いる洪水予報指定河川に指定されている米代川(藤琴川を含む)の洪水予報を発表する。	いる洪水予報指定河川に指定されている米代川(藤琴川を含む)の洪水予報を発表する。 <u>ボレベル2~5に相当する。</u>
いる洪水予報指定河川に指定されている米代川(藤琴川を含む)の洪水予報を発表する。	いる洪水予報指定河川に指定されている米代川(藤琴川を含む)の洪水予報を発表する。警
いる洪水予報指定河川に指定されている米代川(藤琴川を含む)の洪水予報を発表する。 2 洪水予報の種類・発表基準 概 要 種類 概 要 洪水注意報 はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される。	いる洪水予報指定河川に指定されている米代川 (藤琴川を含む) の洪水予報を発表する。警戒レベル2~5に相当する。 2 洪水予報の種類・発表基準 種類 情報名 発表基準 「洪水警報(発表)」 「氾濫発生情報」 ・氾濫が発生したとき 又は ・氾濫が継続しているとき
いる洪水予報指定河川に指定されている米代川 (藤琴川を含む) の洪水予報を発表する。 2 洪水予報の種類・発表基準 概 要 種類 概 要 洪水注意報 はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される。 選業準備情報の発令の判断の参考とする。	いる洪水予報指定河川に指定されている米代川 (藤琴川を含む) の洪水予報を発表する。警戒レベル2~5に相当する。 2 洪水予報の種類・発表基準 種類 情報名 「洪水警報(発表)」 「氾濫発生情報」 ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき 「洪水警報」 「氾濫危険情報」 ・氾濫危険水位に到達したとき
いる洪水予報指定河川に指定されている米代川 (藤琴川を含む) の洪水予報を発表する。 2 洪水予報の種類・発表基準 種 類 標 題 概 要 はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる 場合に発表される。 避難準備情報の発令の判断の参考とする。 一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれる時、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時に発表される。	いる洪水予報指定河川に指定されている米代川 (藤琴川を含む) の洪水予報を発表する。警戒レベル2~5に相当する。 2 洪水予報の種類・発表基準 種類 情報名
いる洪水予報指定河川に指定されている米代川(藤琴川を含む)の洪水予報を発表する。 2 洪水予報の種類・発表基準 種類 標題 概要 洪水注意報 はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される。 遊難準備情報の発令の判断の参考とする。 一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれる時、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時に発表される。 遊難勧告等の発令の判断の参考とする。 はん濫作験水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時に発表される。 近ん濫作験水位に達した時に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等	いる洪水予報指定河川に指定されている米代川(藤琴川を含む)の洪水予報を発表する。警戒レベル2~5に相当する。 2 洪水予報の種類・発表基準 種類 情報名 発表基準 「洪水警報(発表)」 「氾濫発生情報」 ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき 「氾濫危険情報」 ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、ごとに水位の上昇が見 込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回
2 洪水予報の種類・発表基準	いる洪水予報指定河川に指定されている米代川 (藤琴川を含む) の洪水予報を発表する。警戒レベル2~5に相当する。 2 洪水予報の種類・発表基準 種類 情報名
2 洪水予報の種類・発表基準 種類 標題 機 要 洪水注意報 はん濫注意材にに達し、さらに水位の上昇が見込まれる 場合に発表される。 避難準備情報の発令の判断の参考とする。 一定時間後にはん濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時に発表される。 遊離期断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時に発表される。 造成監警戒情報 はん濫警戒情報 はん濫作の発令の判断の参考とする。 はん濫作の発令の判断の参考とする。 はん濫作の発令の判断の参考とする。 はん濫作した時に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。 に鑑が発生した時に発表される。	いる洪水予報指定河川に指定されている米代川 (藤琴川を含む) の洪水予報を発表する。警戒レベル2~5に相当する。 2 洪水予報の種類・発表基準 種類 情報名

<u>又は</u>

「洪水注意報」

「洪水注意報

(警報解除)」

「洪水注意報解除」

・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の

・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込

・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避

難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下

・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれ なくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を

・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報 を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のお

状態が継続しているとき

まれないとき

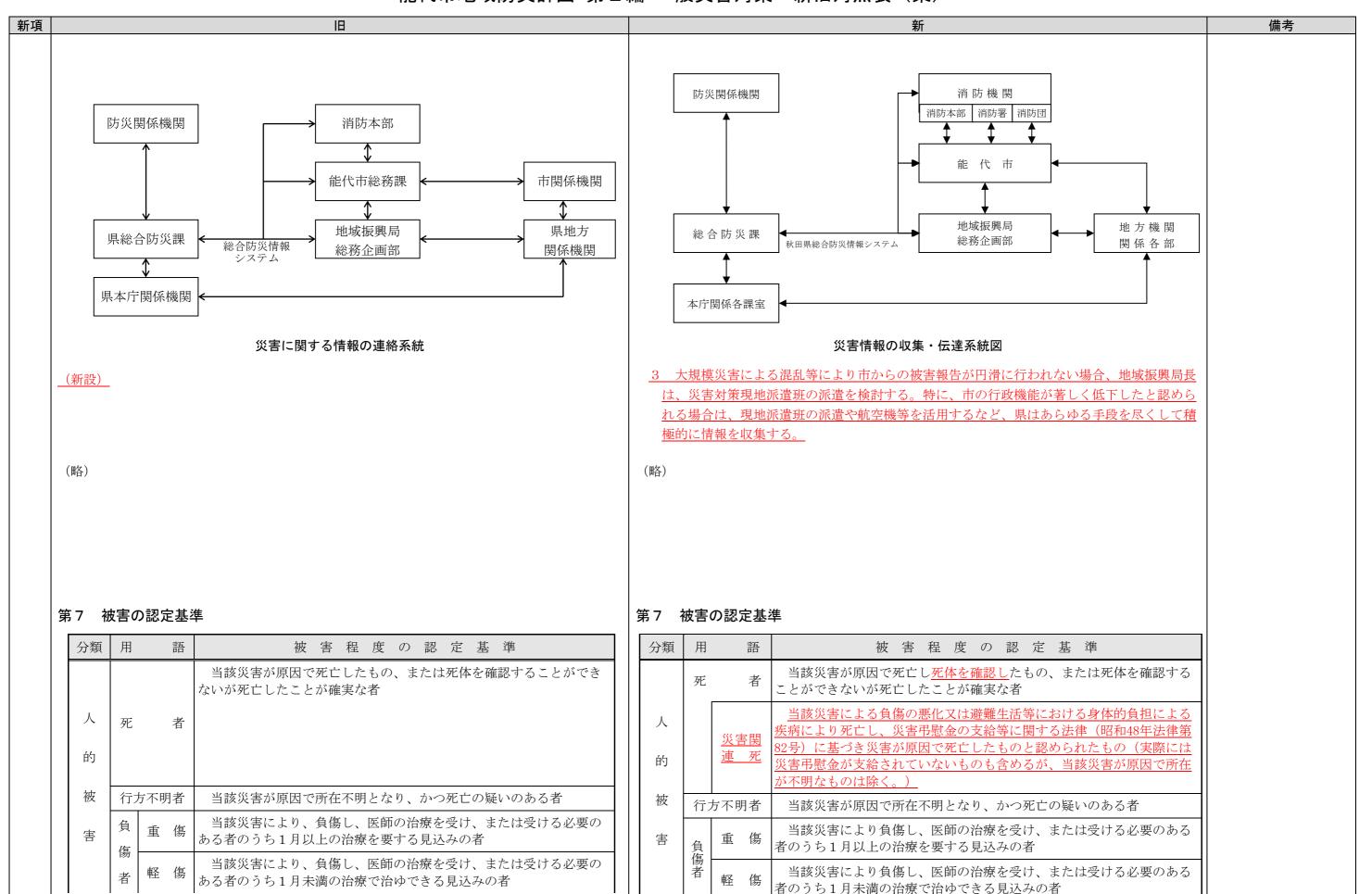
回った場合を除く)

「氾濫注意情報

(警戒情報解除)」

「氾濫注意情報解除」

新項 旧 備考 それがなくなったとき 注1:予報区域に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に <u>発表(切替を含む。)を行うこととし、</u>最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び 情報名を選定するものとする。 <u>注2:堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、</u> この表によらずに洪水予報を発表することができる。 (略) (略) 第6 水位情報 第6 水位情報 知事は、洪水予報指定河川以外の河川のうち、県の管理河川において経済上相当な被害が生じ 知事は、洪水予報指定河川以外の河川のうち、県の管理河川において経済上相当な被害が生じ るおそれがあるものと想定した阿仁川、藤琴川(水位周知河川)について、氾濫危険水位を定 るおそれがあるものと想定した阿仁川、藤琴川(水位周知河川)について、避難判断水位を定 め、これらの河川がその水位に達したときは、水防管理者に当該河川の水位または流量を示して め、これらの河川がその水位に達したときは、水防管理者に当該河川の水位または流量を示して 直ちに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 直ちに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 また、県が水防警報を実施する河川以外の河川について、内水被害が予想される地域に対して また、県が水防警報を実施する河川以外の河川について、内水被害が予想される地域に対して は、県が水位情報等の提供を実施する。 は、県が水位情報等の提供を実施する。 (注) 氾濫危険水位(水防法第13条に規定される洪水特別警戒水位) 第10 土砂災害警戒情報 第10 土砂災害警戒情報 秋田地方気象台と県は、共同して大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市長が防災 秋田地方気象台と県は、共同して大雨による土砂災害の危険度が更に高まったときに、市町村 活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を市長 長の避難指示(警戒レベル4)や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特 に通知するものとする。 定して警戒を呼びかける情報である。 市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、これを直ちに防災行政無線や緊急速報メール等 市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、これを直ちに防災行政無線や緊急速報メール等 で市民等に周知する。また、市民等に対する避難情報の発信や災害応急対応が適時適切に行える で市民等に周知する。また、市民等に対する避難情報の発信や災害応急対応が適時適切に行える よう情報の収集に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携・協力体制の整備を図る。 よう情報の収集に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携・協力体制の整備を図る。 (略) (略) 第6節 災害情報の収集・伝達 第6節 災害情報の収集・伝達 【実施機関:各部局、消防本部、防災関係機関】 【実施機関:各部局、消防本部、防災関係機関】 (略) (略) 第2 情報収集体制及び伝達系統 第2 情報の優先度及び伝達系統 1 関係機関は必要に応じ、航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 1 被害情報は、死者、行方不明者及び負傷者、救出・救助の状況並びにライフライン被害な ど、人命・財産など生活に直接係わるものを最優先する。 2 関係機関は、被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告するものとする。 特に、人的被害(死者・行方不明者数)については、県が一元的に集約・調整を行い、そ 3 関係機関は、災害応急活動に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとす の際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関 <u>る。</u> 係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・ 突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行 う際には、市等と密接に連携しながら適切に行うものとする。 2 県及び市並びに防災関係機関は、次により所掌する業務に関する被害情報の収集活動を行 い、あらかじめ構築した複数の伝達系統により、確実に情報を伝達するものとする。 (1) 航空機による目視・空撮などによる情報収集 (2)被害規模に関する概括的な情報の上部機関への報告 (3) 災害応急活動に関する相互に緊密な情報交換



	IB			新
仁	と実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であ いどうかを問わない。		住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家である かどうかを問わない。
全壊、全焼 しくには または流失 延床	宝家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だ、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的は、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家のご面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要の被害額(復旧費相当額)がその住家の再建築価格の50%以上に達程度のものとする。		全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
家 大規模半壊 3 号 難で 1 2	* ・	住	l l	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な 補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的に は、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表 し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面
半壊または * 	宝家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわ 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程 もので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上 5未満のもの、または住家の主要な構成要素の被害額(復旧費相当 がその住家の再建築価格20%以上50%未満のものとする。	家	中規模半壊	する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
一部破損 程度	生壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする そのものとする。ただし窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さい のを除く。	被害	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未
床上浸水 いが	水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しな ぶ、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができない のとする。			満のもの、または住家の主要な構成要素の <mark>経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が</mark> 20%以上50%未満のものとする。
床下浸水 床略)	上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。		準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
				全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程 度のものとする。ただし窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいもの を除く。
			床上浸水	浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
			床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
		(略)		
7節 孤立地区対策	· 策	第71	節 孤立地区	対策
【実施機関:総務 部 略)	ß、都市整備部、東北電力㈱能代営業所、東日本電信電話㈱秋田支店】	(略)	【実施機関:糺	総務部、都市整備部、東北電力㈱能代営業所、東日本電信電話㈱秋田支店 】
6 緊急物資の備蓄		第6	緊急物資の備	蓝

新項 市は、想定孤立集落または地区をブロックに区切り、それぞれのブロックごとに、次の緊急物 資の備蓄に努める。

ミネラルウォーター、お茶等

魚、豆・海草類等 3 乳児用ミルク 4 その他

日用雑貨品、下着、防寒着等

暖房用、炊事用、発電機用

ストーブ、温風ファン、携帯カイロ、扇風機等

1 米 2 保存食品

必要雑貨

浄水器、給水用ポリ容器・ポリ袋

品目 • 用途等

即席麺、缶詰、瓶詰、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干

風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏・包帯等

備考	
	飲
	ž
	食
	/
停電時に使用でき る暖房器具等	冷
	<u>発</u>
	炒
	医
	そ

(略)

第8節 通信の確保

品 種

飲料水

給水用品

食料品

生活雑貨

冷暖房器具

医 薬 品

その他

【実施機関:総務部、防災関係機関】

(略)

第3 非常時における通信連絡

(略)

3 他機関の通信設備の使用

(1) 市長は、予報の伝達に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置す る電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる(災対法第

また、市長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるとき は、次の者が設置する電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備を使用すること ができる(災対法第79条)。

ア電気通信設備

イ 警察通信設備

ウ 消防通信設備

工 海上保安通信設備

<u>才</u> 気象<u>通信設備</u>

力 鉄道通信設備

キ 自衛隊通信設備

市は、想定孤立集落または地区をブロックに区切り、それぞれのブロックごとに、次の緊急物 資の備蓄に努める。

備考

品 種	品目・用途等	備考
飲料水	ミネラルウォーター、お茶等	
給水用品	浄水器、給水用ポリ容器・ポリ袋	
食料品	1 米 2 保存食品 即席麺、缶詰、瓶詰、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干 魚、豆・海草類等 3 乳児用ミルク 4 その他	
生活雑貨	日用雑貨品、下着、防寒着等	
冷暖房器具	ストーブ、温風ファン、携帯カイロ、扇風機等	停電時に使用でき る暖房器具等
発 電 機	小型可搬式自家発電機	
燃料	暖房用、炊事用、発電機用	
医 薬 品	風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏・包帯等	
その他	必要雑貨	

(略)

第8節 通信の確保

(略)

第3 非常時における通信連絡

(略)

3 他機関の通信設備の使用

(1) 市長は、予報の伝達に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の業務を行う 者が設置する電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる (災対法第55~57条)。

【実施機関:総務部、防災関係機関】

また、市長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるとき は、次の業務を行う者が設置する電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備を使 用することができる(災対法第79条)。

ア電気通信事業

イ 警察事務

ウ消防事務

工 水防事務

才 航空保安事務

力 海上保安事務

<u>キ</u> 気象<u>業務</u>

<u>ク</u> 鉄道<u>事業</u>

ケ 軌道事業

旧	新	備考
	三 電気事業 サ 自衛隊任務	
(略)	(略)	
4 非常無線通信の実施(非常無線通信協議会の運用) 市及び防災関係機関は、災害等により有線通信系が被害を受け、不通またはこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法の定めるところにより、非常通信(非常無線通信協議会の運用)により防災業務を遂行する。 なお、非常通信を行った場合は、速やかに東北総合通信局に報告する。	は、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用し、電波法(昭和25年法律第131号)の 定めるところにより、非常通信により防災業務を遂行する。 なお、非常通信を行った場合は、速やかに東北総合通信局(非常通信協議会)に報告する。	
(略)	(略)	
第9節 災害時の広報・広聴活動	第9節 災害時の広報・広聴活動	
【実施機関:企画部、消防本部、能代警察署】	【実施機関:企画部、消防本部、能代警察署】 (略)	
第2 広報の内容	第2 広報の内容	
市は、災害の規模、状況、時間経過に応じた的確な行動を促すために、必要な情報を、市民に 提供する。なお、個人情報の扱いについては十分留意し、広報に当たっては本人の了解を得るも のとする。		
1 市民に対する広報内容 市及び防災関係機関は、市民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。	1 市民に対する広報内容 市及び防災関係機関は、市民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。	
(1) 災害の発生直後 ア 気象、災害等に関する情報 イ 避難情報(避難準備情報、避難勧告、避難指示)の発令状況、対象地域、及び情報の内容、避難経路 ウ 出火防止の呼びかけ(火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等) エ 人命救助及び近隣の助け合いの呼びかけ オ 市内被害状況の概要(洪水、火災発生等)及び緊急道路・交通規制情報 カ 市の災害活動体制及び応急対策実施状況 キ 流言飛語の防止、治安状況、犯罪防止の呼びかけ ク 避難所、救護所の開設状況 ケ 市民の安否情報 コ その他必要な事項	(1) 災害の発生直後 ア 気象、災害等に関する情報 イ 避難情報(高齢者等避難、避難指示)の発令状況、対象地域、及び情報の内容、避難 方向 ウ 出火防止の呼びかけ(火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等) エ 人命救助及び近隣の助け合いの呼びかけ オ 市内被害状況の概要(洪水、火災発生等)及び緊急道路・交通規制情報 カ 市災害対策本部設置状況、災害活動体制及び応急対策実施状況 キ 流言飛語の防止、治安状況、犯罪防止の呼びかけ ク 避難所、救護所の開設状況 ケ 市民の安否情報 コ その他必要な事項	
(略)	(略)	
第3 市広報活動の手段・実施手順	第3 市広報活動の手段・実施手順	
(略)		
1 緊急広報	1 緊急広報	
(1) 防災行政無線による広報 <u>通信施設が利用できる場合</u> 、防災行政無線により広報を実施する。	(1) 防災行政無線による広報 <u>広報班は</u> 、防災行政無線により広報を実施する。	
(2) メール配信 防災行政無線のメール配信機能により、携帯電話への緊急速報メールの配信と、事前登録者への防災情報メール配信を行う。	(2) メール配信 <u>広報班は</u> 、携帯電話への緊急速報メールの配信と、事前登録者への防災情報メール配信を行う。	

±~-=		·	144 de
新項		新	備考
	防災行政無線のシステムが使用できない場合は、秋田県情報集約配信システムによる緊急速報メール配信又はASP事業者によるメール配信サービスによる防災情報メール配信		
	(略)	(略)	
	(PH)		
	2 一般広報	2 一般広報	
	生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により、必要に応じて適宜広報する。広報は市災	生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により、必要に応じて適宜広報する。広報は市災	
	害対策本部において行うが、災害の状況等に応じ、消防、警察、その他の機関においても実	害対策本部において行うが、災害の状況等に応じ、消防、警察、その他の機関においても実	
	施する。	施する。	
	(1) 防災行政無線による広報	(1)防災行政無線による広報	
	<u>通信施設が利用できる場合</u> 、防災行政無線により広報を実施する。	<u>広報班は</u> 、防災行政無線により広報を実施する。	
	(2) メール配信	(2)メール配信	
	<u>防災行政無線のメール配信機能により</u> 、携帯電話への緊急速報メールの配信と、事前登	CANTON CONTROL	
	録者への防災情報メール配信を行う。	<u> </u>	
	防災行政無線のシステムが使用できない場合は、秋田県情報共有配信システムによる緊		
	急速報メール配信又はASP事業者によるメール配信サービスによる防災情報メール配信		
	<u>を行う。</u>	(略)	
	(略)		

第2章 災害予防計画

第1節 計画的な地震防災対策の推進

【実施機関:総務部、消防本部】

第1 基本方針

平成24年度から2か年にわたり県が実施した地震被害想定調査により、東日本大震災等を参考に想定した地震や津波が発生した場合の被害量や被害の特徴及び県民生活への影響が明らかになった。

この調査結果を踏まえ、県民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に留めるために、耐震化の促進、津波対策の推進、地域防災力の強化等、ハード、ソフト両面からの各種取組を着実に実施していく必要がある。

このため、県は、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号。以下、「法」という。) に基づく「地<u>震減災行動計画」及び「地震防災緊急事業五箇年計画」</u>を策定し、計画的な<u>地震</u>防 災対策を推進するものとしている。

市は、これらの計画に則り、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な推進を図る。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

(略)

3 第4次五箇年計画の対象施設等

第<u>4</u>次五箇年計画に定める平成<u>23</u>年度から<u>平成27</u>年度までの期間において、市域に関する地震防災上緊急に整備すべき施設等は、法第3条第1項各号に掲げる次の施設等である。

(1)避難地(第1号)

市は、地震災害時における避難者の一時的な安全を確保するため、避難地の整備を県と調整を図りながら、以下の事業により推進する。

事	業	の	概	要	実施予定年度
都市公園事業					平成27年度

第4節 防災訓練

【実施機関:各部局、防災関係機関】

第1 計画の方針

地震発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとるためには、市及び防災関係機関並びに市民等それぞれが、災害発生時に取るべき行動を想定した実践的な訓練を、計画的に実施することが重要である。

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と 市民との間の協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、さらに地域防災計画の検証 等、副次的な効果がある。

そのため、市及び防災関係機関は、自主防災組織、民間団体、ボランティア団体及び市民と、相互に緊密な連携のもと、冬期の災害や複合災害等の様々な災害条件を考慮した実践的な訓練を

第2章 災害予防計画

第1節 計画的な地震防災対策の推進

【実施機関:総務部、消防本部】

第1 基本方針

平成24年度から2か年にわたり県が実施した地震被害想定調査により、東日本大震災等を参考に想定した地震や津波が発生した場合の被害量や被害の特徴及び県民生活への影響が明らかになった。

この調査結果を踏まえ、県民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に留めるために、耐震化の促進、津波対策の推進、地域防災力の強化等、ハード、ソフト両面からの各種取組を着実に実施していく必要がある。

このため、県は、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号。以下、本節において 「法」という。)に基づく「<u>地震防災緊急事業五箇年計画」及び「防災・減災行動計画」</u>を策定 し、計画的な防災対策を推進している。

市は、これらの計画に則り、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な推進を図る。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

(略

3 第5次五箇年計画の対象施設等

第<u>5</u>次五箇年計画に定める平成<u>28</u>年度から<u>令和2</u>年度までの期間において、市域に関する 地震防災上緊急に整備すべき施設等は、法第3条第1項各号に掲げる次の施設等である。

(1) 避難地(第1号)

市は、地震災害時における避難者の一時的な安全を確保するため、避難地の整備を県と調整を図りながら、以下の事業により推進する。

事	業	の	概	要	実施予定年度
都市公園 • 緑地	等 事業				平成28~29年度

第4節 防災訓練

【実施機関:各部局、防災関係機関】

第1 計画の方針

地震発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとるためには、市及び防災関係機関並びに市民等それぞれが、災害発生時に取るべき行動を想定した実践的な訓練を、計画的に実施することが重要である。

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と 市民との間の協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、さらに地域防災計画の検証 等、副次的な効果がある。

そのため、市及び防災関係機関は、自主防災組織、民間団体、ボランティア団体及び市民と、相互に緊密な連携のもと、冬期の災害や複合災害等の様々な災害条件を考慮した実践的な訓練を

ID.	±€
旧 近し、訓練実施後には、訓練内容を評価・検証して課題等を整理し、必要に応じて災害活動体 の見直しを図る。 なお、訓練の実施に当たっては、女性や要配慮者等多様な主体の視点を取り入れるとともに、 な配慮を行う。また、訓練において、特定の活動(例えば、指定避難所における食事作りが片方の性に偏る等、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。	実施し、訓練実施後には、訓練内容を評価・検証して課題等を整理し、必要に応じて災害活動体制の見直しを図る。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、周辺市町村や協定締結市町村との共同による実践型の防災訓練を実施し、災害時の連携体制の強化に努める。なお、訓練の実施に当たっては、女性や要配慮者等多様な主体の視点を取り入れるとともに、十分な配慮を行う。また、訓練において、特定の活動(例えば、指定避難所における食事作り等)が片方の性に偏る等、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 (略)
節 情報連絡体制の整備	第5節 情報連絡体制の整備
【実施機関:各部局、防災関係機関】 緊急地震速報の種類 <mark>と</mark> 発表基準	【実施機関:各部局、防災関係機関】 (略) 第2 緊急地震速報の種類、発表基準及び普及啓発等
	(略)
<u>f設)</u>	気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)経由による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。 6 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動 緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。
	<u>入手場所</u> <u>とるべき行動の具体例</u>
	自宅等屋内 頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 ・注意 > ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。 駅やデパート等の集客施設 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
	れる。 大夫なビルのそばであればビルの中に避難する。 車の運転中 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

IΒ	新	
<u>(新設)</u>	7 普及啓発の推進 秋田地方気象台は、県、市その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性(地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、及び震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。)や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。	
(略)	(略)	
第6節 安全避難の環境整備	第6節 安全避難の環境整備	
【実施機関:総務部、市民福祉部、消防本部、防災関係機関】	【実施機関:総務部、市民福祉部、消防本部、防災関係機関】	
(略)	(略)	
第2 避難行動	第2 避難行動	
1 指定緊急避難場所の指定 (略) 指定緊急避難場所は、円滑な避難行動が可能となるよう、施設等の形態、配置等に配慮する。公共施設が災害の状況により指定緊急避難場所として開設できない場合も想定されるため、民間施設を指定緊急避難場所として活用できるか検討し、必要に応じて民間施設の管理者と協定を締結する等の体制を整備する。 指定緊急避難場所として指定している公園・緑地等については、防災機能を強化するとともに、避難困難地域をなくすよう、公園・緑地やオープンスペースの確保を図る。	1 指定緊急避難場所は、円滑な避難行動が可能となるよう、施設等の形態、配置等に配慮する。公共施設が災害の状況により指定緊急避難場所として開設できない場合も想定されるため、民間施設を指定緊急避難場所として活用できるか検討し、必要に応じて民間施設の管理者と協定を締結する等の体制を整備する。 指定緊急避難場所として打定している公園・緑地等については、防災機能を強化するとともに、避難困難地域をなくすよう、公園・緑地やオープンスペースの確保を図る。なお、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることや指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについても、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を頂則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについても、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。 「留意事項」 市長は、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとし、必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。	
(略) 6 指定避難所等の備蓄物資及び設備の整備	(略) 6 指定避難所等の備蓄物資及び設備の整備	
(1) 備蓄物資及び設備の整備 市は、指定避難所等に必要な次の設備等をあらかじめ整備し、または必要な時、直ちに配備できるよう準備に努める。 ア 食料、生活必需品 イ 非常用電源の配置とその燃料 ウ 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等 エ 毛布、暖房器具、暖房施設等 オ 災害情報入手機器(被災者用テレビ、ラジオ等) カ 空調、洋式トイレ等要配慮者に配慮した設備	(1) 備蓄物資及び設備の整備 市は、指定避難所等に必要な次の設備等をあらかじめ整備し、または必要な時、直ちに配備できるよう準備に努める。 ア 食料、生活必需品 イ 非常用電源の配置とその燃料 ウ 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等 エ 毛布、暖房器具、暖房施設等 オ 災害情報入手機器(被災者用テレビ、ラジオ等) カ 空調、洋式トイレ等要配慮者に配慮した設備	

ン等)

キ プライバシーの保護、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮した環境

(略)

7 指定緊急避難場所等の周知

市は、指定緊急避難場所等の表示や一覧の配布、指定緊急避難場所を記載した各種ハザードマップ等の公表・配布、指定避難所の看板の設置等により、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難方法等について、市民への周知徹底を図る。

8 避難情報の判断基準

市長は、発生した地震災害の規模、または発生が予測される災害を前提に、迅速で安全な市民の避難または避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知する。

なお、避難には「立ち退き避難」と「屋内安全確保」があるが、土砂災害・高潮災害・津 波災害においては「立ち退き避難」が基本となる。災害が発生した場合やさらに災害の発生 が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置 (「屋内安全確保」)をとるものとする。

(1) 避難準備情報

「避難準備情報」は、避難勧告または避難指示の決定・通知に先立ち、避難行動要支援 者を安全かつ円滑に避難及び避難誘導させるために通知する。

(2) 避難勧告

「避難勧告」は、地震災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき、当該被災地域 または被災するおそれがある区域の市民や観光客等に対し、指定緊急避難場所または指定 避難所(公共施設等)へ避難を促すために通知する。

(3) 避難指示

「避難指示」は、被害の状況が「避難勧告」通知時より悪化したとき、または危険が切 迫しているときに「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示」に切り替えて通知す る。

(4) 屋内での待避等の指示

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での待避等を指示する。

(5) 避難解除

避難の必要がなくなったとき、市長は避難の解除を通知する。

9 避難指示・勧告マニュアルの周知

市は、地域防災計画を補完するものとして、避難情報を発令するための判断基準を定めた避難指示・勧告マニュアルを作成しており、その周知徹底に努める。

(略)

キ プライバシーの保護、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮した環境 ク 新型コロナウイルスを含む感染症対策に必要な物資(マスク、消毒液、パーティショ

(略)

7 指定緊急避難場所等の周知

市は、指定緊急避難場所等の表示や一覧の配布、指定緊急避難場所を記載した各種ハザードマップ等の公表・配布、指定避難所の看板の設置等により、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難方法等について、市民への周知徹底を図る。

<u>看板等の表示には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりや</u>すい誘導標識や案内板等により市民や観光客への周知徹底を図る。

8 避難情報の判断基準

市長は、発生した地震災害の規模、または発生が予測される災害を前提に、迅速で安全な市民の避難または避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知する。

なお、避難には「立ち退き避難」と「屋内安全確保」があるが、土砂災害・高潮災害・津 波災害においては「立ち退き避難」が基本となる。災害が発生した場合やさらに災害の発生 が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置 (「屋内安全確保」)をとるものとする。

なお、国では、避難準備情報の意味するところが住民に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことなどの課題に対応するため、令和3年5月から避難情報の名称を変更し(「避難指示(緊急)、避難勧告→避難指示」、「避難準備・高齢者等避難開始→高齢者等避難」)、運用を開始したことから、県及び市町村は確実に住民や要配慮者利用施設の管理者に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動を確実に実施できるよう必要な取組を講ずるものとする。

(1) 高齢者等避難

「高齢者等避難」は、避難指示の決定・通知に先立ち、避難行動要支援者を安全かつ円滑に避難及び避難誘導させるために通知する。

(2) 避難指示

「避難指示」は、地震災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき、当該被災地域 または被災するおそれがある区域の市民や観光客等に対し、指定緊急避難場所または指定 避難所(公共施設等)へ拘束力が強い避難を促すために通知する。

(3) 「屋内安全確保」等の指示

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶおそれがある場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を指示する。

(4) 避難解除

避難の必要がなくなったとき、市長は避難の解除を通知する。

9 避難情報の判断基準の周知

市は、地震に係る避難情報の判断基準の周知徹底に努める。

(略)

11 避難行動要支援者対策

地震発生時における避難行動要支援者の避難については、安全かつ的確な対応が不可欠で あり、市は、避難行動要支援者の状態に応じた避難誘導、災害情報の伝達等における支援体 制の整備を図る。

IΒ

(1) 要配慮者の自助の取組み

避難行動要支援者についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣 の他の避難行動要支援者との関わりを積極的に持っておく必要があるため、市は、広報等 を通じたその取組の促進、啓発に努めるほか、老人クラブ活動等の円滑な実施に配慮す る。

(略)

(新設)

(略)

第4 避難生活等

1 要配慮者対策

(1) 避難所生活に関する環境の整備

市は、指定避難所の開設・運営に当たり、民生委員、福祉関係者、自主防災組織等と連 携し協力を得ながら、要配慮者に配慮した適切な対応を行うため、次の環境整備に努め

- ア 指定避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努め るほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料について、あらかじめ備蓄しておくよう努
- イ 一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、高齢者福 祉施設用の指定避難所のほか、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定 し、必要数を確保するよう努める。
- ウ 必要に応じて指定避難所に介助員等を配置する等、要配慮者の日常生活を支援すると ともに、必要な福祉・医療サービスが提供されるよう配慮する。
- 認められる場合の高齢者福祉施設用の指定避難所や福祉避難所の早急な設置や避難誘導 等、体制整備に努める。
- オ 震災時には、避難施設において避難生活を共にする避難者同士の相互扶助の体制づく
- カ 指定避難所における避難者への情報伝達に当たり、視聴覚等に障がいがあるものに対 する十分な配慮を行うことができるよう、掲示板の配備等、その設備の整備に努める。
- キ 指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等については、高齢者福祉施設用の指 定避難所や、公営住宅及び社会福祉施設等への一時的な収容、移送等を行う必要がある ため、搬送体制の整備に努める。

(略)

5 避難所運営マニュアルの周知

市は、避難所運営における地域防災計画を補完するものとして避難所運営マニュアルを作 成しており、これを各指定避難所に備え付ける等、周知徹底に努める。

11 避難行動要支援者対策

地震発生時における避難行動要支援者の避難については、安全かつ的確な対応が不可欠で あり、市は、避難行動要支援者の状態に応じた避難誘導、災害情報の伝達等における支援体 制の整備を図る。

新

備考

(1) 要配慮者の自助の取組み

要配慮者及び避難行動要支援者についても「自助」が基本となることから、地域や避難 支援者、近隣の他の要配慮者及び避難行動要支援者との関わりを積極的に持っておく必要 があるため、市は、広報等を通じたその取組の促進、啓発に努めるほか、老人クラブ活動 等の円滑な実施に配慮する。

(略)

12 自宅療養者等に対する情報共有等

県の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、 平常時から、防災担当部局(市の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等 に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。 また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・ 調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供 するよう努めるものとする。

(略)

第4 避難生活等

1 要配慮者対策

(1) 避難所生活に関する環境の整備

市は、指定避難所の開設・運営に当たり、民生委員、福祉関係者、自主防災組織等と連 携し協力を得ながら、要配慮者に配慮した適切な対応を行うため、次の環境整備に努め

- ア 指定避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努め るほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料について、あらかじめ備蓄しておくよう努
- イ 一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、高齢者福 祉施設用の指定避難所のほか、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定 し、必要数を確保するよう努める。
- ウ 必要に応じて指定避難所に介助員等を配置する等、要配慮者の日常生活を支援すると ともに、必要な福祉・医療サービスが提供されるよう配慮する。
- エ 高齢者等避難により早めに避難する避難行動要支援者を受け入れられるよう、必要と 認められる場合の高齢者福祉施設用の指定避難所や福祉避難所の早急な設置や避難誘導 等、体制整備に努める。
- オ 震災時には、避難施設において避難生活を共にする避難者同士の相互扶助の体制づく
- カ 指定避難所における避難者への情報伝達に当たり、視聴覚等に障がいがあるものに対 する十分な配慮を行うことができるよう、掲示板の配備等、その設備の整備に努める。
- キ 指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等については、高齢者福祉施設用の指 定避難所や、公営住宅及び社会福祉施設等への一時的な収容、移送等を行う必要がある ため、搬送体制の整備に努める。

(略)

4 避難所運営マニュアルの周知

市は、避難所運営における地域防災計画を補完するものとして避難所運営マニュアルを作 成しており、これを各指定避難所に備え付ける等、周知徹底に努める。特に、夏季には熱中 症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

IΒ

5 指定避難所における家庭動物対策

市は、災害発生時の飼い主による飼養動物との同行避難や指定避難所での飼養について、 飼い主の責務であり、平常時より準備に努めるよう、その啓発に努める。

市は、災害発生時の飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について、 飼い主の責務であり、平常時より準備に努めるよう、その啓発に努める。

7 広域一時滞在のための体制整備

6 指定避難所における飼養動物対策

市は、大規模地震発生時に円滑な広域避難が可能となるよう、遠方の市町村との広域一時 滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定

の締結等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 また、市は、広域一時滞在に際し、被災者の所在地等の情報について、市と避難先の市町 村で共有する仕組みを構築するよう努める。

(新設)

(略)

第10節 河川施設、ため池施設の地震対策

【実施機関:総務部、環境産業部、都市整備部、消防本部】

(略)

第3 ため池施設

1 現況

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にあり、ま た、最近の農村は高齢化が進み、更には兼業農家が増加して管理体制が弱体化し、危険とな ったものもある。地震により、これらのため池が決壊した場合は、大きな被害をもたらすお それもある。

2 対策

- (1)農業用ため池施設の管理者は、老朽化したため池については、県営または団体営による 「ため池等整備事業」を実施して、補強改修に努める。
- (2) 県及び市は、地震時のため池の決壊を想定したため池ハザードマップを作成するととも に、ため池施設管理者等の関係機関相互における情報伝達体制の構築に努める。また、市 は防災行政無線等の情報連絡システムの整備に努める。
- (3) 農業用ため池施設の管理者は、随時、施設の安全点検を行い、さらには出水期に備えた 管理施設の点検整備を行うものとする。

第14節 建築物等の災害予防

【実施機関:各部局、消防機関、山本地域振興局建設部】

(略)

6 広域一時滞在のための体制整備

市は、大規模地震発生時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、遠方の市 町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞 在における被災住民(以下「広域避難者」という。)の運送が円滑に実施されるよう運送事 業者等との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努

また、市は、広域一時滞在に際し、被災者の所在地等の情報について、市と避難先の市町 村で共有する仕組みを構築するよう努める。

7 避難所における感染症対策

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレ イアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災 担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。ま た、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含 めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(略)

第10節 河川施設、ため池施設の地震対策

【実施機関:総務部、農林水産部、都市整備部、消防本部】

備考

(略)

第3 ため池施設

1 現況

農業用ため池は、その多くは築造された年代が古く、老朽化が進行しているほか、農業従 事者の高齢化や担い手不足により管理能力が低下しているものも見受けられる。

地震、台風や豪雨等によりため池が決壊した場合には、農業用水供給源としての機能の停 止や下流域の住民・住家等に大きな被害が予測されるため、平成25~26年度に実施した一斉 点検結果に基づき、防災重点ため池を中心に、次の対策を実施する。

2 対策

- (1) 県及び市は、地震や豪雨時における防災重点ため池の決壊を想定したハザードマップを 作成し、地域住民に対して適切な情報提供を図るほか、情報連絡体制の整備を図る。
- (2) 防災重点ため池のうち過去に被災したため池に類似するため池については、詳細な調査 を順次実施し、決壊するおそれがあると判断されたものは、貯水量の制限、監視体制の強 化、防災訓練、災害学習等の減災対策を実施するほか、必要に応じて補修・補強工事の実 施を指導する。
- (3) 施設の管理者は、定期的に施設の安全点検を行い、出水期に備えた管理施設の点検整備
- (4) 老朽化したため池についても、農村地域防災減災事業等の制度を活用し、計画的な補強 補修に努める。

第14節 建築物等の災害予防

【実施機関:各部局、消防機関、山本地域振興局建設部】

(略)

新項 IΒ 備考 第3 一般の建築物 第3 一般の建築物 1 現況 1 現況 建築関係法令等の徹底により、建築物及び特定工作物等の安全性はかなり高い水準に達し 建築関係法令等の徹底により、建築物及び特定工作物等の安全性はかなり高い水準に達し つつある。しかし、建築基準法の耐震規定の改正以前に建設されたものについては、引き続 つつある。しかし、建築基準法の耐震規定の改正以前に建設されたものについては、引き続 き耐震性の強化を図る必要がある。 き耐震性の強化を図る必要がある。 また、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が放置され また、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空家等が放置され管理 管理不全な状態となることを防止し、市民及び地域の安全・安心の確保並びに生活環境の保 不全な状態となることを防止し、市民及び地域の安全・安心の確保並びに生活環境の保全を 全を図ることを目的として、市は、「能代市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、 図ることを目的として、市は、「能代市空家等の適切な管理に関する条例(平成26年4月4 平成26年4月1日から施行している。 月施行、平成28年9月一部改正) | を施行している。平成30年3月には住民の安全安心な生 活環境の保全や空家等の有効活用などの対策に取り組むことを目的として「能代市空家等対 策計画」を策定した。 (略) 第4 建築物のアスベスト飛散防止 (新設) 1 現 況 災害によって被害等を受けた建築物に起因するアスベストの周囲への飛散を防止する必要 がある。 2 対 策 県は、環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取 扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制及び応急措置体制の整備を図る。 (略) (新設) 第9 液状化対策等 県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害 の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を 実施するよう努めるものとする。 第15節 土砂災害の防止 第15節 土砂災害の防止 【実施機関:総務部、環境産業部、都市整備部、米代西部森林管理署、山本地域振興局建設部】 【実施機関:総務部、環境産業部、都市整備部、米代西部森林管理署、山本地域振興局建設部】 第1 基本方針 第1 基本方針 地震による土砂災害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地 地震による土砂災害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地 に適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のため に適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のため の対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めることが重要である。 の対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めることが重要である。 このため、市は、地すべり、崖崩れ、土石流、山腹崩壊等の土砂災害の発生のおそれのある箇 このため、市は、地すべり、崖崩れ、土石流、山腹崩壊等の災害危険箇所の実態を把握し、避 難体制の確立を図る。 所の実態を把握し、避難体制の確立を図る。 また、県に対しては、土砂災害警戒区域ならびに土砂災害特別警戒区域の指定促進を要望して また、県に対しては、土砂災害警戒区域ならびに土砂災害特別警戒区域の指定促進を要望して いく。 いく。 (略) (略) 第5 土石流 第4 土石流 (略) (略) 2 対策 2 対策 (1)現在工事中の箇所については、早期完成を図るとともに、要配慮者利用施設や公共施設 (1) 市は、県と連携して、地震による砂丘地帯の液状化及び山腹崩壊、またはその後の降雨 等によって発生する土石流対策を、県とともに次のとおり推進する。 等を保全する箇所の重点的な事業推進に努める。 ア 土石流危険渓流の砂防指定地の指定及び砂防工事を促進する。

イ 十石流及び危険渓流周辺住民の警戒避難体制を確立する。

IΒ	新	備考
(2) 農地・農業用施設等の管理者は、市及び県と連携して、農地・農業用施設等に係る土石流対策について、次により推進する。 ア 圃場に土砂及び濁水が流入した場合は、試験研究機関等が主体となって速やかに成分や化学性の調査・分析を行う。 イ 圃場に土砂が堆積した場合は、極力除去する。 ウ 圃場に土砂が流入するおそれがある場合は、水口付近に沈砂区間を設ける等により、圃場全体への流入防止を図る。 エ 土石流発生後の降雨により濁水が流入するおそれがある場合は、濁水を取水しないように管理の徹底を図る。 オ 揚水機や水門等の取水施設の保守・点検等を行うとともに、状況に応じて監視体制を強化する。 (略)	(2) 住民等への情報提供を図るとともに、警戒・避難体制の確立を支援する。 (略)	
第16節 公共施設の災害対策	第16節 公共施設の災害対策	
【実施機関:都市整備部、防災関係機関】 (略)	【実施機関:都市整備部、防災関係機関】 (略)	
第3 下水道施設	第3 下水道施設	
(略) 2 対策 市は、以下のとおり、下水道施設に関する災害対策を推進する。	(略) 2 対策 市は、以下のとおり、下水道施設に関する災害対策を推進する。	
(1) 管渠 ア 地質が軟弱または不均一な場所に埋設されている管渠及び老朽化の著しい管渠を重点に施設の更新または補修を行い、強度及び耐久性の向上を図る。 イ 新たに布設される管渠にあっては、地盤条件を十分検討したうえで基礎等を設けて強度の向上を図り、また軟弱地盤等の場合は管渠の接合部等に可撓性継手等を使用する等の地盤変動に対する耐久力の向上を図る。 ウ マンホールについては、液状化による浮き上がり等の防止策を講じる。 (略)	(1) 管渠 ア 液状化しやすい地区や埋戻し土が液状化するおそれのある箇所の下水管渠のうち「重要な幹線等」を重点に液状化対策を実施する。 イ 新たに下水管渠を布設する場合は、保持すべき「流下機能を確保できる性能」を確保する。特に、地盤の悪い場所における管渠には、マンホールと管渠の接合部への可とう性継手の使用や埋戻し土の液状化対策等を実施する。ウマンホールについては、液状化による浮き上がり等の防止策を講じる。 (略)	
第17節 農業災害対策	第17節 農業災害対策	
【実施機関:環境産業部】 (略)	【実施機関: <mark>農林水産</mark> 部】 (略)	
第2 農地及び農業用施設等	第2 農地及び農業用施設等	
(略) 2 対策 (1)農業用施設等の管理者は、地震によって決壊または転倒のおそれのある頭首工、樋門、 揚排水機場、水路等については、県営及び団体営事業で補強、改修を実施する。 (2)地震によって水田の亀裂、かんがい施設等に被害が出た場合は、水不足等によって農作物に大きな影響がでる。この場合には、管理者は、亀裂部周囲への盛土、揚水機による潅水等によって被害の防止、軽減を図る。	(略) 2 対策 (1) 農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の農業用施設の管理者は、定期的に施設の安全点検を行い、必要な補修・点検整備を行うほか、老朽化等により改修が必要となった場合には農村地域防災減災事業等を活用し、耐震化対策を含めた整備を図る。 (2) 県及び市町村は、防災重点ため池のうち過去に被災したため池に類似するため池については耐震性調査を順次実施し、耐震不足が判明したため池について、施設の管理者は貯水制限や監視体制の強化などの減災対策を講じるほか、必要に応じて耐震化補強工事を実施する。また、震度4以上の地震が発生した場合は、防災重点ため池等の緊急点検を行い、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施する。 (3) 地震により水田に亀裂が発生したり、かんがい施設等に被害が出た場合には、農作物に大きな影響が生じることから、亀裂部周囲への盛り土などによる補修や揚水機による灌水などの応急対策により、農業被害の防止、軽減を図る。	
(略)	(略)	

新項 旧	新	備考
第26節 企業防災の促進	第26節 企業防災の促進	
【実施機関:総務部、防災関係機関】	【実施機関:総務部、防災関係機関】	
(新設)	 第4 要配慮者利用施設における避難計画の作成 1 要配慮者利用施設の避難確保計画 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。当該避難確保計画には、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について、市長に報告する。 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。 	
第27節 行政機能の維持・確保	第27節 行政機能の維持・確保	
【実施機関:総務部、防災関係機関】	【実施機関:総務部、防災関係機関】	
第 1 基本方針	第1 基本方針	
市及び防災関係機関は、地震発生後の混乱期に市民の生命を守り、被害の拡大を最小限にとどめるため、迅速な防災活動を開始する組織を、あらかじめ整備しておく必要がある。 そのため、市は、業務継続マネジメント (BCM) の構築及び業務継続計画 (BCP) の策定に努め、利用できる資源に制約が生じた場合でも、非常時の優先業務について災害直後から実施できる体制をつくる。また、災害発生後にも必要となる住民データ等の各種情報については、必要に応じて複数のバックアップデータを作成する。	市及び防災関係機関は、 <u>大規模な地震等の災害発生時においても、災害応急対策業務及び優先</u> 度の高い通常業務を行うため、業務継続計画(BCP)の策定等により業務継続性の確保を図る。	
第2 業務継続マネジメント(BCM)の構築及び業務継続計画(BCP)の策定	第2 業務継続 <mark>性の確保</mark>	
業務継続計画 (BCM) とは、地震発生時、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務(以下「非常時優先業務」)を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な人員及び資材の確保状況を分析し、不足している場合には、中長期的な確保対策を検討し、短期的な対策として当面できる補強・代行手段等を明確にすることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務遂行を行うための計画である。また、業務継続マネジメント (BCM) は業務継続計画を遂行するための手法や活動を指す。 市は、大規模な地震災害時にあっても適切に業務か遂行できるよう、業務継続マネジメントの構築及び業務継続計画の策定に努める。 第3 住民票等情報のバックアップ	市及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況等の変化等に応じた体制の見直しなどを行う。 特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。 第3 各種情報のバックアップ 市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピューターシステムやデータ等の各種情報につい	
市は、磁気ディスクにより複製した住民票やその他の重要な情報について、地震被害想定調査 の結果や市庁舎の立地条件等を勘案のうえ、必要に応じ、複数のバックアップデータの作成や、 庁舎外への保管について検討する。 (略)	て、必要に応じて複数のバックアップデータを作成する。特に市は、重要な行政データのバックアップにより、データの消失を防止する。(略)	

IB			新			
第3章 災害応急対策計画				第3章 災害応急	息対策計画	
(略)			(略)			
第5節 地震	・津波情報、津波予報等の伝	達	第5節 地震	・津波情報、津波予報等の伝	達	
	【実施機	養関:各部局、消防本部、防災関係機関 】		【実施材	幾関:各部局、消防本部、防災関係機関】	
(略)			(略)			
第2 地震情報	等		第2 地震情報等	-		
1 地震情報			1 地震情報			
地震情報の種類		内 容	地震情報の種類	発表基準	内 容	
震度速報	• 震度 3 以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を 観測した地域名(全国を188地域に区 分)と地震の揺れの <mark>発現</mark> 時刻を速報す る。	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を 観測した地域名(全国を188地域に区 分)と地震の揺れの <mark>検知</mark> 時刻を速報す る。	
震源に関する情報	・震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模 (マグニチュード)を発表する。 「津波の心配がない」または「若干の 海面活動があるかもしれないが被害の 心配はない」旨を付加する。	震源に関する情報	・震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模 (マグニチュード)を発表する。 「津波の心配がない」または「若干の 海面活動があるかもしれないが被害の 心配はない」旨を付加する。	
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した 場合	地震の発生場所(震源)やその規模 (マグニチュード)、震度3以上の地 域名と「市町村名を発表する。震度5 弱以上と考えられる地域で、震度を入 手していない地点がある場合は、その 市町村名を発表する。	震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時・若干の海面変動が予想される場合・緊急地震速報(警報)を発表した	地震の発生場所(震源)やその規模 (マグニチュード)、震度3以上の地 域名と市町村名を発表する。震度5弱 以上と考えられる地域で、震度を入手 していない地点がある場合は、その市 町村名を発表する。	
各地の震度に関する情報	• 震度 1 以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を人手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を人手していない地点がある場合は、その地	
遠地地震に関する情報	いずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上	地震の発生時刻、発生場所(震源)や その規模(マグニチュード)をおおむ ね30分以内に発表する。日本や国外へ の津波の影響に関しても記述して発表 する。			点名を発表する。 地震が多数発生した場合には、震度3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2以下の地震については、その発生回 数を「地震その他の情報(地震回数に 関する情報)」で発表する。	
その他の情報	場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ や地震が多発した場合の震度1以上を 観測した地震回数情報等を発表する。	遠地地震に関す る情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上	地震の発生時刻、発生場所(震源)や その規模(マグニチュード)をおおむ ね30分以内に発表する。日本や国外へ	
推計震度分布図		観測した各地の震度データをもとに、 1 k m四方ごとに推計した震度(震度 4以上)を図情報として発表する。		可能性がある地域で規模の大きな 地震を観測した場合	の津波の影響に関しても記述して発表 する。	
			その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した 場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ や地震が多発した場合の震度1以上を 観測した地震回数情報等を発表する。	

[II	新			
	#計震度分布図 ・震度 5 弱以上 観測した各地の震度データをもとに 1 k m四方ごとに推計した震度 (震) 4 以上) を図情報として発表する。			
2 地震解説資料 秋田地方気象台は、以下の場合、防災等に係る活動の利用に適合するよう地震、津波情幸	2 地震解説資料 地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象			
及びこれらに関連する情報を編集した「地震解説資料」を作成し、防災関係機関に提供する。 (1) 「秋田県」に津波警報・注意報が発表された場合	等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料であり、解説資料等の種類、発表 <u>準及び内容については次のとおり。</u>	<u>基基</u>		
(2) 県内で震度4以上の地震が観測された場合、または地震が頻発した場合 (3) 県内で地震被害、津波被害が発生した場合	解説資料等の 発表基準 内容			
(4) 社会的に影響が大きい地震が発生した場合	地震解説資料 以下のいずれかを満たした場合に、 地震発生後30分程度を目途に、地方2 ・ 大田県に大津波警報、津波警報、 連等に活用できるように、地震の概 選等に活用できるように、地震の概 要、当該都道府県の情報等、及び津海	"		
	・秋田県内で震度4以上を観測(た だし、地震が頻発している場合、そ の都度の発表はしない。)			
	地震解説資料 (詳細版) 以下のいずれかを満たした場合に発 表するほか、状況に応じて必要とな る続報を適宜発表 地震発生後1~2時間を目途に第1号 を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)のF ・(秋田県に)大津波警報、津波警 容に加えて、防災上の留意事項やその	<u>;</u> 为		
	報、津波注意報発表時 ・ (秋田県内で) 震度 5 弱以上を観 測 ・社会的に関心の高い地震が発生 後の地震活動の見通し、津波や長周期 地震動の観測状況、緊急地震速報の多 表状況、周辺の地域の過去の地震活動 など、より詳しい状況等を取りまとる	隆 <u>動</u>		
	月間地震概況 ・定期(毎月初旬) 地震・津波に係る災害予想図の作成、 その他防災に係る活動を支援するため に、毎月の秋田県内及び東北地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動	<u>5</u> 也		
	週間地震概況 ・定期 (毎週金曜) 防災に係る活動を支援するために、適ごとの東北地方の地震活動の状況を適りまとめた資料。			
	※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。			
(略)	(略)			
第10節 避難対策	第10節 避難対策			
【実施機関:総務部、企画部、市民福祉部、教育部、消防本部、能代警察署、防災関係機関	- 【実施機関:総務部、企画部、市民福祉部、教育部、消防本部、能代警察署、防災関係機關	月 】		
第 1 基本方針	第1 基本方針			
地震による被害が発生し、または二次災害等が発生するおそれがある場合、市は、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難情報(避難準備情報、避難種告、避難指示)の発令や避難誘導等を、的確に実施する。避難誘導に当たっては、避難行動要式援者に対し十分な配慮を行う。 また、避難住民の生活を維持するため、指定避難所の設置及び管理運営の方法について定め	(監証) 危険地域の市民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難情報(<u>高齢者等避難</u> 、避難指要支 の発令や避難誘導等を、的確に実施する <u>とともに、必要に応じ、高齢者等避難等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。</u> 避難誘導に当たっては、避難行動要支援者に対し十分な配慮を行う。			
る。指定避難所の運営に当たっては、要配慮者及び女性への十分な配慮と、避難者に対するプラ)		

	能代市地域防災計画 第3編 地震災害対策 新旧対照表 (案)							
新項		新	備考					
	イバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。	る。指定避難所の運営に当たっては、要配慮者及び女性への十分な配慮と、避難者に対するプラ イバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。						
	第2 <u>避難準備情報、避難勧告</u> 、避難指示	第2 <u>高齢者等避難</u> 、避難指示						
	(略)	(略)						
	第4 <u>避難勧告、</u> 避難指示及び警戒区域の設定	第4 避難指示及び警戒区域の設定						
	1 <u>避難勧告、</u> 避難指示及び警戒区域設定の実施責任者	1 避難指示及び警戒区域設定の実施責任者						
	(1) <u>避難勧告、</u> 避難指示の実施責任者	(1) 避難指示の実施責任者						
	(略) 2 <u>避難勧告、</u> 避難指示の基準及び報告	(略) 2 避難指示の基準及び報告						
	(1)局地的な災害による <mark>避難勧告、</mark> 避難指示	(1)局地的な災害による避難指示						

ウ 火災が拡大するおそれがあるとき エ 爆発のおそれがあるとき

- オ ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき
- カ 地すべり、崖崩れ等の土砂災害により、著しく危険が切迫しているとき

地域を限定した避難勧告、避難指示を行う要件は、次のとおりである。

イ 河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき

- キ 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
- ク その他、市民の生命を守るため必要と認められるとき

ア 津波による災害のおそれがあると判断されたとき

(2) 広域的な災害による避難勧告、避難指示命令

広域的な<mark>避難勧告、</mark>避難指示発令を行う要件は、次のとおりである。

- ア 延焼火災が拡大し、または拡大するおそれがあるとき
- イ ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき
- ウ その他、市民の生命を守るため必要と認められるとき

(3) 避難情報の判断基準

避難の種別	基準
避難準備情報	1 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、避難 行動に時間を要する者(避難行動要支援者等)が事前に避難準備を開 始する必要があると認められるとき
避難勧告	1 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断 されるとき
避難指示	1 <u>避難勧告</u> より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認めら れるとき
屋内での待機等の 指示(屋内安全確 保 <u>)</u>	1 各種特別警報が発令される等、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき ※土砂災害、津波災害時には「屋内での待機等の指示」は行わない。 ※特別警報が発令された時点では、既に <u>避難勧告または</u> 避難指示が発令されている状況にある場合が多い。

地域を限定した避難指示を行う要件は、次のとおりである。

- ア 津波による災害のおそれがあると判断されたとき
- イ 河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
- ウ 火災が拡大するおそれがあるとき
- エ 爆発のおそれがあるとき
- オ ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき
- カ 地すべり、崖崩れ等の土砂災害により、著しく危険が切迫しているとき
- キ 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
- ク その他、市民の生命を守るため必要と認められるとき

(2) 広域的な災害による避難指示命令

広域的な避難指示発令を行う要件は、次のとおりである。

- ア 延焼火災が拡大し、または拡大するおそれがあるとき
- イ ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき
- ウ その他、市民の生命を守るため必要と認められるとき

(3) 避難情報の判断基準

避難の種別	基	準
高齢者等避難		状況から災害の拡大が予想され、避難 動要支援者等)が事前に避難準備を開 とき
避難指示	とき	し、緊急に避難を要すると認められる 切迫し、緊急に避難を要すると認めら
<u>緊急</u> 安全確保	より、かえって生命または身体 るとき ※土砂災害、津波災害時には「屋	、避難のための立ち退きを行うことに に危険が及ぶおそれがあると認められ 内での待機等の指示」は行わない。 、既に避難指示が発令されている状況

(4) 国及び県への助言の要請

市は、避難指示<u>または避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について、必要に応じて、県、仙台管区気象台、秋田地方気象台、国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所、国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所能代事務所等に対して助言を求める。

(5) 避難準備情報、避難勧告、避難指示

アー市長

(ア) 市長による措置

<u>避難準備情報、避難勧告</u>、避難指示を発令するに当たっては、そのときの状況に応じて、前記(3)の基準により判断する。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が避難勧告等を発令できないときは、地方自治法第153条の規定により、現場付近にいる、市職員に併任されている消防本部職員、消防団員、市職員は、市長の権限を代行することができる。ただし、この場合、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

(略)

(6) 避難勧告等の解除に当たっての留意事項

市は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確保を行った後に実施する。

3 避難準備情報、避難勧告、避難指示の要領

(新設)

(1) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の内容

<u>避難準備情報、避難勧告、</u>避難指示を行う場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 避難の対象地域
- イ 避難勧告・避難指示の理由
- ウ 避難勧告・避難指示の期間
- 工 避難先
- 才 避難経路
- カ その他必要な事項

なお、避難場所(指定緊急避難場所、指定避難所)については、市長が防災関係機関と協議して最も適当な避難場所(指定緊急避難場所、指定避難所)を指示し、開設する。

指定緊急避難場所及び指定避難所については、「資料編16-1 指定緊急避難場所一覧 表」及び「資料編16-2 指定避難所一覧表」に示す。

(2) 市民への周知

<u>避難準備情報、避難勧告、</u>避難指示を行った者は、当該地域の住民に対してその内容を 周知させるとともに、速やかに防災関係機関に対して連絡する。

ア 市民への周知徹底

<mark>避難準備情報、避難勧告、</mark>避難指示を行った者は、速やかにその旨を市民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

- (ア) 直接的な周知として、防災行政無線、広報車、サイレン、防災情報メール配信等を 活用する。
- (イ)消防機関、警察、自治会長・町内会長(自主防災組織)を通じて周知する。 なお、自治会長・町内会長については、電話、メール送信等により連絡する。
- (ウ) 報道機関等の協力を得て、間接的に市民に広報する。

(新設)

イ 避難対象地区の巡回確認

(4) 国及び県への助言の要請

市は、避難指示の対象地域、判断時期等について、必要に応じて、県、仙台管区気象台、秋田地方気象台、国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所、国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所能代事務所等に対して助言を求める。

備考

(5) 高齢者等避難、避難指示

アー市長

(ア) 市長による措置

高齢者等避難、避難指示を発令するに当たっては、そのときの状況に応じて、前記(3)の基準により判断する。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が避難<mark>情報</mark>を発令できないときは、地方自治法第153条の規定により、現場付近にいる、市職員に併任されている消防本部職員、消防団員、市職員は、市長の権限を代行することができる。ただし、この場合、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

(略)

(6) 避難指示等の解除に当たっての留意事項

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保を行った後に実施する。

3 高齢者等避難、避難指示の要領

(1) 高齢者等避難

高齢者等避難は、避難指示の発令に先立ち、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保するために発表する。

(2) 避難指示の内容

避難指示を行う場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 避難の対象地域
- イ 避難指示の理由
- ウ 避難指示の期間
- 工 避難先
- 才 避難経路
- カ その他必要な事項

なお、避難場所(指定緊急避難場所、指定避難所)については、市長が防災関係機関と協議して最も適当な避難場所(指定緊急避難場所、指定避難所)を指示し、開設する。 指定緊急避難場所及び指定避難所については、「資料編16-1 指定緊急避難場所一覧 表」及び「資料編16-2 指定避難所一覧表」に示す。

(3) 市民への周知

高齢者等避難、避難指示を行った者は、当該地域の市民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに防災関係機関に対して連絡する。

ア 市民への周知徹底

高齢者等避難、避難指示を行った者は、速やかにその旨を市民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

- (ア) 直接的な周知として、防災行政無線、広報車、サイレン、防災情報メール配信等を 活用する。
- (イ)消防機関、警察、自治会長・町内会長(自主防災組織)を通じて周知する。 なお、自治会長・町内会長については、電話、メール送信等により連絡する。
- (ウ) 報道機関等の協力を得て、間接的に市民に広報する。
- (エ) 危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、市民の積極的な避難 行動の喚起に努める。

イ 避難対象地区の巡回確認

新項旧消防職員や消防団等は、避難対象区域を巡回し、避難状況等を市災害対策本部に報告

ウ 防災関係機関相互の連絡

する。

避難準備情報、避難勧告、避難指示及び解除を行った者は、その旨を防災関係機関に 連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

ア 避難準備情報等の発令・伝達

避難準備情報として発令される「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

- (ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとり に的確に伝わるようにすること
- (イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する こと
- (ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと 等、その情報伝達について、特に配慮する。

イ 個別計画の活用

<u>避難準備情報</u>が発表された場合、避難行動要支援者の支援プランの「個別計画」に基づき、あらかじめ定めておいた手段(移動用具、自家用車、福祉車両等)により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所(指定避難所、社会福祉施設、医療機関等)へ誘導・搬送する。

ウ 多様な手段の活用による情報伝達

<u>自然災害発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が</u>伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線(戸別受信機)や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用する等、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を行う。

また、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は、多様な情報伝達の手段を確保するよう努める。

(4) 報告

避難の措置を実施したときは、市長は速やかにその旨を知事に報告するものとする。

(5) 避難指示・勧告マニュアル

本計画に定めるもののほか、<mark>避難指示・勧告マニュアル</mark>に基づき、避難勧告、避難指示等の伝達を行うものとする。

4 警戒区域の設定

(略)

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、<u>避難勧告または</u>避難指示と同様に、市民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。

(略)

消防職員や消防団等は、避難対象区域を巡回し、避難状況等を市災害対策本部に報告する。

備考

ウ 防災関係機関相互の連絡

高齢者等避難、避難指示及び解除を行った者は、その旨を防災関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

(4) 避難行動要支援者への配慮

ア 高齢者等避難等の発令・伝達

高齢者等避難として発令される「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

- (ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとり に的確に伝わるようにすること
- (イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する こと
- (ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと 等、その情報伝達について、特に配慮する。

イ 個別計画の活用

高齢者等避難が発表された場合、避難行動要支援者の支援プランの「個別計画」に基づき、あらかじめ定めておいた手段(移動用具、自家用車、福祉車両等)により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所(指定避難所、社会福祉施設、医療機関等)へ誘導・搬送する。

ウ 多様な手段の活用による情報伝達

<u>災害時に着実に避難情報が</u>伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政 無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用する 等、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を行う。

また、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は、多様な情報伝達の手段を確保するよう努める。

(5) 報告

避難の措置を実施したときは、市長は速やかにその旨を知事に報告するものとする。

(6) 避難情報に関するガイドライン

本計画に定めるもののほか、<u>避難情報に関するガイドライン</u>に基づき、避難指示等の伝達を行うものとする。

4 警戒区域の設定

(略

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、市民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。

(略)

IB	新	備考
第13節 水防活動	第13節 水防活動	
【実施機関:総務部、都市整備部、消防本部】	【実施機関:総務部、都市整備部、消防本部】	
第9 水防活動	第9 水防活動	
1 巡視 水防管理者、消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。	1 巡視 水防管理者、消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。 また、水防管理者は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。	
(略)	(略)	
第21節 公共施設等の応急対策	第21節 公共施設等の応急対策	
【実施機関:都市整備部、市民福祉部、東北電力㈱能代営業所、各通信事業者、 東日本旅客鉄道株式会社、防災関係機関、各施設管理者】	【実施機関:都市整備部、市民福祉部、東北電力㈱能代営業所、各通信事業者、 東日本旅客鉄道株式会社、防災関係機関、各施設管理者】	
第1 基本方針	第1 基本方針	
水道、下水道、電力、通信、ガス等のライフライン施設、また、道路、河川、港湾、漁港、鉄道等の公共土木施設、さらに社会福祉施設や医療施設等が、災害による被害を受けた場合は、市民生活に多大な影響を与えるとともに、様々な災害応急対策活動に大きな支障をきたすことになる。 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合、市民生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、緊急点検を実施して被災箇所の早期把握及び応急復旧を図り、二次災害防止のため必要な措置をとるものとする。	道等の公共土木施設、さらに社会福祉施設や医療施設等が、災害による被害を受けた場合は、市民生活に多大な影響を与えるとともに、様々な災害応急対策活動に大きな支障をきたすことになる。 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合、市民生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、緊急点検を実施して被災箇所の早期把握及び応急復旧を図り、二次災害防止のため必要な措置をとるものとする。 県及び市は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。	
(略)	(略)	

第1章 津波被害想定 第1章 **建**

(略

第2節 津波観測体制

第1 津波観測

昭和58年日本海中部地震や平成5年北海道南西沖地震では、大きな津波災害が発生した。気象庁では、これらの津波被害を契機に津波観測網の整備を進め、従来から全国66箇所で行っていた検潮所での津波観測体制を強化し、平成7年度に超音波式の津波観測施設(10箇所)、南鳥島に遠地津波観測施設を整備した。その他、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、自治体等で整備した観測データをリアルタイムで収集し、現在では合計224箇所の観測データを津波情報に活用している。また、水圧式の巨大津波観測施設89箇所を整備し、高さ約20mまでの津波の観測が可能となっている。

東北地方整備局では、平成18年度から東北地方周辺海域<u>に</u>沖合での波浪観測に加え、津波監視も可能なGPS波浪計の設置を始めており、平成22年度に秋田県沖に設置した。なお、津波観測とともに即時浸水予測システムの整備も検討している。

第3節 津波被害想定

第1 秋田県による津波被害想定

秋田県が実施した「地震被害想定調査」(平成25年度)では、海域地震によって津波が発生した場合、どの程度の浸水域、浸水深、津波高等になるかをシミュレーションし、その被害の想定を行っている。

<u>想定している海域地震は、以下の単独地震と連動地震の2種に分けられる。</u> (略)

第3 津波シミュレーション結果

「秋田県地震被害想定調査 報告書(平成25年8月)」に示されている「海域A」の津波シミュレーション結果は、以下のとおりである。

(略)

3 被害想定結果(能代市)

海域Aの想定地震による能代市の主な被害想定結果は、以下のとおりである。

項目		想定地震	海域A			
マグニチュード	`			7. 9		
最大震度				6 弱		
発生条件			夏10時 冬2時 冬18時			
	全壊棟数 (棟)				1, 400	
建物被害	半壊棟数(棟)		1,876		1,850	
	焼失棟数(棟)		2	2	54	
炎上出火件数			1	1	2	
地電動にトフ	死者数 (人)		0	2	2	
地震動による 人的被害※	負傷者数(人)		123	197	150	
うち重傷者数		直傷者数	1	2	2	
細街路被害	細街路被害 延長912,959m				20, 892	
ライフライン	上水道	被害箇所			92	

第1章 津波被害想定

備考

(略)

第2節 津波観測体制

第1 津波観測

昭和58年日本海中部地震や平成5年北海道南西沖地震<u>による津波被害を契機に、気象庁では津波観</u>測網の整備を進めた。また、平成23年東北地方太平洋沖地震での大きな津波被害を契機として、巨大津波観測計や沖合津波計を整備するなど観測機能を強化したほか、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、自治体等の観測データをリアルタイムで収集し、現在では全国約230か所の観測データを津波情報や津波警報等の更新に活用している。

東北地方整備局では、平成18年度から東北地方周辺海域の沖合での波浪観測に加え、津波監視も可能なGPS波浪計の設置を始めており、平成22年度に秋田県沖に設置した。なお、津波観測とともに即時浸水予測システムの整備も検討している。

(略)

第3節 県独自津波浸水想定

第1 海域地震の想定

平成24年度から実施した秋田県地震被害想定調査では、「想定外をつくらない」という考え方のもと、秋田県が独自に次の震源モデルを設定し、津波浸水想定を実施している。

(略)

第2 津波シミュレーション結果

<u>単独地震、連動地震のうち、それぞれのパターンで能代市に最も影響が大きいと考えられる3つの想定地震を例として、その結果を以下に示す。</u>

(略)

3 被害想定結果(能代市)

海域A、海域A+B連動、海域A+B+C連動の想定地震による能代市の主な被害想定結果は、以下のとおりである。

項目	_	想定地震	海域A		海域A+B連動		海域A+B+C連動		連動		
マグニ	チュー	- ド		7.9			<u>8. 5</u>			<u>8. 7</u>	
最大震	度			6 弱			6強			6強	
発生条	件		夏10時	冬2時	冬18時	夏10時	冬2時	冬18時	夏10時	冬2時	冬18時
建物	全壊	棟数 (棟)	1, 381		1,400	00 <u>5,500</u> <u>5,668</u>		<u>5, 668</u>	10,071		10, 426
被害			1,876 1,850		9,410	<u>9, 410</u> <u>10, 084</u>		11, 951	<u>11, 951</u> <u>12, 850</u>		
拟古	焼失	:棟数(棟)	2	2	54	4	4	<u>581</u>	<u>12</u>	<u>12</u>	1,512
炎上出	火件数	t t	1	1	2	2	2	7	6	6	<u>17</u>
地震動	かに	死者数 (人)	0	2	2	<u>52</u>	<u>122</u>	<u>100</u>	123	<u>295</u>	246
よる人	的	負傷者数(人)	123	197	150	827	1, 401	1,069	1, 290	2, 120	1,658
被害	*	うち重傷者数	1	2	2	<u>84</u>	<u>139</u>	<u>109</u>	<u>198</u>	332	<u>263</u>
細街路	細街路被害 延長912,959m		20,822		20, 892	<u>69, 076</u> <u>74, 125</u>		74, 125	106, 002 114, 928		
ライフ 上水道 被害箇所				92	213		213	379			
ライン	上月	断水人口(人)			20,675			31, 758			

新項			旧			
	被害		断水人口(人)			20, 675
			被害延長(m)			3, 638
		下水道	機能支障人口			851
			(人)			
		都市ガス	機能支障人口			_
		-H0111274 > 4	(人)			
		LPガス	機能支障人口			825
		21 / / /	(人)			
		電力	停電世帯数(世	10, 117	10, 442	10, 442
			帯)			
		通信	不通回線数(本)	237	240	292
	孤立集落数			0		0
		1日後		6, 484	7, 111	7, 143
	避難者数	4日後		7,864	8, 456	8, 488
		1ヶ月後		1, 923	2,662	2, 697
	震災廃棄物(ト	ン)		215, 632	216, 152	217, 774
	食料	食料需要量	(食分)	28, 310	30, 443	30, 555
	及行	粉ミルク(g		15, 226	16, 373	16, 434
	飲料水需要量(トン)					62
	応急仮設住宅数			1,828	1, 966	1,973
	必要仮設トイレ	数		150	157	158

(資料:平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書より抜粋)

「海域A」地震の津波による人的被害は以下のとおりである。

この人的被害は、地震(建物倒壊、急傾斜地崩壊及び火災延焼)による人的被害との重複を除去した津波によるものである。

津波発生時の時刻	· ·	夏14時 (海水浴客有り)	夏14時 (海水浴客無し)	冬2時
発災後、すぐに	死者数 (人)	0	0	1
発火後、 9 へに 避難した場合	負傷者数 (人)	0	0	2
世継 した物 ロ	うち重傷者数	0	0	1
早期避難者比率	死者数 (人)	1	1	11
が高い場合	負傷者数 (人)	1	1	32
(+呼びかけ)	うち重傷者数	0	0	11
日田忠謀本に安	死者数 (人)	13	13	30
早期避難者比率が低い場合	負傷者数 (人)	360	360	410
ル・IPY 、一般。日	うち重傷者数	122	122	139

(資料:「秋田県地震被害想定調査 報告書 平成25年8月」)

〇<u>「</u>海域 A <u></u>地震の津波による道路浸水予測

(道路延長 87,677m)

浸 水 深	道路浸水延長(m)
0.01m以上 0.3m未満	2, 764
0.3m以上 1 m未満	1,019
1 m以上 2 m未満	380
2 m以上 5 m未満	103
5 m以上 10m未満	0
10m以上 20m未満	0
合 計	4, 266

〇「海域A」地震の津波による鉄道浸水予測

(鉄道延長 38,554m)

							新						
1	被害	下力	レ営	被害延長 (m)			3,638			7, 352			11,651
1			八旦	機能支障人口(人)			851			1,719			2,724
1		都市	ガス	機能支障人口(人)			_			6, 977			9,651
		LΡ	ガス	機能支障人口(人)			825			2,825			4,051
┨		電	力	停電世帯数(世帯)	10, 117	10, 442	10, 442	19,020	19, 508	19508	19,843	20, 289	20, 289
Ш		通	信	不通回線数(本)	237	240	292	<u>539</u>	<u>570</u>	1, 147	949	1,022	2, 522
41	孤立集	落数			0		0	0		8	0		<u>16</u>
			1 ⊨	後	6, 484	7, 111	7, 143	14, 100	17, 145	17, 484	18, 410	22,082	22,660
41	避難者	数	4 目	後	7,864	8, 456	8, 488	15, 803	18,606	18, 915	19, 956	23, 291	23,806
Ш			1 h	-月後	1, 923	2,662	2,697	8,469	12, 315	12, 752	13, 300	18,084	18,873
	震災廃	棄物	(トン	·)	215, 632	216, 152	217, 774	1,046,327	1, 086, 867	1, 104, 982	1, 683, 988	1, 746, 574	1, 793, 628
			食彩	需要量(食分)	28, 310	30, 443	30, 555	56, 889	66, 982	68, 093	71,842	83,847	85, 701
11	食料需要	要量	粉	ミルク需要量	15, 226	16, 373	16, 434	30, 597	36, 025	36, 623	38, 639	45,096	46, 093
11			(g	;)									
11	飲料水	需要量	赴 (卜	・ン)			62			<u>95</u>			<u>107</u>
\parallel	応急仮	設住宅	已数		1,828	1,966	1,973	3,674	4, 325	<u>4, 397</u>	4,639	<u>5, 414</u>	<u>5, 534</u>
\parallel	必要仮	設トイ	イレ数	(150	157	158	<u>285</u>	<u>324</u>	<u>328</u>	<u>359</u>	<u>407</u>	<u>415</u>
┚	※ 建物位	到極	鱼 佰	斜地崩壊 水災延慢	まに トス 人	的被害な	対象レー	ている	津波に	トス人的な	被宝 け 次 ^	ページに部	まます

※建物倒壊、急傾斜地崩壊、火災延焼による人的被害を対象としている。津波による人的被害は次ページに記載する。

(資料:平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書より抜粋)

備考

海域A、海域A+B連動、海域A+B+C連動の想定地震の津波による人的被害は以下のとおりである。

この人的被害は、地震(建物倒壊、急傾斜地崩壊及び火災延焼)による人的被害との重複を除去した津波によるものである。

想定地震			海坝	¢Α	海域A	- B連動	<u>海域 A</u> 連	
津波発生時の時刻等			夏14時	冬2時	夏14時	冬2時	夏14時	冬2時
繋巛仫 ナバ戸職	死	者数(人)	0	1	<u>10</u>	<u>198</u>	<u>1, 388</u>	<u>2, 212</u>
発災後、すぐに避 難した場合	負	傷者数(人)	0	2	<u>5</u>	<u>179</u>	<u>288</u>	<u>363</u>
		うち重傷者数	0	1	2	<u>61</u>	<u>98</u>	<u>123</u>
早期避難者比率が	死	者数(人)	1	11	<u>76</u>	<u>484</u>	<u>1, 707</u>	<u>2,862</u>
高い場合	負	傷者数(人)	1	32	<u>73</u>	<u>484</u>	<u>325</u>	<u>554</u>
(+呼びかけ)		うち重傷者数	0	11	<u>25</u>	<u>165</u>	<u>111</u>	<u>188</u>
早期避難者比率が	死	者数(人)	13	30	<u>658</u>	<u>1,072</u>	<u>3, 334</u>	<u>4, 456</u>
世別世無石に挙が	負	傷者数(人)	360	410	<u>1, 747</u>	<u>2, 252</u>	<u>2, 482</u>	<u>2, 760</u>
[]达 ('物 口		うち重傷者数	122	139	<u>594</u>	<u>766</u>	844	<u>938</u>

(資料:平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書より抜粋)

〇海域A、海域A+B連動、海域A+B+C連動地震の津波による道路浸水予測

八、四次八十日足到八四	WALL DIOLES		
	道路浸水延長	· (m) <u>(道路延長</u>	87,677m)
浸 水 深	海域A	海域A+B連動	<u>海域A+B+C</u>
			連動
0.01m以上 0.3m未満	2, 764	<u>2, 139</u>	<u>1,572</u>
0.3m以上 1 m未満	1,019	<u>2, 637</u>	<u>1,604</u>
1 m以上 2 m未満	380	<u>2, 716</u>	<u>1,960</u>
2m以上 5m未満	103	3,882	6, 433
5 m以上 10m未満	0	<u>2, 459</u>	<u>6, 360</u>
10m以上 20m未満	0	0	<u>515</u>
<u>合</u> 計	4, 266	13,772	18, 444

(資料:平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書より抜粋)

〇海域A、<u>海域A+B連動、海域A+B+C連動</u>地震の津波による鉄道浸水予測

新項	I	B
	浸水深	鉄道浸水延長 (m)
	0.01m以上 0.3m未満	263
	0.3m以上 1 m未満	108
	1 m以上 2 m未満	283
	2 m以上 5 m未満	0
	5 m以上 10m未満	0
	10m以上 20m未満	0
	合 計	654

○その他、主な施設に関する「海域A」地震の津波による浸水可能性

•		八十二日及の千人についの人の八十日日
	施設	浸 水 深 等
	能代火力発電所	0.01m以上 0.3m未満
	災害拠点施設	0.01m以上 0.3m未満:1施設
	危険物取扱施設	0.01m以上 0.3m未満:3施設
		1 m以上 2 m未満: 1 施設

(資料:「秋田県地震被害想定調査 報告書 平成25年8月」)

4 被害想定結果の特徴

- (1) 津波による人的被害の状況を見ると、早期避難比率が高い場合と低い場合で、被害の状況が大きく異なっている。特に発災後すぐに避難した場合は、津波による人的被害が0となる場合がある。
- (2) 冬期の被害が大きい。建物被害、避難者数、津波による人的被害についても、冬期の被害が大きくなっている。
- (3) 施設の津波による浸水深は概ね0.3m未満だが、道路は最大5mまで、鉄道は最大2mまで、危険物取扱施設は1箇所で $1\sim2m$ の浸水深が想定されている。

	利		
	鉄道浸水延長	(m) <u>(鉄道延長</u>	38, 554m)
浸水深	海域A	海域A+B連動	<u>海域A+B+C</u>
			連動
0.01m以上 0.3m未満	263	<u>738</u>	<u>1, 117</u>
0.3m以上 1 m未満	108	<u>261</u>	888
1 m以上 2 m未満	283	<u>367</u>	<u>2, 116</u>
2 m以上 5 m未満	0	<u>127</u>	<u>725</u>
5 m以上 10m未満	0	0	<u>100</u>
10m以上 20m未満	0	0	0
合 計	654	<u>1, 493</u>	<u>4, 946</u>

(資料:平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書より抜粋)

備考

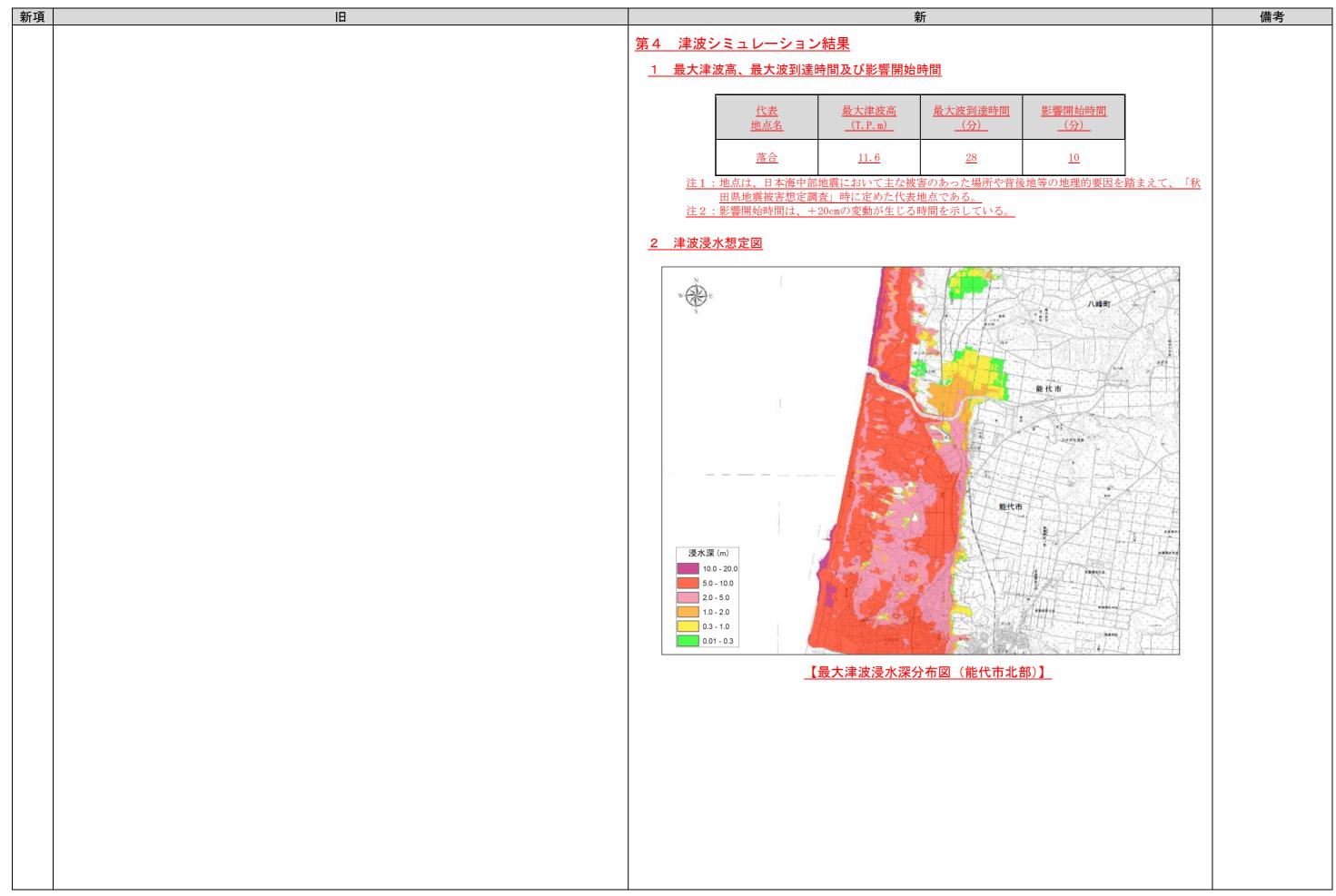
〇主な施設の<u>海域A、海域A+B連動、海域A+B+C連動の</u>想定地震の津波による浸水可能性

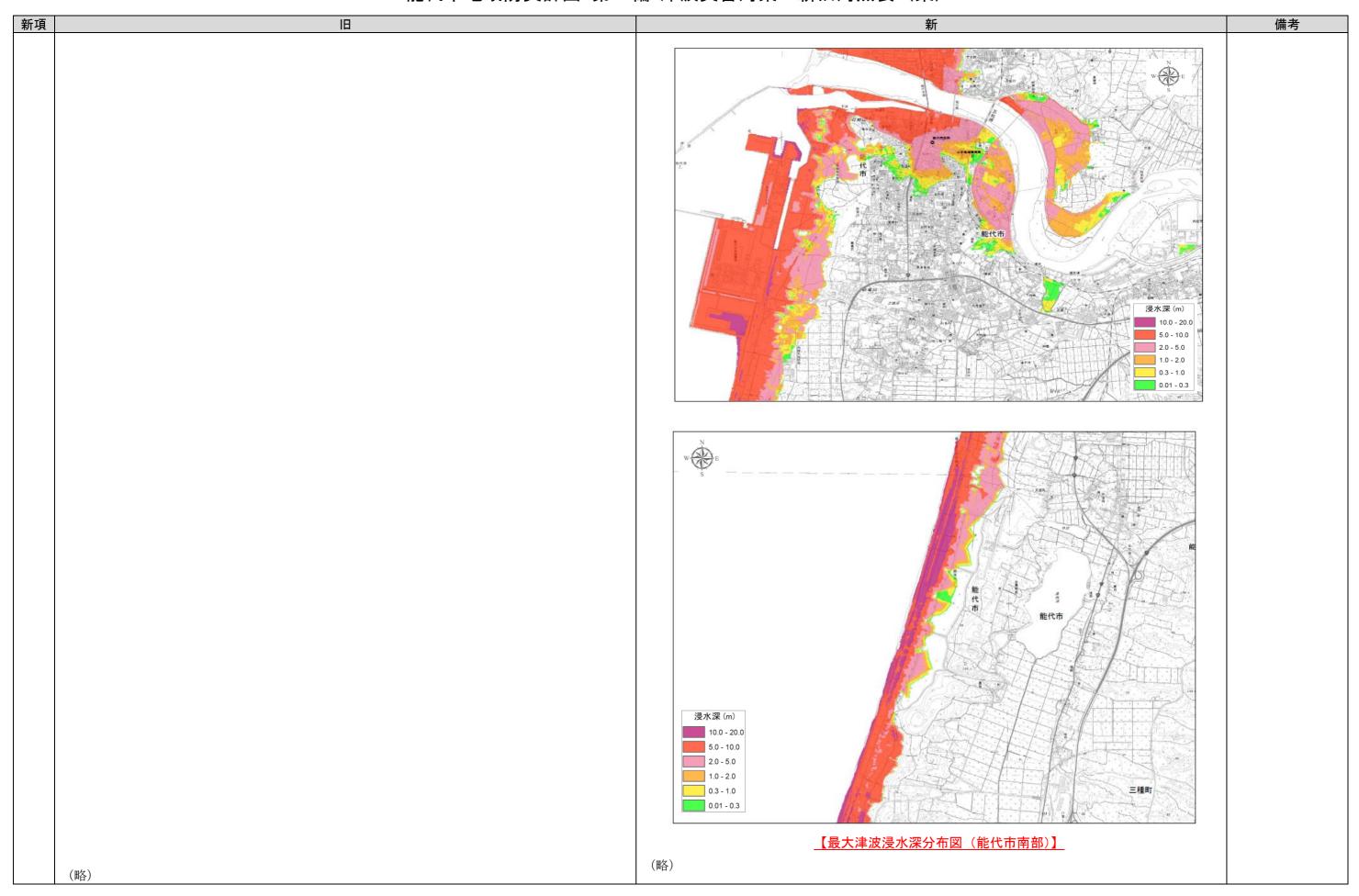
			浸水	深等		
施設	海域	A	<u>海域A+</u>	B連動	海域A+	
					連動	<u>h</u>
1 1 34 10. 010	_	_	<u>0.3m以上</u> 1.0m未満	1 施設	<u>1 m以上</u> 2 m未満	1 施設
上水道ポンプ場			1 m以上 2 m未満	1施設	2 m以上 5 m未満	1施設
下水処理施設	_	_	_		<u>0.01m以上</u> <u>0.3m未満</u>	1施設
都市ガス施設	_	_	<u>2 m以上</u> <u>5 m未満</u>	1 施設	<u>5 m以上</u> <u>10m未満</u>	1施設
能代火力発電所	0. 01 m 0. 3 m		<u>2 m♭</u> 5 m≯		<u>10m↓</u> 20m∄	
変電所	_	_	=	=	<u>0.01m以上</u> <u>0.3m未満</u>	1施設
電話交換施設	_	_	<u>0.01m以上</u> <u>0.3m未満</u>	1 施設	1 m以上 2 m未満	1施設
	0.01m以上 0.3m未満	1施設	<u>0.3m以上</u> <u>1.0m未満</u>	1施設	<u>0.3m以上</u> <u>1.0m未満</u>	3施設
災害拠点施設 (市庁舎、警察署、			<u>2 m以上</u> <u>5 m未満</u>	1施設	<u>1 m以上</u> <u>2 m未満</u>	1施設
消防署等)					<u>2 m以上</u> <u>5 m未満</u>	1施設
					<u>5 m以上</u> <u>10m未満</u>	1施設
	0.01m以上 0.3m未満	3施設	<u>5 m以上</u> <u>10m未満</u>	4施設	<u>0.01m以上</u> <u>0.3m未満</u>	1施設
危険物取扱施設	1 m以上 2 m未満	1施設			<u>1 m以上</u> <u>2 m未満</u>	1施設
					<u>5 m以上</u> <u>10m未満</u>	4施設
	(資料:平局	₺95年 8 E	1 秋田県州	九震被害想	自定調本 却	告書より

(資料:平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書より抜粋)

新項	旧	新	備考
	<u>(新設)</u>	第4節 法に基づく津波浸水想定	
		<u>第1 経緯</u>	
		県では、東日本大震災を踏まえ、平成23年度から学識者等で組織する委員会を立ち上げ、独自	
		<u>に津波断層モデルを検討・設定し、平成25年8月に秋田県独自想定を公表した。</u> 平成26年8月に国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、日本海で最大ク	
		ラスの津波を発生させる60断層が公表されたため、本県に与える影響が大きい4断層と県独自断	
		層(海域A·B·C連動等)を併せて検討し、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想 定として平成28年3月に設定・公表した。	
		<u>今後は、この津波浸水想定を本県における「最大クラスの津波(L2津波)」と位置づけ、総合</u>	
		的な津波対策を講じる基礎資料とする。	
		第2 津波対策の考え方	
		津波災害対策は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの	
		<u>津波(L2津波)と、比較的発生頻度が高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波(L</u> 1津波)の、二つのレベルの津波を想定し、ハード・ソフトの施策を組み合わせて講じる必要があ	
		<u> </u>	
		最大クラスの津波に対しては、「減災」を基本とし、住民等の生命を守ることを最優先に、住民 等の避難を軸としたソフト対策の強化を図るものとする。ただし、最大クラスの津波への対策の実	
		一	
		比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保	
		<u>全施設の整備等、ハード対策を進めるものとする。</u>	
		津波対策を講じるために想定すべき津波レベルと対策の基本的な考え方	
		今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要がある。	
		最大クラスの津波(L2津波)	
		■津波レベル 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波	
		■基本的な考え方	
		○住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードのとりうる手段を	
		○被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。 そのため、海岸保全施設等のハード対策によって、津波による被害をできるだけ軽減すると	
		ともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難す ることを中心とするソフト対策を実施していく。	
		総合的な津波対策を講じるための基礎資料として「津波浸水想定」を設定	
		以数658件每在0克以表进(L.4 法进)	
		上較的発生頻度の高い津波(L 1津波) □ 津波レベル	
		最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波	
		(数十年から百数十年の頻度) ■基本的な考え方	
		○人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、 <u>海岸保全施設等を整備</u> していく。 ○海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設	
		計対象の津波高を超えた場合でも、 <u>施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物への改良</u> も検討していく。	
		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
		The state of the s	







	IΒ		新	備考
第	52章 災害予防計画	第2章	災害予防計画	
第1節 防災知識の	普及啓発	第1節 防災知識の普及啓発		
(略)	【実施機関:各部局、防災関係機関】	(略)	【実施機関:各部局、防災関係機関】	
第2 津波に関する知識	战の普及・啓発	第2 津波に関する知識の普及・啓乳	発	
(略)		(略)		
	津波防災に関する主な普及啓発内容	津波防災	に関する主な普及啓発内容	
避難行動に関する知識	 1 沿岸で強い揺れを感じた時、またはゆっくりとした揺れを比較的長く感じた時は、気象台からの情報を待たず、直ちに海岸から離れた高所に避難する。 2 気象台から大津波警報、津波警報が発表された時、海岸付近または海の中にいる住民や観光客等は、直ちに海岸から離れた安全な高所に避難する。 海岸から離れた場所でも、津波が河川を遡上してくるおそれがあるため、避難の際は、河川に近づかないよう留意する。船舶は直ちに港外へ退避する。港外に退避できない小型船は高所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。 3 津波到達予想時刻及び予想される津波の高さなどの情報を、市防災行政無線、ラジオ、テレビ、無線及びインターネットなどにより収集する。 4 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで海岸に近づかない。 (新設) 	較的的離分別。 を	繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるま 近づかない。 という定性的表現で大津波警報が発表された場合は を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があ	
津波に関する想定・予 測の不確実性	1 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。 2 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。 3 浸水想定区域外でも浸水する可能性がある。 4 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得る。	測の不確実性2 地震発生 がある。 3 浸水想気	津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。 生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界 定区域外でも浸水する可能性がある。 所の孤立や避難場所自体の被災も有り得る。	
家庭での予防・安全対策	1 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常特出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備を行う。 2 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策を行う。	家庭での予防・安全対 1 3日分の 策 の備蓄、まの準備を行 2 負傷の限	の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等 非常特出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)	
(新設)	_ <u>(新設)</u>	する知識ること 2 第二波 から場合しと 3 強い揺れること	第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあ ・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間 こよっては一日以上にわたり継続する可能性があるこ れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せること と (いわゆる津波地震や遠地地震の発生)	
その他	1 津波警報等発表時や避難指示 <u>避難勧告</u> の発令時にとるべき 行動、避難場所での行動を決めておく。 2 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め を行う。	場所での名	服等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難 行動を決めておく。 こおける津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め	

新項		日		
	(新設)			3 津波警報等の
				報等の精度には-
	(新設)			4 沖合の津波観
				されてから避難で
				控れや津波擎報

第3 防災教育の推進

市は、県と連携して、学校教育はもとより、様々な場で教育の専門家や<mark>現場の実務者</mark>等の協力を得るなどして、地域の特徴や過去の津波の教訓等について、継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、調査結果や各種資料を収集・整理し、防災教育等に活用するなど、長期的視点に立って広く市民に伝承されていくよう努める。

本項に記載のない事項については、以下に準ずるものとする。

- ○「市及び防災関係機関の職員に対する防災教育」については、第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第2 (P35) に準ずる。
- ○「学校等における防災教育」については、第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第5 (P38) に準ずる。

第4 津波防災訓練の実施

市は、市民及び防災関係機関等と連携し、津波災害を想定した情報収集伝達、避難等の総合訓練を定期的に実施する。

また、この訓練から得られた課題を整理・検討のうえ、防災関係職員への防災教育に反映させる。

(略)

第3節 避難体制の整備

【実施機関:総務部、消防本部】

(略)

第2 緊急避難場所の指定・整備

市は、津波発生時の緊急避難場所として、山本組合総合病院及びしらかみ看護学院を津波避難ビル、指定障害福祉サービス事業所「ねむの木苑」の屋外スペースを津波避難場所として指定している。これらの施設及び場所のほか、高台や、公共機関または民間が保有する堅固な中・高層建物等を津波発生時の緊急避難場所として指定するよう検討を進める。

さらに、これら緊急避難場所や避難路等の周知を図るため、<u>統一的な図記号を利用した、</u>分かりやすい誘導標識や案内板等を設置する。

津波避難場所・津波避難ビルについては、「資料編16-3 津波避難場所・津波避難ビル一覧表」に示す。

(略)

第6 津波ハザードマップの作成・活用

市は、<u>能代沖を震源とする地震により8mの津波が発生した場合の</u>津波浸水域、津波浸水深、<u>避</u> 難施設等を示した「能代市津波ハザードマップ(暫定版)」を作成し、公表している。

今後、国や県の新たな津波浸水想定を踏まえ、必要に応じて「能代市津波ハザードマップ(暫定版)」の改定を行う。

3 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

備考

4 沖合の津波観測に関する情報の意味として、この情報が発表 されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い 揺れや津波警報等であること

第3 防災教育の推進

市は、県と連携して、学校教育はもとより、様々な場で教育の専門家や<mark>関係機関、民間団体</mark>等の協力を得るなどして、地域の特徴や過去の津波の教訓等について、継続的な防災教育に努める。

新

なお、過去の津波被害の教訓については、調査結果や各種資料を収集・整理し、防災教育等に活用するなど、長期的視点に立って広く市民に伝承されていくよう努める。

本項に記載のない事項については、以下に準ずるものとする。

- ○「市及び防災関係機関の職員に対する防災教育」については、第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第2 (P35) に準ずる。
- ○「学校等における防災教育」については、第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第5 (P38) に準ずる。

第4 津波防災訓練の実施

市は、市民及び防災関係機関等と連携し、津波災害を想定した情報収集伝達、避難等の総合訓練を定期的に実施する。 <u>津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間</u> や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

また、この訓練から得られた課題を整理・検討のうえ、防災関係職員への防災教育に反映させる。

(略)

第3節 避難体制の整備

【実施機関:総務部、消防本部】

(略)

第2 緊急避難場所の指定・整備

市は、津波発生時の緊急避難場所として、<u>能代厚生医療センター</u>及びしらかみ看護学院を津波避難ビル、指定障害福祉サービス事業所「ねむの木苑」の屋外スペースを津波避難場所として指定している。今後、法に基づく津波浸水想定等をもとに、これらの施設及び場所のほか、高台や、公共機関または民間が保有する堅固な中・高層建物等を津波発生時の緊急避難場所として指定するよう検討を進める。

さらに、これら緊急避難場所や避難<u>方向</u>等の周知を図るため、<u>日本工業規格に基づく災害種別一</u>般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板等を設置する。

津波避難場所・津波避難ビルについては、「資料編16-3 津波避難場所・津波避難ビル一覧 表」に示す。

(略)

第6 津波ハザードマップの作成・活用

市は、<u>法に基づく津波浸水想定等を活用し、</u>津波浸水域、津波浸水深、<u>指定緊急避難場所、指定</u> 避難所、避難方向等を示した津波ハザードマップを作成し、公表している。

<u>津波</u>ハザードマップについては、市民への周知を行うとともに、防災訓練や避難訓練への活用など、活用範囲の拡大を図り、市民に対し、津波災害に関する十分な知識の普及を行う。

改定した「能代市ハザードマップ」については、改めて市民への周知を行うとともに、防災訓練や避難訓練への活用など、活用範囲の拡大を図り、市民に対し、津波災害に関する十分な知識の普及を行う。

第7 津波避難計画の策定

市は、秋田県津波避難計画策定指針に基づき、居住者等が円滑に避難できるように避難対象地域、緊急避難場所、避難路、避難指示・勧告のための情報収集・伝達方法等を定めた津波避難計画を策定する。

なお、津波避難計画の策定に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮したものとし、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(略)

第4節 津波防御施設等の整備

【実施機関:総務部、環境産業部、都市整備部、消防本部、防災関係機関】

(略)

第6 防災拠点施設の津波防災対策

市役所本庁舎は、免震構造の新庁舎<u>の建設が予定</u>されており、浸水対策として、発電設備や電算室、市災害対策本部等の重要緒室は3階以上に配置するように計画している。

防災関係機関は、津波発生時においても防災拠点機能を維持・継続するために、通信設備や非常 用発電機の上層階への設置、代替施設への機能移転の訓練等、津波による浸水を想定した対策を講 じる。

(略)

第3章 災害応急対策計画

(略)

第3節 津波情報、津波予警報等の伝達

【実施機関:各部局、防災関係機関】

(略)

第2 津波警報等

1 津波警報等

秋田地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警報、津波警報また は津波注意報を発表する。

なお、大津波警報は、津波特別警報に位置付けられる。

第7 津波避難計画

市は、<u>市民</u>等が円滑に避難できるように避難対象地域、緊急避難場所、避難路、避難指示のための情報収集・伝達方法等を定めた「能代市津波避難計画」を策定している。

津波避難計画では、津波発生時には素早い避難開始と、迅速な避難行動が重要であるとし、市は 初動体制の確立や津波避難場所、津波避難ビル及び避難路等の指定を行うとともに、市民、自治会 ・町内会、自主防災組織等が避難訓練の実施や地区防災計画及び地域ごとの津波避難計画の策定等 の対策を進めることとしている。

なお、津波避難計画の策定に当たっては、<u>秋田県津波避難計画策定指針に基づき、</u>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮したものとし、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めている。

また、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、要配慮者の迅速かつ円滑な避難の実現のため、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するものとし、市はこの取組を支援する。さらに、避難行動要支援者の確実な避難のため、個別避難計画の作成を推進する。

(略)

第4節 津波防御施設等の整備

【実施機関:総務部、環境産業部、都市整備部、消防本部、防災関係機関】

(略)

第6 防災拠点施設の津波防災対策

市役所本庁舎は、免震構造の新庁舎<u>と耐震構造の第一庁舎で構成</u>されており、浸水対策として、 非常用発電設備や電算室、市災害対策本部等の重要諸室は3階以上に配置している。

防災関係機関は、津波発生時においても防災拠点機能を維持・継続するために、通信設備や非常用発電機の上層階への設置、代替施設への機能移転の訓練等、津波による浸水を想定した対策を講じる。

(略)

第3章 災害応急対策計画

(略)

第3節 津波情報、津波予警報等の伝達

【実施機関:各部局、防災関係機関】

(略)

第2 津波警報等

1 津波警報等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で 予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は 津波注意報を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報は、津波特別警報に位置付けられ る。

旧			新		
	だし、 時点で 初に 三葉 で 言葉で	地震の規模がマグ では、その海域にお 発表する大津波警報 を用いて発表し、非 で発表した場合には	ニチュード8を超える ける最大の津波想定等 や津波警報では、予想 常事態であることを伝	ような巨だをもとに まされる津流 まさる。予想 まなる。 まなが精度良く	通常は5段階の数値で発表する。た 大地震に対しては、津波警報等発表の 津波警報等を発表する。その場合、最 皮の高さを「巨大」や「高い」という 思される津波の高さを「巨大」などの く求められた時点で津波警報等を更新 る。
警報・注意報 発表基準 解 説 数値の の場合 の場合 発表 の種類 発表 発表	上震 津波警報等 の種類	基準	発表される津波の 数値での発表 <u>(津波の高さの予想</u> <u>の区分)</u>	の高さ 巨大地震 の場合の 発表	想定される被害と取るべき行動
大津波警報 (特別警報)予想される津波の高さが 高いところで3mを超え る場合高いところで10mを超え る津波が予想されるの で、厳重に警戒する。5 m、10 m、 10m超予想される津波の高さが高いところで3m程度の	────────────────────────────────────	予想される津波の 高さが高いところ で3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ ≦10m)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波に よる流れに巻き込まれる。沿岸部や川 沿いにいる人は、ただちに高台や津波 避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波警報 高いところで1mを超え、3m以下の場合 津波を予想されるので、 警戒する。 3 m 高い 予想される津波の高さが 予想される津波の高さが 第一 第四 <	津波警報	予想される津波の	5 <u>m</u> _(3m<予想高さ _ <u>≦5m)</u>		警報が解除されるまで安全な場所から 離れない。 (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸
高いところで0.2m以上、 高いところで1m程度の 津波が予想されるので、 1 m以下の場合であって、津波による災害のおる場合。 主意する。 1 m こ こ 1 準波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。		高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	<u>3m</u> <u>(1m<予想高さ</u> <u>≦3m)</u>	高い	水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
ち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと料た場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事可して解除を行う場合がある。 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時度波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいま	夏を付 ^{津波注意章} 京に津	限 予想される津波の 高さが高いところ で0.2m以上、1 m以下の場合であ って、津波による 災害のおそれがあ る場合	<u>1m</u> (0.2m≦予想高さ ≦1m)	<u>(表記し</u> ない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
	は、 基準 2 「海 したす <u>3 沿</u>	津波の観測状況等により 未満となる前に、海面変 津波の高さ」とは、津波 場合の潮位との差であっ 学に近い海域で大きなり	り、津波がさらに高くなる変動が継続することや留意 変動が継続することや留意 なによって潮位が高くなっ って、津波によって潮位が 也震が発生した場合、津波	る可能性は小 意事項を付し た時点にお 、 上昇した高 で で で で で で で で で で の で の た の た の に の に の に の に の に の る の る の る ろ の る の る の る の る の る の る の	警報等の解除を行う。このうち、津波注意報 さいと判断した場合には、津波の高さが発表 て解除を行う場合がある。 けるその潮位とその時点に津波がなかったと さをいう。 表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 内容を更新する場合がある。
š)	(略)				
3 津波情報 <u>津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知る。</u> <u>る。</u>		象庁は、津波警報等			報区の津波の到達予想時刻や予想され 刻等を津波情報で発表する。

新項			IB
		情報の種類	内容
	津波情報	津波到達予想時刻・予想される 津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類の表に記載)を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
		各地の満潮時刻・津波到達予想 時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発 表
		津波観測に関する情報(※1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
		沖合の津波観測に関する情報 (※2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の 観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻 や高さを津波予報区単位で発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について(沿岸で観測された津波の最大波の発表内容)

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	l m超	数値で発表
八年収言報で先衣下	1 m以下	「観測中」と発表
 津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
件仮言報で光衣下	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(全ての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合 は「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

	利				
		情報の種類	内容		
	津波情報	津波到達予想時刻・予想される 津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ <u>5段階の数値(メートル単位)</u> 又は「巨大」や「高い」という言葉でを発表 <u>(発表内容は津波警報等の種類の表に記載)</u> ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各 津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻 である。場所によっては、この時刻よりも1時 間以上遅れて津波が襲ってくることもある。		
		各地の満潮時刻・津波到達予想 時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発 表		
		津波観測に関する情報(※1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表		
		沖合の津波観測に関する情報 (※2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の 観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻 や高さを津波予報区単位で発表		

備考

- ※1 津波観測に関する情報の発表内容について(沿岸で観測された津波の最大波の発表内容)
- <u>・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波</u>の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
八年収書報を光衣中	1 m以下	「観測中」と発表
 津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
件仮言報で先衣下	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(全ての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合 は「微弱」と表現)

- ※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容
- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮 し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波 予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合 での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であるこ とを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しい ため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測 中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

能代市地域防災計画 第4編 津波災害対策 新旧対照表 (案)

	<u>I</u>				
	警報・注意報の 発表状況	沿岸で推定される津 波の高さ	内容		
	上海冲散扣子 珍丰中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発 表		
	大津波警報を発表中	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値 を「推定中」と発表		
	海が数ね t. が ま 由	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発 表		
	津波警報を発表中	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値 を「推定中」と発表		
	津波注意報を発表中	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発 表		

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難し いため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定 値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

(略)

新項

第5節 避難対策

【実施機関:総務部、企画部、市民福祉部、教育部、消防本部、能代警察署、防災関係機関】 (略)

- 第4 避難指示及び警戒区域の設定
- 1 避難指示及び警戒区域設定の実施責任者
- (1) 避難指示の実施責任者

実施	責任者	内 容 (要件)	根拠法
市	長	災害全般	災対法第60条
数言	察官	災害全般(ただし、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、または市長から要求があったとき)	災対法第61条

الله الله الله الله الله الله الله الله			
警報・注意報の 発表状況	沿岸で推定される津 波の高さ	内容	
上,冲,冲,数和 ₹ % + 中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発 表	
大津波警報を発表中	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値 を「推定中」と発表	
油炉数却え がまけ	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発 表	
津波警報を発表中	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値 を「推定中」と発表	
津波注意報を発表中	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発 表	

備考

津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。 ③ 津波観測に関する情報
- <u>・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上</u>かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれが ある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到 達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津 波の到達に間に合わない場合もある。

(略)

第5節 避難対策

【実施機関:総務部、企画部、市民福祉部、教育部、消防本部、能代警察署、防災関係機関】

(略)

- 第4 避難指示及び警戒区域の設定
- 1 避難指示及び警戒区域設定の実施責任者
- (1) 避難指示の実施責任者

実施責任者	内 容 (要件)	根拠法
市 長	災害全般	災対法第60条
警察官	災害全般(ただし、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、または市長から要求があったとき <u>(災害対策基本法)</u>)	災対法第61条

能代市地域防災計画 第4編 津波災害対策 新旧対照表 (案)

		IΒ	
	海上保安官	<i>"</i> (<i>"</i>)	災対法第61条
	知事	災害全般(ただし災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき)	I
	自衛官	″ (警察官がその場にいない場合に限る)	自衛隊法第94条 <u>の 2</u>
	知事またはその 命を受けた職員 水防管理者 (市 長)	洪水または高潮の氾濫についての避難の指 示	水防法第29条

(略)

新項

2 避難指示の基準及び報告

(1) 避難指示

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「<u>避難準</u> 備情報」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域は以下の区分とする。 ただし、津波は局地的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、 想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを周知する必要がある。

(略)

(3) 避難行動要支援者への配慮

ア 避難情報の伝達

避難指示の発令の際に避難情報として伝達される「避難の指示」「避難先」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その伝達に当たっては、以下の事項に配慮する。

(略)

本計画に定めるもののほか、<u>避難指示・勧告マニュアル</u>に基づき、避難指示の伝達を行うものとする。

(略)

第8 避難に関する留意事項

1 避難指示の周知徹底

実施責任者は、避難指示を実施した場合は、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、広報車、伝達員等により、市民に周知徹底する。

(略)

4 避難誘導者及び避難支援等関係者の安全確保

被災者の避難誘導等に当たる者及び避難行動要支援者の避難支援に関わる避難支援等関係者は、自らの安全を確保しつつ、<u>予想される津波到達時間等も考慮のうえで避難勧告・指示を行う等、</u>避難に当たっての行動ルールを徹底して、安全かつ迅速な避難誘導等を行う。

(略)

	海上保安官	и (и)	災対法第61条		
知 事 の全部または大き		災害全般 (ただし災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき)			
	自 衛 官 (警察官がその場にいない場合に限る)		自衛隊法第94条		
	知事またはその 命を受けた職員 水防管理者 (市 長)	洪水または高潮の氾濫についての避難の指 示	水防法第29条		

備考

(略)

2 避難指示の基準及び報告

(1) 避難指示

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「<u>高齢者</u> 等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域は以下の区分とする。 ただし、津波は局地的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、 想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを周知する必要がある。

(略)

(3) 避難行動要支援者への配慮

ア 避難情報の伝達

避難指示の発令の際に避難情報として伝達される「避難の指示」「避難先」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。<u>避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、</u>避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その伝達に当たっては、以下の事項に配慮する。

(略)

(5) 能代市津波避難計画

本計画に定めるもののほか、<u>能代市津波避難計画</u>に基づき、避難指示の伝達を行うものとする。

(略)

第8 避難に関する留意事項

1 避難指示の周知徹底

実施責任者は、避難指示を実施した場合は、避難指示の理由、避難先、避難上の留意事項を明確にし、防災行政無線、防災情報メール、広報車等により、市民に周知徹底する。

(略)

4 避難誘導者及び避難支援等関係者の安全確保

被災者の避難誘導等に当たる者及び避難行動要支援者の避難支援に関わる避難支援等関係者は、自らの安全を確保しつつ、<u>「津波到達時間の10分前には安全な高台に避難を完了する」という</u>避難に当たっての行動ルールを徹底して、安全かつ迅速な避難誘導等を行う。

(略)

能代市地域防災計画 第4編 津波災害対策 新旧対照表 (案)

IB		新	備考
第6節 消防・救急救助活動対策		第6節 消防・救急救助活動対策	
(mfr.)	【実施機関:消防本部、秋田海上保安部】	【実施機関:消防本部、秋田海上保安部】	
(略)		第7 防災業務従事者の安全対策	
第7 防災業務従事者の安全対策		1 「津波災害時の能代市消防団活動・安全管理マニュアル」を基にした活動を徹底する。特	
(新設)		に、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」(安	
		全な高台等へ避難するために要する時間)や「安全時間」(安全・確実に退避が完了するよ	
		<u>う、余裕を見込んだ時間)を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には</u> <u>直ちに退避すること。</u>	
(略)		(略)	

第5編 火山災害対策

第1章 火山防災と活火山

第1節 火山防災の基本理念

第1 関係機関との連携

火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、観光関係機関、学 識経験者が連携して、情報を共有し、噴火時の火山防災対策を検討する体制を整えるとともに、 関係する行政機関等が整合のとれた統一的な防災対策を進める必要がある。

特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識経験者等専門家との緊密な連携を図るものとする。

- (1) 噴火に伴って発生する現象が多岐にわたる
- (2) 長期化するおそれがある
- (3) 被害が複数の市町村又は県境を越える範囲に及ぶ
- (4) 被害や影響が広範囲かつ多方面にわたる

第2 火山防災の目標に関する基本理念

災害を可能な限り小さく抑えること、特に人的被害を抑えることを対策の最優先目標とし、必要な対策をできることから実現していくとの観点から、対策の目標とする基本理念を以下のとおりとする。

基本理念:噴火はいつか起こることを前提に(噴火は防げない)、たとえ起こっても被害を少なくするため(災害は軽減できる)、必要な対策をできるところから実行し、「火山と共生」する「防災先進地域」(災害に強いまちづくり)を目指す。

第2節 本市が留意すべき活火山

第1 概 況

活火山とは、火山噴火予知連絡会により定義された「おおむね過去1万年以内に噴火した火山 及び現在活発な噴気活動のある火山」を指し、本市に影響が想定される活火山には十和田がある。

十和田は、火山噴火予知連絡会によって選定された「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」(常時観測火山)に該当しており、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターにおいて、火山活動を24 時間体制で監視している。

本市が留意すべき活火山十和田の概要は、以下に示すとおりである。

留意すべき活火山



1 融雪型火山泥流

積雪期の噴火で高温の火砕流などが雪を融かして大量の水ができると、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で威力のある流れとして流れ下りる。

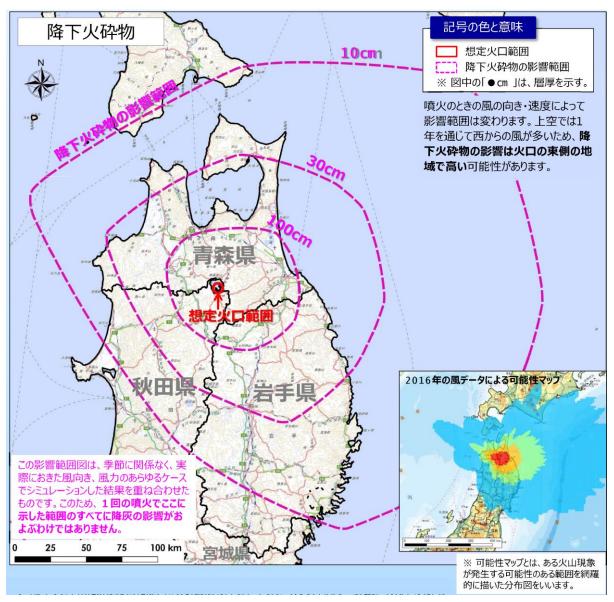


- 注)火砕流・火砕サージの影響範囲の雪が熱で融けて泥流が流れ下ることを想定している。
- 注)泥流が集まって大きな流れとなる米代川、岩木川、奥入瀬川の3つの流域(上図の太青線で囲まれる範囲)について、泥流が氾濫する可能性がある場所をピンク色で示した。
- 注) ここに示した以外の場所でも泥流の影響が生じる可能性がある。

図 融雪型火山泥流図

2 降下火砕物

噴火によって空高くあがった噴煙から火山灰や軽石などが降ってくる。風に流されて遠くまで運ばれてから落ちてくることがある。



注)降下火砕物による被害には、積もったときの厚さや重さを考えて注意すべきこと(家屋の倒壊など)と、降ってくる石や灰の大きさを考えて注意すべきこと(衝突、健康被害など)がある。

図 降下火砕物図

第2 火山災害の要因

火山活動に関連して生じる災害は多岐にわたる。その主な要因は次のとおりであり、火山防災 対策の推進において留意が必要である。

十和田により想定される火山災害は、下記のうち、融雪型火山泥流、小さな噴石・火山流(降下火砕物)となる。

主な火山災害の要因

	大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石等が、風の
عد خد ا	影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根
大きな	を打ち破るほどの破壊力を持っている。時には、火口から噴出する際の初速度が
噴石	200m/sを超える場合もあり、直径1mにもなる大きな噴石が2kmも飛んで落下する
	事例もある。過去には、火口周辺で、登山客等が大きな噴石に当たり死傷する事
	例も発生しており、事前の避難が必要である。
	火砕流は、火口から噴出、又は溶岩ドームやスコリア丘から崩落した高温の岩
	塊、火山灰、軽石等の火砕物が高温の火山ガス(空気や水蒸気等)と混合し、そ
	れらが一体となって高速で地表を流下する現象である。最も速い所では100km/h
火砕流	を超えるため、火砕流が発生してから避難していては間に合わない。また、火砕
(火砕サージ	流の温度は様々であるが、600℃以上の高温になることも多い。
を含む)	噴煙柱の崩壊によって発生する「噴煙柱崩壊型」の火砕流や、溶岩ドームの崩
	壊によって発生する「溶岩ドーム崩壊型」の火砕流などがある。また、火砕流の
	周辺には、「火砕サージ」と呼ばれる低密度の火砕物と火山ガスの流れが発生す
	ることもある。火砕サージの密度は火砕流と比較してはるかに小さいが、その威
	力は、砂嵐程度のものから建物を破壊するようなものまでさまざまである。
	噴火に伴う火砕流等の高温の噴出物が、火口付近や山腹の積雪を急速に解か
融雪型	し、発生した大量の水が周辺の火山灰、土砂等を巻き込みながら泥流化し、谷筋
火山泥流	や沢沿いをはるか遠方まで高速で流下する現象である。泥流の速度は、最も速い
/ \ P-1 1/ L-1/ IL	所では60km/hを超え、到達距離は100kmを超えることがある。積雪期の噴火時等
	には事前の避難が必要である。
	溶岩流は、火口から噴出した溶岩が粘性の高い流体として山腹斜面を流下する
	現象である。溶岩流は流下経路上の農地、林地、住宅地等を完全に埋没、焼失さ
	せる。
 溶岩流	我が国の火山は安山岩質マグマを噴出する火山が多いため、溶岩流の粘性は比
LH-NH MIR	較的高く、時間をかけて流下することから、避難することが可能である。
	過去には、大きな人的被害は発生していないが、複数の火口から同時に溶岩流
	が噴出する場合には逃げ道を失うおそれもあり、警戒が必要な火山現象の一つで
	ある。
	小さな噴石は、噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上の小さな
	ものであり、火山灰は、直径2mm未満のものである。これらを総称して降下火砕
	物という。降下火砕物は、粒径が小さいほど火口から遠方まで風に流されて降下
	する。
小さな	噴火の規模が小さい場合、噴火に伴い形成される噴煙柱は成層圏まで届かず、
噴石・	小さな噴石や火山灰は対流圏内の風に流されるが、大規模な噴火になると、噴煙
火山流	柱は成層圏に達し、高層風に流されて風下側の広範囲に降下する。
/ \ F-1	小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もある
	が、噴出してから地面に降下するまでに数分~十数分かかることから、火山の風
	下側で爆発的噴火に気付いたら屋内に退避するなどして身を守ることができる。
	降下火砕物の噴出量が10億㎡を超えるほどの規模になると、成層圏に達した火
	山灰等が地球を何度も周回し、長期にわたり地球規模で気候に影響が及ぶとも言

	われている。 火口に近いほど降下火砕物による被害は大きく、火口から遠い地域でも、大量 の火山灰の重みで建物が倒壊する場合もある。また、交通・農業をはじめ、生活 や経済活動に重大な支障を来すばかりでなく、大気中に浮遊する火山灰等により 航空機の運行に支障を来すこともある。 中緯度に位置する我が国では、噴出した小さな噴石や火山灰が偏西風に流さ
	れ、降下火砕物は火口から東側に細長く伸びる楕円を描く範囲に堆積する事例が 多い。
火山ガス	火山ガスは、マグマ中に含まれる揮発成分が噴気口や火口から噴出する現象である。噴出した火山ガスに含まれる有毒成分は生物に被害を与える。特に、二酸化硫黄(SO ₂)、硫化水素(H ₂ S)、二酸化炭素(CO ₂)等は有害で、短時間に多数の死者を出す危険性がある。
降灰後の 泥流・土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積した山腹斜面への降雨に伴い発生する。火山灰が堆積した山腹斜面では、数ミリ程度の降雨量でも発生する場合がある。 泥流の速度は最も速い所で60km/hとなり、極めて破壊的で、これまで多数の被害を発生させている。泥流の到達距離は100kmを超えることがあり、谷地形や沢に沿ってはるか遠方まで一気に流下するため大変危険である。
山体崩壊・ 岩屑なだれ	山体崩壊は、火山体を構成する降下火砕物や溶岩等が内部の噴気活動や地震等によって大規模に崩壊する現象で、岩屑なだれ(岩屑流)は、山体崩壊で崩落した大量の土砂が山腹斜面を高速で流下する現象である。山体崩壊は頻度としては少ないが、現在の科学技術では、山体崩壊の発生時期や規模を正確に予測することは極めて困難である。

第3 本市に影響のある活火山及び周辺の概況

1 十和田(御倉山)

■ 標 高:690m (カルデラ縁の最高点は御鼻部山:1,011m)

■ 位 置:北緯40度27分34秒、東経140度54分36秒(御倉山:三角点(座標:世界測地系)

■ 概 要:

先カルデラ成層火山群、十和田カルデラ、後カルデラ成層火山・溶岩ドームからなる。 約20万年前から活動を開始し、度重なる溶岩の流出と爆発的噴火によって先カルデラ 成層火山群が形成された。その後、約5万5千年前頃からカルデラ形成期に入り、それま でより規模の大きなプリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火を繰り返すようになった。比較 的規模の大きな火砕流噴火は少なくとも3回発生した。約5万5千年前には奥瀬火砕流、 約3万6千年前には大不動火砕流、約1万5千年前には八戸火砕流が発生し、これらの噴火 の結果、直径約11kmの十和田カルデラが形成された。

約1万5千年~1万2千年前の間に、カルデラ内南部において断続的な溶岩の流出と爆発的噴火が発生し、小型の五色岩火山が形成された。その後、西暦915年までの間に少なくとも8回の爆発的噴火を行い、五色岩火山の山頂部に直径3kmの中湖火口(現在2つの半島に囲まれている中湖(なかのうみ))が形成された。

また、御倉山溶岩ドームは、約7,600年前に五色岩火山北東山腹で発生したマグマ水蒸気噴火に引き続いて形成された。御門石溶岩ドームは、大部分が湖中に没しているため、その形成時期については未詳であるが、後カルデラ期を通したマグマ組成の時間変化傾向から、1万2千年前~2,800年前の間のいずれかの時期に形成されたと推定されている。

■ 最近1万年間の活動:

1万5千年前の大規模噴火によって、現在見られる十和田カルデラの原形が形成された。 カルデラ形成後、断続的な噴火活動が約4,000年間にわたって継続し、五色岩火山が形成された。その後、約1万1千年前から現在までに少なくとも8回の爆発的噴火が発生した。そのうち約7,600年前の噴火では、五色岩火山の北東山腹で噴火が発生し、マグマ水蒸気噴火に引き続いて御倉山溶岩ドームが形成された。

最新の噴火は、約1,000年前の平安時代(古文書によると西暦915 年)に発生し、プリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火による降下火砕物・火砕サージの後、火砕流(毛馬内火砕流)が発生した。

(日本活火山総覧(第4版)気象庁編より)

■ 火山活動の記録

西曆	和曆	活動記録
915年	延喜15年	軽石噴火(大湯降下軽石)と火砕流(毛馬内火砕流)。
910+	延吾19十	噴火場所は中湖

■ 観測体制

	実施期間		観測機器・観測項目
青	森	県	地震計
国	土 地 3	理 院	GNSS
東	北大	学	地震計
防災	炎科学技術	研究所	地震計
気	象	庁	地震計、GNSS、空振計、傾斜計、監視カメラ

第2章 災害予防計画

第1節 計画の方針

第1 基本方針

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、市民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけが重要である。また、火山災害発生時においては、避難所や避難路の確認など、自らができる防災活動を始め、県、市町村及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティー団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。

また、県では、起こりうる火山災害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進する「県民運動」を展開していくものとしている。

このため、市及び防災関係機関は、平時から市民に対し、「火山に関する基礎知識」、「歴史上の火山災害とその教訓」の知識と、火山災害発生時の対応などに関する防災知識の普及啓発を図るものとする。

第2節 火山防災協議会活動計画

第1 火山防災協議会の設置

内閣総理大臣は、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)として指定する。

市及び県は、活動火山対策特別措置法により警戒地域の指定があったときは、「火山防災協議会」を設置する。

火山名	県 名	市町村名			
十和田	秋田県(青森県、岩手県)	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、藤里町(青森市、弘前市、八戸市、黒石市、 五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、 藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、 中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、 三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村・ 二戸市、八幡平市)			

火山災害警戒地域の指定状況

第2 火山防災協議会の構成

火山防災協議会は、県、市町村、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体など検討に必要な様々な者により構成する。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会(コアグループ)を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備する。

第3 火山防災協議会における協議事項

火山防災協議会においては、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。

市及び県は、火山防災協議会において、噴石の降下に備え、退避壕・退避舎等の必要性について検討するほか、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握や安否確認等に資する登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。

第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定めるべき事項

- 1 市は、火山防災協議会の意見を踏まえ、地域防災計画において、次の事項について定める。
 - (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項
 - (2) 火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項
 - (3) 噴火警戒レベルの運用による避難指示等、避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項
 - (4) 避難場所及び避難方向に関する事項
 - (5) 火山現象に係る避難訓練に関する事項
 - (6) 救助に関する事項
 - (7) その他必要な警戒避難体制に関する事項

- 2 市は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設(以下「避難促進施設」という。)について、名称及び所在地を市地域防災計画に規定する。
- 3 市は、避難促進施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の 確保が図られるよう、市地域防災計画に火山現象の発生及び推移に関する情報、予報並びに警 報等の伝達方法等を定める。

第3節 防災訓練計画

【実施機関:各機関】

第1 訓練項目

市及び各防災関係機関は、次の訓練を計画的に実施する。

1 通信情報連絡訓練 2 職員非常招集訓練 3 自衛隊災害派遣要請訓練

4 避難訓練 5 消防訓練 6 避難指示訓練

7 上空・地上偵察訓練 8 救出・救助訓練 9 水防訓練

10 医療救護訓練 11 交通規制訓練 12 施設復旧訓練

第2 各訓練項目において留意すべき点

市は、災害に対する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

1 通信情報訓練

災害により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、非常無線等その他の手段を用いた通信訓練を実施すること。

2 職員非常招集訓練

火山災害を想定し、非常招集訓練を実施すること。

3 避難情報訓練

災害により各現象が発生のおそれがあると認められる場合や発生した場合を想定し、地域 住民等に対する避難情報を発令する訓練を実施すること。

4 上空・地上偵察訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、県等と連携したヘリコプターによる上空偵察 訓練や車両等による地上からの偵察訓練を実施すること。

5 避難訓練及び救出・救助訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、住民の避難訓練を実施すること。また、火山噴火による降灰や噴石等により、避難が困難となった場合を想定した、住民・登山者等の救出・救助訓練を実施すること。

6 医療救護訓練

災害により多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施すること。

7 施設復旧訓練

災害によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

第4節 防災情報の収集・伝達計画

【実施機関:各機関】

第1 情報収集、連絡体制

1 情報収集体制の整備

噴火警報等を迅速かつ確実に関係機関、住民等に伝達する体制を整備するとともに、火山 活動に関する異常現象が、発見者から市、警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらか じめ住民等に周知徹底する。

2 情報収集・伝達ルートの確立

県総合防災情報システム、県情報集約配信システム(情報の架け橋)、携帯電話メールシステム、緊急告知FM ラジオ、衛星携帯電話等、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。

第2 噴火警報等

気象庁は、県、市、報道機関等を通じて、噴火警報等の防災情報を住民に適時、適切に提供するため、伝達体制の整備を図る。

1 噴火警報·噴火予報

仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

なお、噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

2 噴火警戒レベル

仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の県は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

(1) 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

(県内対象火山:秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山)

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別	噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれ	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生、あるいは切迫している状態にある。
警報	又は 噴火警報	より火口側	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生すると予想される(可能性 が高まってきている)。
## +D	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を 及ぼす(この範囲に入った場合には 生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あ るいは発生すると予想される。
警報	又は 火口周辺警報	火口から少し離れ た所までの火口周 辺	れ レベル2 に入った場合には	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等が見られる(この範 囲に入った場合には生命に危険が 及ぶ)。

(2) 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

(県内対象火山:十和田、八幡平)

種別	名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況	
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域 厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生、あるいは発生すると予想 される。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺 火口から少し離れ た所までの火口周	入山危険 	居住地域の近くまで重大な影響を 及ぼす(この範囲に入った場合には 生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あ るいは発生すると予想される。 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲 に入った場合には生命に危険が及	
		辺		ぶ) 噴火が発生、あるいは発生する と予想される。	
予報	噴火予報	火口内等	活火山であるこ とに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等が見られる(この範 囲に入った場合には生命に危険が 及ぶ)。	

(3) 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等

(3) 慣八言報、	関外了報以外の外田現象に関する了報・情報等
種 類	内 容
	仙台管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを
	端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。
	噴火速報は以下のような場合に発表する。
	・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
	・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き
噴火速報	上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※
	・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があ
	ると判断した場合
	※噴火の規模が確認できない場合は発表する。
	なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用してい
	るデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。
	火山の状況に関する解説情報(臨時)
	仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達してい
	ない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような
	状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒
	レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断
火山の状況	した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、
に関する	「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。
解説情報	火山の状況に関する解説情報
	仙台管区気象台が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低
	い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は
	低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があ
	ると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
	気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。
	① 降灰予報(定時)
	・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が
	予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。
	・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小
	さな噴石の落下範囲を提供。
	② 降灰予報(速報)
	・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適
	なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表
	・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範
	囲を提供。
	※1:降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要と
降灰予報	なる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報(定時)
	が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測さ
	れた降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
	③ 降灰予報(詳細)
	・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計
	算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表。
	・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰
	開始時刻を提供。
	※2:降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要と
	なる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 降灰予報 (定時)
	が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測さ
	れた降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報(速報)
	を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。

火山ガス	仙台管区気象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放
予報	出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。
火山活動	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等
解説資料	について解説するため、臨時及び定期的に発表する。
月間火山	前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上
概況	旬に発表する。
噴火に	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・
関する	噴煙の流れる報告・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお
火山観測報	知らせするために発表する。

第3 火山防災マップの作成・周知

市及び関係機関は、市地域防災計画に基づき、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民・登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した「火山ハザードマップ」に避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民・登山者等に防災上必要な情報を付加した「火山防災マップ」を作成し、住民に配布するとともに、観光関係機関等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。

第5節 農林漁業災害予防計画

【実施機関:農林水産部】

第1 計画の方針

- 1 火山災害における農林水産関係の被害を最小限に防止するため、噴火警報等及び気象警報 ・注意報等の迅速な伝達を図るととともに、予防技術対策の充実と普及を進める。
- 2 市は、予防技術対策の充実を図るとともに、農林水産業団体、農林水産業者等に対し周知 徹底を図る。

第2 火山噴出物対策

1 農地

噴出物の農地への流入を防止するため、応急対策として取水口付近に沈殿池等を設ける。

2 稲作

用水の酸性化による障害を防止するため、取水口付近に沈殿池を設け硫化鉄を沈殿させ、 用水がPH6.5以下の場合は、取水源において石灰中和を図る。

3 果樹

- (1) 枝や葉に付着した火山灰は水で洗い流し、同化作用の低下を防ぐ。
- (2) 土壌の酸性を弱めるため、炭酸カルシウム等を10a当たり100~200kg散布する。

4 野菜、花き

- (1) トンネル被覆やべたかけ被覆等により降灰を防ぐ。
- (2) 火山灰は動力噴霧機等で洗浄し、炭酸カルシウム等を10a当たり100~200kg散布する。
- (3) ハウスのビニールに付着した灰は水で洗い流す。

5 家畜

- (1) 降灰中は家畜を舎飼いし、火山灰を被らない牧草等の粗飼料を給餌する。
- (2) 火山灰を被った牧草は再生草の生育を早めるため、早期に収穫を行う。 降灰量が少なく降雨がない場合はスピードダスター等により灰をふるい落としてから利用 する。
- (3) 放牧する場合は、10mm以上の降雨後、火山灰が流されたことを確認してから行う。
- (4) 飲雑用水が著しく酸性 (PH5.8以下) の場合は地下水等を利用する。
- (5) 牧草地には、土壌の酸性化を抑制するため炭酸カルシウム等を10a 当たり100 kgを基準に散布する。

6 内水面養殖業

- (1) 水質測定を行い、PH6.5 以上を維持する工夫を行う。
- (2) 養魚池等にビニール等を使用して降灰害を防ぐよう努める。

7 林地

噴出物が下流域に流出し、これによる二次災害の発生を防止するために、治山ダム工事等 を施工する。

第6節 火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等

【実施機関:総務部】

第1 計画の方針

火山災害は、①噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること、②長期化するおそれがあること、③被害が複数の市町村に及ぶこと、④被害や影響が広範囲かつ多方面にわたること等の特徴を持っており、国、県、市町村、防災関係機関、観光関係機関及び学識経験者等は、連携体制を構築して情報を共有し、噴火時の火山防災対策を検討する体制を整えておく必要がある。

したがって、火山災害対策を総合的、計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を確立する指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、科学的な調査研究の推進を図る。

第2 調査研究

国、県、市町村及び防災関係機関等は、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。

	調査項目	
	① 災害想定に関する調査研究	
はは、江香りと目はナフ部木がか	② 火山活動に関する調査研究	
火山活動に関する調査研究	③ 火山噴火予知に関する調査研究	
	④ その他必要な調査研究	
	① 避難に関する調査研究	
[4] [1] [1] [1] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2	② 火山活動の長期化に起因する災害に関する調査研究	
火山防災対策に関する調査研究	③ 二次災害に関する調査研究	
	④ その他必要な調査研究	

第3 火山観測体制の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することなどが重要であることから、関係機関は、火山監視観測の充実等の促進に努め、既存の観測網の適正な維持管理を行う。

第3章 災害応急対策計画等

第1節 噴火警報等の伝達計画

【実施機関:各機関】

第1 計画の方針

- 1 噴火警報等及び気象警報・注意報等並びに災害が発生するおそれがある異常な現象に係る 伝達、通報等を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、噴火警報等及び気象警報・注意報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施期間

実施機関	活動の内容
県	噴火警報等及び気象警報・注意報等の市町村等に対する伝達
市	1 噴火警報等及び気象警報・注意報等の周知
1 1	2 火災警報の発表
県警察本部	噴火警報の市町村に対する伝達
東北地方整備局	
(秋田河川国道事務所)	噴火警報等及び気象警報・注意報等の関係機関に対する周知
東日本電信電話 (株)	噴火警報及び気象警報の市町村に対する伝達
仙台管区気象台及び	1 噴火警報等及び気象警報・注意報等の発表
秋田地方気象台	2 噴火警報等及び気象警報・注意報等の関係機関に対する通知
日本放送協会秋田放送局	
(株) 秋田放送	
秋田テレビ (株)	噴火警報等及び気象警報・注意報等の放送
秋田朝日放送 (株)	
(株)エフエム秋田	

第3 噴火警報等の種類と発表基準

1 噴火警報等の発表

火山に異常な兆候又は現象が生じた場合、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターは 観測データに基づき噴火警報等の火山に関する情報を発表する。県及び市町村は、この噴火 警報等を防災関係機関等へ伝達するとともに、報道関係機関の協力を得て住民に周知するよ う努める。

2 対象火山

十和田

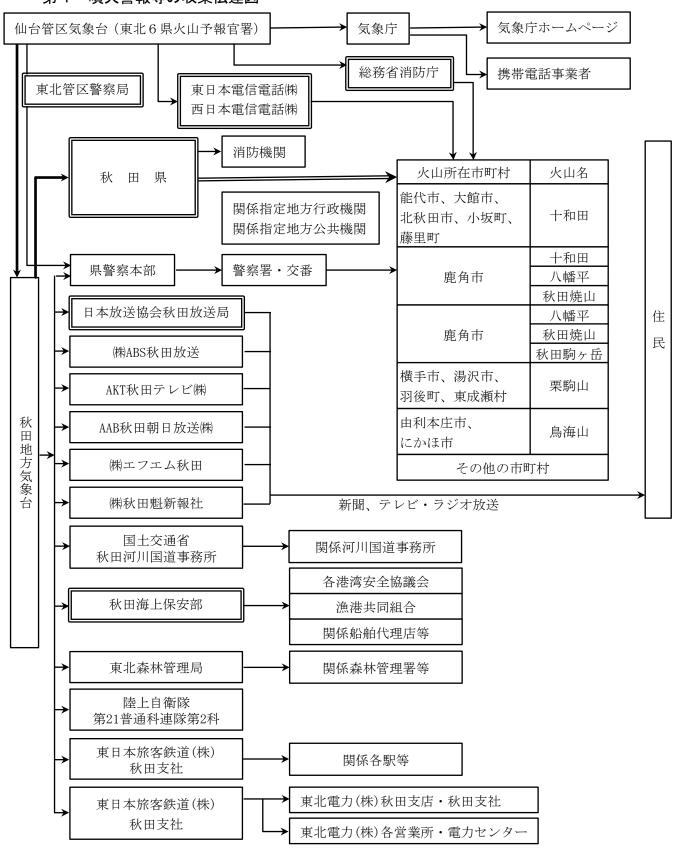
3 噴火警報等の種類と発表基準

◎ 第2章第4節「防災情報の収集・伝達計画」参照

4 噴火警報等の受領・伝達

噴火警報等は気象台から県に対して速やかに通知されるものとし、噴火警報等を受領した 県は市町村及びその他の関係機関に対して直ちに伝えるものとする。

第4 噴火警報等の収集伝達図



- 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
- 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
- 注)太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限る。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路

第2節 噴火警報等の伝達計画

【実施機関:各機関】

第1 避難の実施及び解除

1 避難の実施

市長は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が及びおそれがある場合には、噴火警報等(噴火警戒レベルを含む)に基づき、住民等に対し避難を指示し、避難計画に従って住民等の事前避難を実施する。県は、市長から要請があった場合は、必要に応じ自衛隊又は近隣市町村等の協力も得て、住民等の避難に協力する。

2 警戒区域等の設定

市長は、住民等の安全を確保するため、噴火警報等(噴火警戒レベルを含む)に基づき、 警戒区域を設定して立入りを制限又は禁止する。

3 避難の解除

市長は、噴火警戒等(噴火警戒レベルを含む)により危険が去ったと判断したときは、避難の勧告・指示又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

避難情報の解除にあたっては、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。

第2 広域的な避難対策

避難に関し、市又は県の区域を超えた広域的な避難が必要な場合の調整については、第2編(一般災害対策)の第3章第4節「相互応援」によるものとする。

第3 避難救助

火山災害発生時における救助活動については、第2編(一般災害対策)の第3章第11節「消防・救助救急活動対策」によるものとする。

第3節 継続災害への対応

【実施機関:各機関】

第1 避難計画

1 基本方針

- (1) 県及び市は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民等に伝達するための体制を整備する。
- (2) 市は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた対策を行う。
- (3) 市は、避難生活が長期化した場合は、必要に応じ火山活動状況を勘案しながら、避難者の避難指示対象区域・警戒区域への一時入域を実施する。

2 避難対策

県及び市等は火山災害が長期化した場合は、土石流等二次災害の発生から住民等を守るため、次の対策を講じる。

(1) 情報伝達体制

- ア 噴火警報等及び気象警報・注意報等の情報伝達体制の整備
- イ 土石流等二次災害に関する警報等の意味、必要性及び判断体制等についての、住民に 対する啓発・周知

(2) 避難体制

- ア 火山監視体制の強化
- イ 避難誘導体制の強化
- ウ 状況に応じた避難情報の発令、警戒区域の設定、変更
- エ 住民への避難情報の通報体制の整備

(3) 一時的な避難施設の確保

土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の確保に努める。

3 避難指示対象区域・警戒区域の一時入域計画

- (1) 市は、避難指示対象区域又は警戒区域の一時入域を実施する際には、火山活動の状況を十分に考慮して実施することとし、入域者の安全対策について万全を期するものとする。
- (2) 一時入域の実施に当たって、町は必要に応じ県に助言を求め、県は、学識経験者及び関係機関等と協議し、市長に対し助言を行う。
- (3) 市は、避難指示対象区域又は警戒区域への一時入域について次の点に配慮した計画をあらかじめ策定する。
 - ア 住民等からの要望の集約方法及び集約体制
 - イ 判断体制
 - ウ 安全確保のための防災関係機関との連携体制
- (4) 市は、関係機関と連携し、避難指示対象区域又は警戒区域への計画外の入域を防ぐ手段を講じる。

第2 安全確保対策

1 基本方針

県及び市は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、土石流対策等適切な安全確保策 を講ずるものとする。

また、火山活動が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、土地の嵩上げ等による住宅の安全対策、道路の迂回・高架等、発生直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

2 安全確認対策

(1) 土石流、火山泥流等の安全確保対策

土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の確保に努める。

- ア 火山の活動状況、危険区域等の関係機関への迅速な情報提供等、警戒避難に対する監 視体制の整備
- イ 噴火警報等及び気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- ウ 的確な警戒避難体制を敷くための体制整備

(2) 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保等

- ア 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保・あっせん
- イ 居住性やプライバシーの保護に考慮した避難施設の設置

(3) 火山灰対応対策

- ア 降灰にかかわる風向・風速情報の収集、伝達
- イ 降灰による住民等に対する健康影響調査

(4) 防疫活動

- ア 防疫、保健衛生計画に基づく被災現場、浸水家屋等への消毒等
- イ 廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の処理

第3 被災者の生活支援計画

1 基本方針

県及び市は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

2 生活支援対策

- (1) 生活資金の貸し付け等生活安定のための支援
- (2) 住宅再建時の助成及び資金の貸し付け等の支援
- (3) 家屋の応急修理、火山灰除去作業の支援
- (4) 事業の維持、再建への支援
- (5) 職業訓練、就職奨励等の再就職と雇用の安定への支援

第4節 施設管理者の災害復旧計画

【実施機関:各機関】

第1 計画の方針

火山災害の復旧に当たっては、被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 計画の留意

県及び市等は、災害応急対策計画を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれ が管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。

災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとすること。
- (2) 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
- (3) 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
- (4) 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
- (5) 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携をすること。
- (6) 火山活動に伴う二次的な土砂災害等に対する安全性に配慮した、復旧活動を図ること。

第1章 災害復旧計画 第1節 市民生活安定のための緊急措置 第1節 市民生活安定のための緊急措置 第7 住宅資金の貸付等 (総) (実施機関:総務部、市民福祉部、環境産業部) 第7 住宅資金の貸付等 被災住宅の再侵等のための貸付等については、以下の辿りである。 (実施機関:総務部、市民福祉部、環境産業部) 1 災害復興住宅融資(建設) 1 災害復興住宅融資(建設) 1 災害復興住宅融資(建設) 支援の内容 (1) 自然現象により年じた災害まただ自然現象以外の展開による災害のうち、強盗行政法人住宅施皮装機構(以下「住宅金融皮装機構)という。)が個別に指定する災害により施井を受けた住宅の所存者又は調情者が、住宅を建設する場合に受けられる砂質 (2) 砂質が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の水面積が13 が、住宅を建設する場合に受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の水面積が13 が、住宅を建設する場合に受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の水面積が13 が、住宅を建設する場合には、保証金融支援機構(の定める基準を満たすことが必要 (4) 融資の目から3年間の元金援便期間を設定でき、据便期間を設定すると販済期間が出まれませる。 (3) 融資対象となる住宅は、保証金融を支援機構に確認が必要 (4) 融資の活済期間に保証する。 (4) 融資の活済間によりできたができる。 ア 配資限度額 (2) 産業の関連額 (IB	新
(略) 第7 住宅資金の貸付等 被災住宅の再建等のための貸付等については、以下の通りである。 1 災害復興住宅融資 (建設) 支援の内容 (1) 自然現象により生じた災害または自然現象以外の原因による災害のうち、独立行政法人住宅企融支援機構(以下「住宅企融支援機構」という。)が個別に指定する災害により変害を受けた住宅の所有者が、住宅を提設する場合に受けられる融資 (2) 融資が繋となる住宅は、原則として1戸当たりの住宅部分の床面横が13	第1章 災害復旧計画	第1章 災害復旧計画
(略) 第7 住宅資金の貸付等 被災住宅の再建等のための貸付等については、以下の通りである。 1 災害復興住宅融資 (建設) 支援の内容 (1) 自然現象により生じた災害または自然現象以外の原因による災害のうち、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「住宅金融支援機構)という。)が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を書設する場合に受けられる配資 (2) 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13 所以上175㎡以下の住宅 (3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 (4) 融資の目から3年間の元金組置期間を設定でき、船置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 ア 融資限度額 基本配資 特例加算(一般分) 土地取得費 整施費 1,460万円 970万円 380万円 イ 返済期間:35年または25年(構造による。基本融資以外は、抜本融資の返済期間に同じ、)	31節 市民生活安定のための緊急措置	第1節 市民生活安定のための緊急措置
被災住宅の再建等のための貸付等については、以下の通りである。		
文書復興住宅融資(建設) 支援の内容	57 住宅資金の貸付等	第7 住宅資金の貸付等
支援の内容	被災住宅の再建等のための貸付等については、以下の通りである。	被災住宅の再建等のための貸付等については、以下の通りである。
ち、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「住宅金融支援機構」という。)が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資 (2) 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13 ㎡以上175㎡以下の住宅 (3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 (4) 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 ア 融資限度額	1 災害復興住宅融資(建設)	1 災害復興住宅融資(建設)
	ち、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「住宅金融支援機構」という。)が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資 (2)融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が1mが以上175m以下の住宅 (3)融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 (4)融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定する。返済期間を延長することができる。ア融資限度額 基本融資 特例加算(一般分) 土地取得費 整地費 1,460万円 450万円 970万円 380万円 イ 返済期間:35年または25年(構造による。基本融資以外は、抜本融資の返済期間に同じ。)ウ金 利:住宅金融支援機構に確認が必要 対象者 (1)本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した目の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。(住宅が「大規格	ち、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「住宅金融支援機構」という。)が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者又は居住者が、住宅を建設する場合に受けられる融資 (2)融資を受けられる住宅は、居住室、台所及びトイレが備えられている必要がありますが、床面積の制限はありません。 (3)融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 (4)融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 ア融資限度額 <u>融資限度額</u> <u>土地を取得する場合</u> <u>土地を取得しない場合</u> <u>3,700万円</u> イ返済期間:「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数以内で選択ウ金利:住宅金融支援機構に確認が必要 対象者 (1)本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「り炎証明書」の発行を受けたものが対象となる。(住宅が「大規模
	2 災害復興住宅融資(新築購入、リ・ユース購入)	2 災害復興住宅融資(新築購入、リ・ユース購入) (令和3年10月現在)
	支援の内容 (1) 自然現象により生じた災害または自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の有者が、新築住宅、リ・ユース住宅(中古住宅)を購入する場合に受けれる融資 (2) 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が、50㎡以上(マンションの場合40㎡以上)175㎡以下の住宅で、1戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要 (3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 (4) 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定する。返済期間を延長することができる。ア 新築住宅	有者又は居住者が、ご自分若しくはり災した親等が居住するための住宅またはり災した他人(親族等)に無償で貸すための住宅を購入する場合に受けられる融資 (2)融資を受けられる住宅は、居住室、台所及びトイレが備えられている必要がありますが、床面積の制限はありません。 (3)融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要

1	IB	新	備考
対象者	(ア)融資限度額 <u>基本融資</u> 特例加算 (一般分) 土地取得費 1,460万円 970万円 (イ)返済期間:35年または25年 (構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ。) (ウ)金 利:住宅金融支援機構に確認が必要 イ 中古住宅 (ア)融資限度額 <u>基本融資</u> 特例加算 (一般分) 土地取得費 1,460万円または1,160万円 970万円 (イ)返済期間:35年または25年 (融資タイプ・構造による。) (ウ)金 利:住宅金融支援機構に確認が必要 (1)本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。(住宅が「大規模半壊」または「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも、一定の条件を満たす場は、対象となる。) 住宅金融支援機構	新 ア 融資限度額	· 偏考
		」 3 災害復興住宅融資(補修)	
3 災害復興	住宅融資(補修)	3	
支援の内容	(1) 自然現象により生じた災害または自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資 (2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 (3) 融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる(ただし、返済期間は延長できない。)。ア融資限度額 <u>基本融資</u> <u>整地費</u> <u>引方移転費用</u> 640万円	支援の内容	
対 象 者	(1) 本人が居住するために住宅を補修する者で、住宅に10万円以上の被害を 受け、「 <mark>罹災</mark> 証明書」の発行を受けたものが対象となる。	ウ 金 利:住宅金融支援機構に確認が必要 対 象 者 (1)本人が居住するために住宅を補修する者で、「り災証明書」の発行を受	
問合せ先	住宅金融支援機構	対 家 有 (1) 本人が居住するために住宅を補修する有 C、「 <mark>サ火</mark> 証明書」の発行を支 けたものが対象となる。	
(略)		問合せ先 住宅金融支援機構	
5 生活福祉	資金貸付制度による貸付(住宅の補修等)	5 生活福祉資金貸付制度による貸付(住宅の補修等)	
支援の内容	(1) 災害 <u>により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な</u> 経費 を貸し付けるもの ア 貸付限度額:250万円(目安) イ 貸付利率:無利子(連帯保証人を立てた場合)、年1.5%(連帯保証 人を立てない場合) ウ 据置期間:6か月以内 エ 償還期間:7年以内(目安)	支援の内容 (1) 災害により被害を受けた住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受け に必要な経費を貸し付けるもの ア 貸付限度額:250万円(目安) イ 貸付利率:無利子(連帯保証人を立てた場合)、年1.5%(連帯保証 人を立てない場合) ウ 据置期間:6か月以内 エ 償還期間:7年以内(目安)	

	III		新	備考
対 象 者	(1) 低所得世帯、障がい者または高齢者世帯 <u>(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)</u> ※ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世	対象者	(1) 低所得世帯、障がい者または高齢者世帯 ※ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世	
	帯は適用除外		帯は適用除外	
問合せ先	県、市(市民福祉部)、社会福祉協議会	問合せ先	県、市(市民福祉部)、社会福祉協議会	
(略) 8 地滑り等	等関連住宅融資	(略) 8 地滑り等	等関連住宅融資	
支援の内容対ますさ(略)	(1) 地滑りや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資するもの (2) 融資の対象となる地滑り等関連住宅には主に次のタイプがある。 ア 地滑り関連住宅 地滑り等防止法の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋、または関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋 イ 土砂災害関連住宅 土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋(3)融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ア 移転資金、建設資金または新築住宅の購入(ア)融資限度額 核転資金、建設資金または新築住宅の購入(ア)融資限度額 大地取得資金	支援の内容 教 者 問合せ先 (略)	(1) 地滑りや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資するもの (2) 融資の対象となる地滑り等関連住宅には主に次のタイプがある。 ア 地滑り関連住宅 地滑り等防止法の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋、または関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋 イ 土砂災害腎連化学 土砂災害腎連化学 土砂災害腎連化学 土砂災害腎連化学 土砂災害皆被区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による制告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋・ウ 密集市街地関連住宅 防火地域、準防火地域又は特定防火地域の内にある老朽化した木造の延焼等危険建築物 (3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ア 融資限度額 (ア)移転資金または建設資金の場合	

第9 生活資金等の貸付

(略)

新項

1 生活福祉資金の貸付

(略)

(2)貸付金の種頼

生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付(福祉費)、 災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付(緊急小口 資金)がある。

旧

	福 祉 費	緊急小口資金
貸付限度額	150万円(目安)	10万円
貸付利率	連帯保証人を立てた場合 : 無利子 連帯保証人をたてない場合: 年1.5%	無利子
据置期間	6か月以内	2か月以内
償還期間	7年以内(目安)	<u>8</u> か月以内

このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(略)

第2節 農林漁業関係対策

【実施機関:環境産業部】

(略)

2 林業関係

- (1)造林資金(復旧造林、樹苗養成施設)
- (2) 林道資金
- (3)農林漁業セーフティネット資金
- (4) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設:災害復旧)
- 3 漁業関係
- (1) 漁業基盤整備資金
- (2) 漁船資金
- (3) 農林漁業セーフティネット資金
- (4)農林漁業施設資金(主務大臣指定施設:災害復旧)
- 第3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30 年法律第136号)(以下「天災融資法」という。)による融資
- 1 支援の内容

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災(暴風雨、豪雨等)による被害を受けた農林水産業者に農協系統金融資金や銀行用に利子補給を行い、再生産確保のため必要な経営資金を融資する制度である。

天災融資法

		CIDA D CITA		
	<u>融資</u> 限度額	①または②	②のうちどちらか仮	低い金額
		①損失額の%	②万	<u>円</u>
区分		<u> ①損犬領の物</u>	個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	<u>55</u>	500	2, 500
辰未白	一般農業者	45	200	2,000

第9 生活資金等の貸付

(略)

1 生活福祉資金の貸付

(略)

(2)貸付金の種頼

生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付(福祉費)、 災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付(緊急小口 資金)がある。

新

	福 祉 費	緊急小口資金
貸付限度額	150万円(目安)	10万円
貸付利率	連帯保証人を立てた場合 : 無利子 連帯保証人をたてない場合: 年1.5%	無利子
据置期間	6か月以内	2か月以内
償還期間	7年以内(目安)	<u>12</u> か月以内

このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(略)

第2節 農林漁業関係対策

【実施機関:農林水産部】

備考

(略)

2 林業関係

(1) 林業基盤整備資金

- (2)農林漁業セーフティネット資金
- (3) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設:災害復旧)

3 漁業関係

- (1) 漁業基盤整備資金
- (2) 農林漁業セーフティネット資金
- (3) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設:災害復旧)

第3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)(以下「天災融資法」という。)による融資

1 支援の内容

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災(暴風雨、豪雨等)による被害を受けた農林水産業者に農協系統金融資金や銀行用に利子補給を行い、再生産確保のため必要な経営資金を融資する制度である。

(1) 天災融資法

災害経営資金

	<u> </u>				
		<u>経営資金</u>	(万円)_		
<u>項</u> 目		個人	法人		
典光学	果樹栽培者・家畜等飼養者	500	2, 500		
農業者	一般農業者	200	2,000		

新項	旧						
	林業者		<u>45</u>	200	2,000		
		漁具購入資金	<u>80</u>	5,000	5,000		
	漁業者	漁船建造・取得資金	<u>80</u>	500	2,500		
	(思来有 	水産動植物養殖資金	<u>50</u>	500	2,500		
		一般漁業者	<u>50</u>	200	2,000		

<u>災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通</u>常の天災資金より貸付条件が緩和される。

激甚災害法

	<u>融資</u> 限度額	①または②のうちどちらか低い金額				
		①担告每页0/	②万円			
区 分		①損失額の%	個人	法人		
農業者	果樹栽培者·家畜等飼養者	<u>80</u>	600	2,500		
反 未日	一般農業者	<u>60</u>	250	2,000		
林業者		<u>60</u>	250	2,000		
	漁具購入資金	<u>80</u>	5,000	5,000		
漁業者	漁船建造・取得資金	<u>80</u>	600	2,500		
(思来有	水産動植物養殖資金	<u>60</u>	600	2,500		
	一般漁業者	<u>60</u>	250	2,000		

貸付利率、償還期限

資格 者	貸付利率	償還期限
(1)被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内
(2)被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	<u>5</u> 年、 <u>6</u> 年以内
(3)特別被害農林漁業者	3.0%以内	<u>6</u> 年以内

(略)

(新設)

		新			
	林業者		200	2,000	
		漁具購入資金	5,000	5, 000	
漁業者	海坐耂	漁船建造・取得資金	500	2, 500	
	你未 有	水産動植物養殖資金	500	2, 500	
		一般漁業者	200	2,000	

備考

※事業資金は単協2,500万円、連合会5,000万円、利率6.5%以内、償還期限3年以内

貸付利率、償還期限

<u>資格 者</u>	貸付利率	償還期限
(1)被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内
(2)被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内
(3) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内

※貸付利率、償還期限及び貸付限度額は、天災の指定の都度、国の政令等で定められる。

(2) 激甚災害法

災害経営資金

	<u> </u>	<u> </u>	
		経営資金	(万円)_
<u>項</u> 且		個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	600	2, 500
	一般農業者	250	2,000
林業者		250	2,000
	漁具購入資金	5,000	5,000
漁業者	漁船建造·取得資金	600	2, 500
	水産動植物養殖資金	600	2, 500
	一般漁業者	250	2,000

※事業資金は単協5,000万円、連合会7,500万円、利率6.5%以内、償還期限3年以内

貸付利率、償還期限

資格 者	貸付利率	償還期限
(1)被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内
(2)被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	<u>6</u> 年、 <u>7</u> 年以内
(3) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	<u>7</u> 年以内

※貸付利率、償還期限及び貸付限度額は、天災の指定の都度、国の政令等で定められる。

(略)

第3 農業経営相談所による営農再開に向けた支援

農業経営相談所(農業公社及び各地域振興局農林部のサテライト窓口)は、被災農業者が速や かな経営再開ができるよう、営農再開に係る資金融資制度、復旧補助事業の情報提供や、栽培技 術等の相談活動を実施するほか、必要に応じて専門家による個別訪問により相談活動を実施す る。

第3節 中小企業関係対策

【実施機関:環境産業部】

第1 基本方針

市及び県は、災害時の被災中小企業者に対し、速やかな事業復興と経営の安定化を図るための対策を講ずる。

また、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を実施し、国に対しても要望する。

(略

第6節 激甚災害の指定に関する計画

【実施機関:各部局、防災関係機関】

(略)

第6 激甚災害に対する援助措置

1 激甚災害法に基づく主要な適用措置(激甚災害指定基準による指定:本激) 激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

公共土木施設	災害復旧事業等に	こ関する特別の財政援助
	《生作川東光	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公
	災害復旧事業	共土木施設の災害復旧事業
		上記の公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分
公共土木施設		な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共
	復旧事業関連事業	土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設
		または改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの。
		(道路、砂防を除く)
公立学校施設	災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学
五五十尺旭队	火日及山	校の施設の災害復旧事業
公営住宅	災害復旧事業	公立住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅及び同施
五百 L L	火日及山	設の建設または補修に関する事業
		生活保護法第40条(地方公共団体が設置するもの)または第41条
生活保護施設	災害復旧事業	(社会福祉法人または日赤が設置するもの)の規定により設置され
		た保護施設の災害復旧事業
児童福祉施設	災害復旧事業	児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された
70至旧压/尼队	人口区市于水	児童福祉施設の災害復旧事業
老人福祉施設	災害復旧事業	老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム、及び
2, 114 12, 25	八百灰市手术	特別養護老人ホームの災害復旧事業
身体障害者	災害復旧事業	身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により、県ま
更正援護施設	X L X L	たは市町村が設置した身体障害者更正援護施設災害復旧事業
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第
		79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定
障害者支援施	We also we also site	により都道府県または市町村が設置した障害者支援施設、地域活動
設等	災害復旧事業	支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス(同法第5条第
		7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第
		13項に規定する就労移行支援または同条第14項に規定する就労継続
		支援に限る。) の事業の用に供する施設の災害復旧事業
婦人保護施設	災害復旧事業	売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害
/·IP/ VINI又 //巴IX	八口以口丁木	復旧事業

第3節 中小企業関係対策

【実施機関:環境産業部】

第1 基本方針

市及び県は、災害時の被災中小企業者に対し、速やかな事業復興と経営の安定化を図るための対策を講ずるとともに、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速か<u>つ適切に把握できる体制の整備に努める。</u>

また、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を実施し、国に対しても要望する。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

【実施機関:各部局、防災関係機関】

(略)

第6 激甚災害に対する援助措置

1 激甚災害法に基づく主要な適用措置(激甚災害指定基準による指定:本激) 激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

《中华旧古光丛》	ᆲᆉᄀᆉᇚᇝᇝᆉᅜᅜᇝ
以舌復旧事業寺に	
《宝街口重業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公
火日及口ず木	共土木施設の災害復旧事業
	上記の公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分
	な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共
復旧事業関連事業	土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設
	または改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの。
	(道路、砂防を除く)
《中华四本类	公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学
災害復旧争業	校の施設の災害復旧事業
//	公立住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅及び同施
災害復旧事業	設の建設または補修に関する事業
	生活保護法第40条(地方公共団体が設置するもの)または第41条
災害復旧事業	(社会福祉法人または日赤が設置するもの) の規定により設置され
	た保護施設の災害復旧事業
災害復旧事業	児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された
	児童福祉施設の災害復旧事業
// //	老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム、及び
災害復旧事業	特別養護老人ホームの災害復旧事業
// 	身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により、県ま
災害復旧事業	たは市町村が設置した身体障害者社会参加支援の施設災害復旧事業
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第
	79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定
	により都道府県または市町村が設置した障害者支援施設、地域活動
災害復旧事業	支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス(同法第5条第
人口及由于水	7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第
	13項に規定する就労移行支援または同条第14項に規定する就労継続
	支援に限る。)の事業の用に供する施設の災害復旧事業
mala mana da seri	売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害
災害復旧事業	復旧事業
	災害復旧事業 災害復旧事業 災害復旧事業 災害復旧事業 災害復旧事業 災害復旧事業

	IH	·	新
指定医 災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定
写等	により設置された感染症指定医療機関の災害復旧事業	療機関等	により設直された感染症指定医療機関の災害復旧事業
and a management of the same	激甚災害のため感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関	D.VI. alama Blanka Mir	激甚災害のため感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関
上 症予防事業	する法律第58条の規定による県または市の支弁に係る感染症予防事	感染症予防事業	する法律第58条の規定による県または市の支弁に係る感染症予防事
	莱		莱
	1 公共施設の区域内の排除事業		1 公共施設の区域内の排除事業
	激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法(政令)に		激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法(政令)に
	定めた程度に達する泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方		定めた程度に達する泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方
	公共団体またはその機関が施行するもの		公共団体またはその機関が施行するもの
積土砂排除事業	2 公共施設の区域外の排除事業	堆積土砂排除事業	2 公共施設の区域外の排除事業
	激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所		激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所
	に集積されたものまたは市町村長が、これを放置することが公益		に集積されたものまたは市町村長が、これを放置することが公益
	上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事		上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事
	莱		業
	激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の区域		激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の区域
	について浸水区域について浸水面積が、引き続き1週間以上にわた	たん水排除事業	について浸水区域について浸水面積が、引き続き1週間以上にわた
	り30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行		り30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行
	するもの。	## # J, # # J = BB 7 * + B1 8 * -	するもの。
林水産業に関する特別の助成		農林水産業に関する特別の助	
	この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧		この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧
	事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業に		事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業に
林水産の災害復旧事業に係る	ついて、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に	農林水産の災害復旧事業に係	る。同点な法律(NT工「転点法・しいる」)第9名第1番の相合に
助の特別措置	関する法律(以下「暫定法」という。)第3条第1項の規定に	補助の特別措置	⁽³⁾ 関する法律(以下「暫定法」という。)第3条第1項の規定に
	より補助する額、関連事業については通常補助する額を、それ		より補助する額、関連事業については通常補助する額を、それ
	ぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率により 出しばれるい世界よる。		ぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率により
	嵩上げを行い措置する。		嵩上げを行い措置する。
壮 业	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置	典	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置
林水産業行動利用施設	法の特定を定め、1箇所の工事費用が政令で指定される地域内	農林水産業共同利用施設	法の特定を定め、政令で指定される地域内の施設について1箇
害復旧事業の補助の特例	の施設について1箇所の工事費用を10万円に引き下げて補助対	災害復旧事業の補助の特例	所の工事費用を10万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大す
	象の範囲を拡大する。		②。 一
	第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された		第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された
	場合、次の2点の特別措置を行う。 1 天災融資法の対象となる経営資金の貸与限度額を250万		場合、次の2点の特別措置を行う。
災による被害農林漁業者等に		天災による被害農林漁業者等	1 天災融資法の対象となる経営資金の貸与限度額を250万
する資金の融資に関する暫定	- 円に、政市で足める賃金として賃刊ができる場合の賃刊限	対する資金の融資に関する暫定	一 円に、政令で定める資金として貸付ができる場合の貸付限 定 度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定
置法(以下「天災融資法」と	と、	措置法(以下「天災融資法」	と
う。)	2 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合	いう。)	2 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合
	等、または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象		等、または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象
	等、または長業協同組合連合会に対する大災融資法の対象 となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。		等、または農業協同組合連合会に対する大災融資法の対象 となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	森林組合等の行う堆積土砂の	
が組合寺の行う準領工的のが 地改良区等の行う湛水排除事		土地改良区等の行う湛水排除	
地域及区等の行う機が排除事 拓者等の施設の災害復旧事業	710. 147 0 11470	開拓者等の施設の災害復旧事	
14日 守い旭畝い火舌復口事業	:(-ハ) 7 公11119月		未(-^) j '0 - - - - - - - - - - - -
		中小企業に関する特別の助成	
1.正本に因りの可別の別以	1 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を	17 正末に関する特別の助成	1 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を
	1		1
小企業信用保険法による災害		中小企業信用保険法による災害	
小企業信用保険伝による災害 係保証の特別措置	2 災害関係保証の保険についてのてん補率を、100分の70か	関係保証の特別措置	音 の丹建貞金の借入に関する担保限及領を別件として取ける。 2 災害関係保証の保険についてのてん補率を、100分の70か
	2		ら100分の80まで引き上げる。
	3 保証料率を一般の保証より引き下げる。		3 保証料率を一般の保証より引き下げる。
	漁甘の宝な色はた中小小衆老に対し 漁甘の宝な色はる円台	事業協同組合等の施設の災害	
規模事業者等設備導入資金等	激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前	尹耒励 四組合寺の肥散の災害	及口尹未に刈りる柵切
成法による貸付金の償還期間	<u>において小規模事業者等設備導入資金等助成法によって貸付け</u> た貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長する		
MINION OF LES BENEFALL			
F例	た		

政府系金融機関による融資

<u>商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対して再建資金を</u> 貸付ける。

また、中小企業金融公庫及び日本政策金融公庫においても低 利融資を行う。

事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(略

第7節 公共施設災害復旧事業計画

【実施機関:防災関係機関】

第1 基本方針

災害復旧計画は、被災した各施設(特に公共施設)の復旧においては、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設復旧計画の策定に当たっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当り、速やかに当該事業の促進を図るよう配慮する。

なお、復旧・復興に当たっては、市民の意向を十分に尊重し、県や国の協力を求めて、計画的 に事業を進める。

第2 災害復旧計画

(略

11 農林水産施設災害復旧事業計画

(1)農地農業用施設災害復旧計画

農地農業用施設の災害については、現在まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮するためにも、今後はさらに被災の原因をよく探究して災害を繰り返さないよう計画に当たっては、これらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。

なお、農業農村整備事業として防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業と 相互関連を保ち積極的に推進し、災害を未然に防止する方法を講じる必要がある。

(略)

(新設)

(略)

第7節 公共施設災害復旧事業計画

【実施機関:防災関係機関】

第1 基本方針

災害復旧計画は、被災した各施設(特に公共施設)の復旧においては、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設復旧計画の策定に当たっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当り、速やかに当該事業の促進を図るよう配慮する。また、被災施設等の復旧事業、火山噴出物(火山災害の場合に限る。)、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

なお、復旧・復興に当たっては、市民の意向を十分に尊重し、県や国の協力を求めて、計画的に事業を進める。

第2 災害復旧計画

(略

11 農林水産施設災害復旧事業計画

(1) 農地農業用施設災害復旧計画

農地及び農業用施設が被災した場合には、速やかに被害状況の収集や応急対策を実施するとともに、国庫補助又は県単独事業等により早期の災害復旧工事を実施する。 また、防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業などの農村地域防災減災事業を積極的に実施し、災害を未然に防止する対策を計画的に推進する。

(略)

第3 国、県による復旧工事の代行

1 特定大規模災害等における権限代行制度

国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害 (以下「特定大規模災害」という。)等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請が あり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復 興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団 体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共 団体に対する支援を行う。

2 指定区間外国道の災害復旧工事における権限代行制度

国は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

新項	IB	新	備考
		3 重要物流道路等における権限代行制度	
		国は、重要物流道路及びその代替・補完路について、県又は市町村から要請があり、かつ	
		当該県等又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機	
		械力を要する工事で当該県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められる	
		ときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県道又は市町村道の災害復旧に関する工事	
		<u>を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u>	
		<u>4 県管理河川災害復旧工事等における権限代行制度</u>	
		国は、県知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良	
		工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事から要請があり、かつ県の	
		工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を知	
		事に代わって行うことが適当と認められるとき、国の事務の遂行に支障のない範囲である場	
	(略)	合に限り、知事に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。	
		(略)	